2015 年度龍谷大学人権問題研究委員会助成研究プロジェクト

報告書

ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障

目　次

第1部　在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート

在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケートの評価
…… 金　　尚　均、中　村　一　成、阿久澤　麻理子、山　本　崇　記　　1

第2部　ヘイトスピーチについての法的研究

寛容な社会とヘイトスピーチ－ジェレミー・ウォルドロンの知…… 遠　藤　比呂通　　29

ヘイトスピーチ対策に関する憲法理論の再構築…… 朴　　熙　将　　39

ヘイトスピーチの害悪と被害…… 金　　尚　均　　53

「大阪市ヘイトスピーチ対処条例」成立の背景、評価と課題 …… 文　　公　輝　　67

第3部　在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート用紙及び集計結果

在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート用紙…… 83

集計結果…… 87

在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケートの評価

2015 年度、龍谷大学宗教部の研究助成を受けて「ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障」と題する研究プロジェクトを行った。本プロジェクトは、昨今日本において社会問題化しているヘイトスピーチに視点を当てて、その害悪と被害を明らかにすることに目的がある。

日本社会において排外主義的風潮が強くなるにつれ、「日本人」であることを盾に、自分たちとは異なる人々に対して、不当に権利をむさぼり、義務を免れているとして批判し、排撃することを、あたかも「正義」であるかのように捉える考えが出てきた。それは端的に「在日特権」と示される。例えば、在日朝鮮人・韓国人の人々の生活実態・経済実態の現実とは異なる「特権」を根拠に、あたかも自分たち・日本人が「被害者」であるかのような意識をもつことで、彼らに対する攻撃を自己正当化しようとする。このような正当化の理屈はかつてからあったといえる。例えば、差別される側にも理由がある、等として、「未文明の人々を文明化してあげた」、「日本に住ませてあげている」、「韓国や中国の反日的姿勢が悪い」と主張する。どの主張をもってしても、これを理由に、自分たちとは異なる人々を排撃することを正当化する理由にならない。実はこのような理屈は、人が差別をする際に、常に用いられてきたものといえる。人間は、最後のところで、自分を正当化せずには生きていけない弱い生き物である。そのため、差別を正当化・合理化するための理由を創り出す。

しかし、このような差別問題は、従来からあったといえる。被差別部落の人々に対する差別はその典型といえる。そうだとすれば、ヘイトスピーチに象徴される社会問題を取りあげる理由はどこにあるのであろうか？　それには幾つかの理由が複雑に絡んでおり、因果的に決定的な一つの理由に行きつくとは限らないが、その中でも言えることは、インターネットなどを介して情報が流通・拡散することで、分散し、交じり合う機会のない人々が交流し、集合するようになったこと、そしてこのように集まった人々が集団で攻撃的に差別を扇動するようになったことである。従来の差別表現は、公衆便所や町の電柱に書かれているのが散見された。それは、ほとんどの場合、書いた人が誰かわからない。つまり、陰湿にも一人でばれないように書いて、逃げるというのが一つの典型であった。これに対して、敢えてヘイトスピーチと呼ばれている昨今の差別表現は、従来のそれとは異なり、繁華街など、人のたくさんいる場所で、多数でしかも自分の存在を隠すことなく、拡声器などを用いて大声で、攻撃的な口調で怒鳴り、ターゲットとなった集団の人々を誹謗又は中傷しつつ、周辺の人々に対して排撃することを扇動する。これは、差別行為に際しての顔隠しがなく、攻撃性と扇動性が強く、しかも情報の拡散の範囲が広いという点で決して看過することができない。2013 年 3 月から 8 月の半年間に 161 件のヘイトスピーチ街宣があったという調査結果を「朝日新聞」（13 年 11 月 6 日付）が報じている。また、法政大学のプロジェクトチームの調査では、2014 年 8 月までの 1 年間では 361 件になっている。ほぼ一日に一回、日本のどこかでヘイトスピーチ・デモが行われていることになる。

排外的、攻撃的、かつ扇動的な差別表現としてのヘイトスピーチが、2009 年 12 月に京都にある京都朝鮮第一初級学校という朝鮮学校の前で吐かれた。

2009 年 12 月 4 日に「在日特権を許さない市民の会」のメンバーたちが、京都の朝鮮学校が日本の国土である市民公園を略奪している、収奪している、それを取り返すのだという名目で、朝鮮学校に対して街宣活動を仕掛けた。日本で戦後の在日朝鮮・韓国人が来た経緯の認識が薄くなるにつれて、なぜ朝鮮人がここにいるのか、なぜ朝鮮学校が日本の中にあるのか、なぜ彼らが日本の国土である公園を使っているのかという

ことが非常に一方的な情報のもと、いわゆる抗議として現れた。

2009 年 12 月 4 日の 12 時半ころから 1 時間ほど拡声器を使った声で罵倒、罵声が続けられ、すぐ後ろにある校舎にいた子どもたちの中には夜寝られなくなった子どもや、公園に怖くて行けなくなったという子どももいた。そして彼らの表現、言っている内容はかねてより朝鮮人、韓国人に対する典型的な差別用語として、例えば「チョンコ」とか「キムチくさい」などであり、21 世紀のこの世の中で繰り返されてきた。

口汚く罵ることによって、本質的に何を言っているのかというと、「韓国・朝鮮人は自分たちとは違うのだ」、1 級市民、2 級市民という階級があるとすれば、「お前たちは 2 級市民なのだ」、と。「人間とは約束できるけれども朝鮮人とは約束できない」との発言には、人間以下なのだという真のメッセージが顕現し、これがインターネットなどで拡散し、差別と排除を扇動する。

学校を現場にして、学校並び子どもたちに向けて、罵詈雑言が吐かれた。これはまさに、ヘイトスピーチ、つまり、公然と、（特定・不特定を問わず）多数人に認識させるのに可能な態様又は方法で、（特定・不特定を問わず）多数の人々を扇動する目的をもって、民族によって特徴づけられる集団に対して、又はこれに属することを理由に個人に対して、攻撃的若しくは脅迫的若しくは侮辱的又は反復的な態様で、集団に対する誹謗若しくは中傷すること又は社会的排除若しくは暴力を扇動することである。本プロジェクトでは、2009 年の事件が起きた当時、小学 4-6 年生であって、現在は、全国の朝鮮学校、民族系学校、コリア系国際学校、日本の公、私立学校に通う韓国・朝鮮にルーツを持つ高校 1-3 年生を対象（日本国籍の学生も含む）にアンケート調査を行い、本事件や、今も止まない排外主義的なデモに対する彼らの意識を調べることで、どのような影響が直接的ないし間接的にあるのかを明らかにすることに努めた。このことを通じて、日本社会における差別問題の実像に迫り、これに対する対策を講じるための資料となることを願う。

1　調査の概要

本稿は、「ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障」研究プロジェクト（代表・金尚均法科大学院教授、龍谷大学人権問題研究委員会より助成）が、2015 年 6 月～ 9 月に、全国の朝鮮学校 9 校の主として高級部の生徒、民族学校 1 校、国際学校 1 校の高校生、および大阪府内の公立高校に在籍する「外国につながる」生徒を対象に実施したアンケートの集計結果の一部である。

アンケートの回答者 1483 人のうち、1453 人は、コリアにルーツを持つ子どもたちであり（公立高校の 30 人は、コリア以外のルーツを持つ）、韓国籍、朝鮮籍、日本国籍の生徒が含まれる。アンケート実施時点で、高級部・高校の生徒である回答者は、在特会等による京都朝鮮第一初級学校への攻撃が行われた 2009 ～ 2010 年には、初級部または小学校の児童であった。また京都朝鮮学園の子どもたちは、ヘイトスピーチによる攻撃を直接経験している。本来、安心・安全な環境を保障され、学び、成長する権利を持つ子どもたちが、ヘイトスピーチの攻撃を直接に経験したり、生活圏の中で、あるいはメディアを通してヘイトスピーチを見聞きしたことが、どのような心理的な影響を与えているのか、調査結果が示している。

2　調査対象

・全国の朝鮮学校 9 校（北海道・東京・神奈川・愛知・京都・大阪・神戸・広島・九州）の生徒
1379 名（中級部 67 名 , 高級部 1312 名）

・民族系学校 1 校の生徒	A 校	33 名
・コリア系国際学校の生徒	B 校	33 名

・日本の公、私立高校（神奈川・三重・大阪・兵庫・奈良※民族学校は含まない）の生徒

コリア系ルーツ	8名
その他外国にルーツ	30名

計1483名（全体の93%が朝鮮学校の生徒である）

3　調査方法と主要な調査項目

研究会が作成したアンケートを各学校に郵送し、各校が実施したものを回収した。ただし、公立高校のみ大阪府外国人教育研究協議会を通じて配布・回収した。

主要な調査項目は下記の通り

・コリアンに対する、日本社会における差別について
・ヘイトスピーチ（デモ・街宣）についての認知、認知経路、感じたこと
・上記のデモ・街宣をする人びとに対して感じたこと
・ヘイトスピーチ問題の解決のための法律の必要性について　　等

4　結果の要約

ヘイトスピーチの認知については、「在特会が京都朝鮮第一初級学校に対して行った街宣」を、全体の87.0%、「日本各地で行われているデモ・街宣」については85.2%が知っている。

「在特会が京都朝鮮第一初級学校に対して行った街宣」に対しては「怒り」「恐怖」を感じたとの回答が、それぞれ74.7%、51.2%あり、特に、京都の朝鮮学校（高級部）の生徒は、在特会の学校に対する攻撃を直接体験しており、安心・安全な環境で学ぶべき子どもたちが、学校で「怒り」や「恐怖」を感じたという回答の意味は重く、深刻に受け止めるべき、被害の実態である。「子どもの権利条約」の名宛人である国の責務が問われる。

「日本各地で行われているデモ・街宣」に対しても、「怒りを感じた」76.1%、「恐怖を感じた」46.1%となっている。特に、朝鮮学校と民族系学校に通う生徒では「恐怖を感じた」割合が4～5割ある。子どもたちの半数が、「恐怖」を感じているなどという状況は、決してあってはならないことである。不特定多数に向けられるヘイトスピーチは、「誰に向けられているかわかならない」がゆえに、自分自身のアイデンティティを顕現すれば、それが自分にも向けられるのではないかという、「相手の見えない」恐怖心を強化することに注意が必要である。

一方、気になるのは、京都の朝鮮学校の生徒たちの回答である。「京都朝鮮第一初級学校に対する街宣」に「恐怖を感じた」（53.4%）「怒りを感じた」（50.7%）は、それぞれ5割ずつであるのに対し、「日本各地で行われているデモ・街宣」には、「恐怖を感じた」が35.6%、「怒りを感じた」が72.6%あり、「怒りを感じた」割合が大きい。自らに攻撃が向けられた状況の中で、「怒り」よりも「恐怖」をまず、強く感じたとみることもできるが、ヘイトスピーチを直接体験したことの心理的影響が気がかりである。

ところで、「恐怖を感じた」回答者の割合は、性別による差が大きい。「京都朝鮮第一初級学校」に対する街宣、「日本各地」で行われている街宣のいずれの場合も、「女性」の割合が「男性」の2倍近くある。暴力という物理的な力に対する恐怖は、より女性が強く感じている。

一方、「日本各地で行わているデモ・街宣」について知って、どうしたか、という質問に対しては、「家族」「友人と話した」と回答した割合が女性ではそれぞれ4割代、3割代あるのに対し、男性ではその割合は、それぞれ2割代、3割代であり、むしろ「忘れようとした」が女性より5ポイント高い。心理的な影響は、女

性と男性とでは異なることがうかがわれる。

ヘイトスピーチ問題の解決に対しては、これを禁止する法律が必要だとする回答が、全体の 95.7% である。朝鮮学校で 96.5%、その他の学校でも、8 〜 9 割である。

なお、最後になるが、デモ・街宣に参加する人たちに対する思いをきいた設問に対しては、「許せないけど、同じ社会に生きる人間だからいつか分かり合える」（39.8%）と「許せない、絶対に理解しあえない」（37.5%）が同程度の割合ずつとなった。「いつかわかりあえる」という希望を表明した生徒が 4 割あるということを受け止め、その期待に応える日本社会でありたいと願うものである。

1. 属性について【問 1】

【問 1】では、全国の高校生の属性について質問した。朝鮮学校（全国）1379 人、A 校 33 人、B 校 33 人、公、私立学校（コリアルーツをもつ）8 人、公、私立学校（コリア以外のルーツをもつ）30 人、合計 1483 人

(2) 性別について（1. 女性　2. 男性　3. どちらでもない）

女性 738 人（49.8%）、男性 739 人（49.8%）、どちらでもない 2 人、無回答 4 人

（評価）

2015 年 7 月より、全国の朝鮮・韓国にルーツをもつ高校生を主たる対象として「在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート」と題するアンケート調査を実施した。結果にあるように女・男の比率に変わりはない。朝鮮学校の多大な理解を得ることができたため、学校の生徒数の比率は圧倒的に朝鮮学校の方が高い反面、質問によっては学校に関係のない全般的な生徒たちの意識が反映されている。その意味で、学校毎の比率だけに止まらない関心が寄せられることになるであろう。

2. コリアンに対する差別について【問 2】

【問 2】では、高校生・中学生に対してコリアンに対する差別について質問した。

「強く感じる」「やや感じる」「それほど感じない」「感じない」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）「強く感じる」「やや感じる」について、朝鮮学校（82.9%）、A 校（36.4%）、B 校（45.5%）、公立学校（コリアルーツをもつ）（62.5%）、公立学校（コリア以外のルーツをもつ）（40.0%）

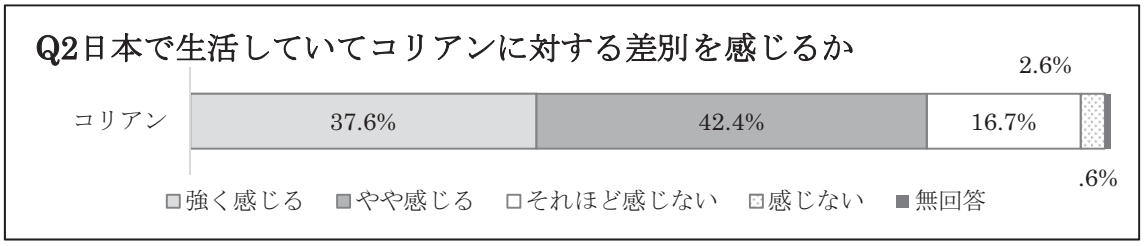

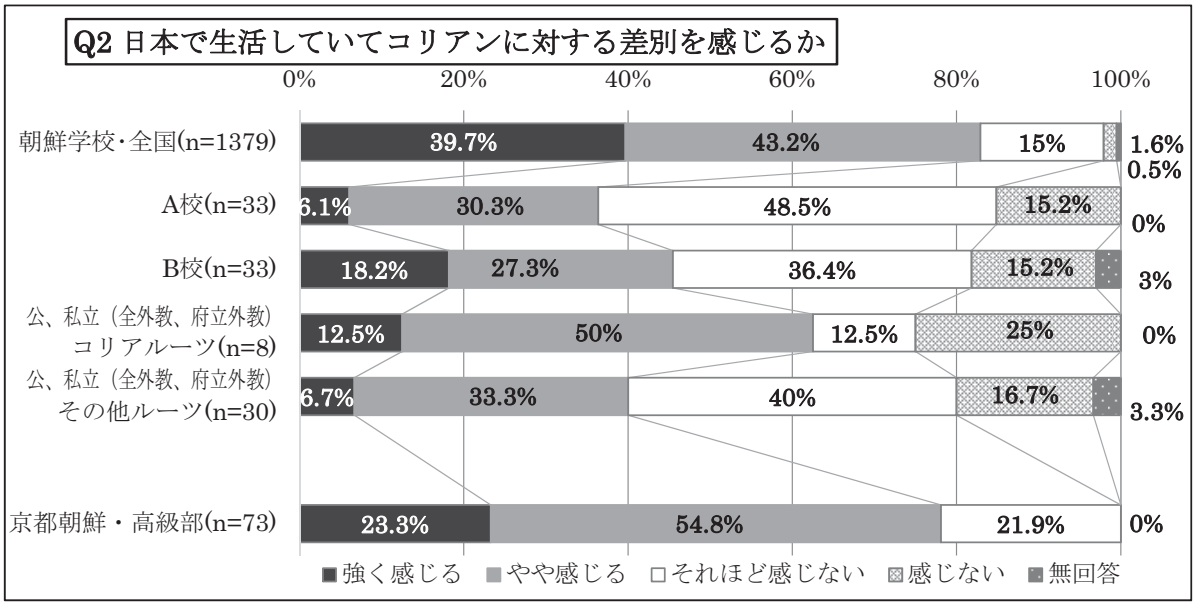

（評価）

「強く感じる」「やや感じる」について、全体では 80% の生徒が回答している。21 世紀になり、世代としては 3・4・5 世の人たちであるが、全体的に、日本で生活する生徒にとって日本社会における差別を感じていることを知ることができる。このことは日本社会での在日コリアンの人々にとって未だ日本社会においてコリアンであるないしそのルーツ持つことに関連して差別が残っていることを推定させる。また、「強く感じる」だけでは、朝鮮学校（547 人、39.7%）、A 校（2 人、6.1%）、B 校（6 人、18.2%）、公、私立学校（コリアルーツをもつ）（1 人、12.5%）、公、私立学校（コリア以外のルーツをもつ）（2 人、6.7%）という結果となっている。「強く感じる」と「強く感じる」・「やや感じる」のいずれの場合にも、朝鮮学校の生徒の比率が高い。南北朝鮮に関する報道や、かつて並びに現在における制度的な保障から朝鮮学校自体が除外されているなど、日本社会における認識が、これに通う生徒の意識においても反映されていると思われる。

(2)【問 2】で「感じる」「やや感じる」と答えた方々に、具体的にどのような時に、コリアンに対する差別を感じのるかについて自由記述で質問した【問 2-2】。

（結果）

高校無償化	774 人（朝鮮学校において全般的に多い）
ヘイトスピーチ	132 人
在特会	34 人
デモ	30 人
チョゴリ	16 人
試合	34 人
電車などでの暴言	34 人

（評価）

この数字は、朝鮮学校の生徒たちにとって高校授業料無償化制度からの除外がいかに不平等であると認識されているのかを如実に示している。ヘイトスピーチ、在特会そしてデモを合計して 196 人であり、14%近くの生徒が差別を認識していることは、日本社会における排外的風潮が生徒たちにとって被差別体験として受け止められていることを示している。チョゴリ、試合そして電車などでの暴言は、普段の生活での被差別体験であり、少なからずの生徒が、昔と変わりない直接的な被差別経験をしていることが分かる。

3. 日本における差別について【問 3】

【問 3】では、「障害者」「被差別部落の人々」「コリアン以外の外国人」「シングルマザー」「女性」等、それぞれの項目毎に、「強い」「やや強い」「あまりない」「ない」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

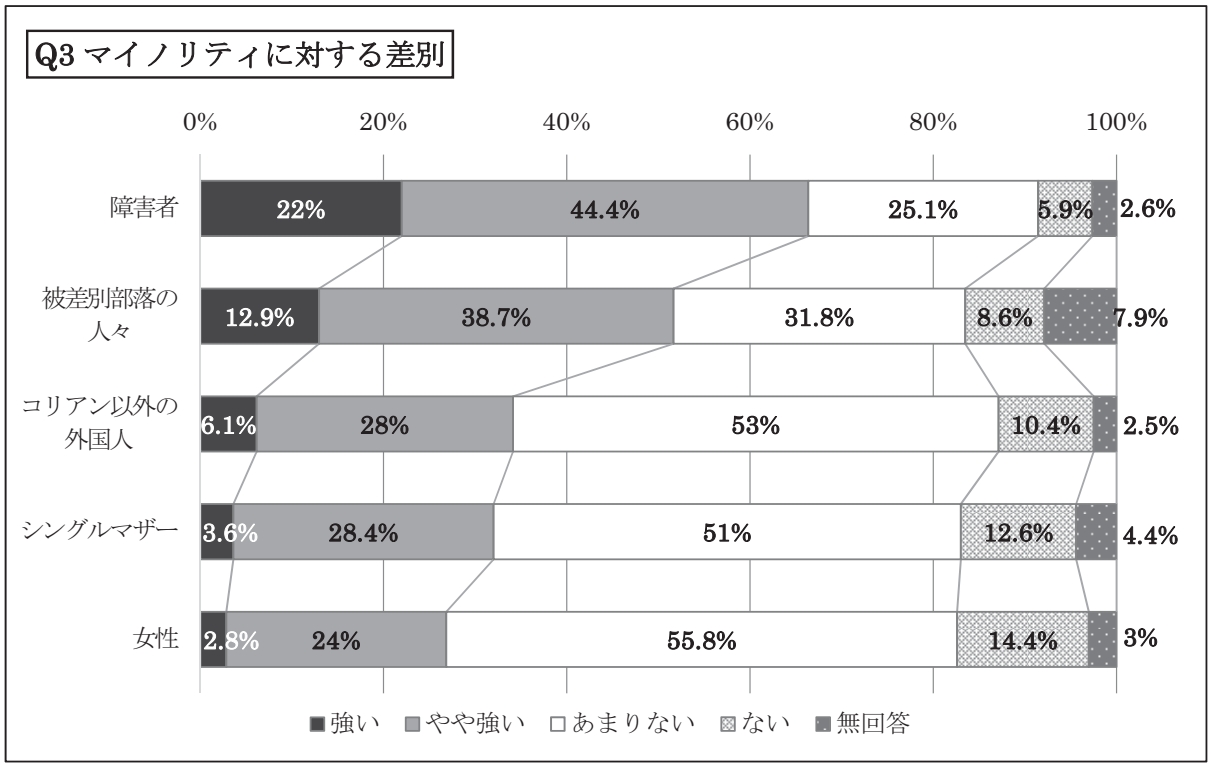

（評価）

障害者に対する差別があることについては認識していると言えるが、けれども、被差別部落に対する差別をとってみても、「強い」・「やや強い」を合わせて 50 パーセント強である。その他の差別については 50% を切る。コリアン・自分たち以外の差別問題について、新聞などのメディアを通じた社会問題に対する知識または情報の取得や学校などでの教育の場を通じた取得の機会が少ないといえる。

4. 2009 年 12 月 4 日の京都朝鮮第一初級学校に対する在特会のメンバーらによるデモ・街宣活動について

【問 4】では、京都朝鮮第一初級学校に対するデモ・街宣があったことについて「よく知っている」「少しは知っている」「知らない」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

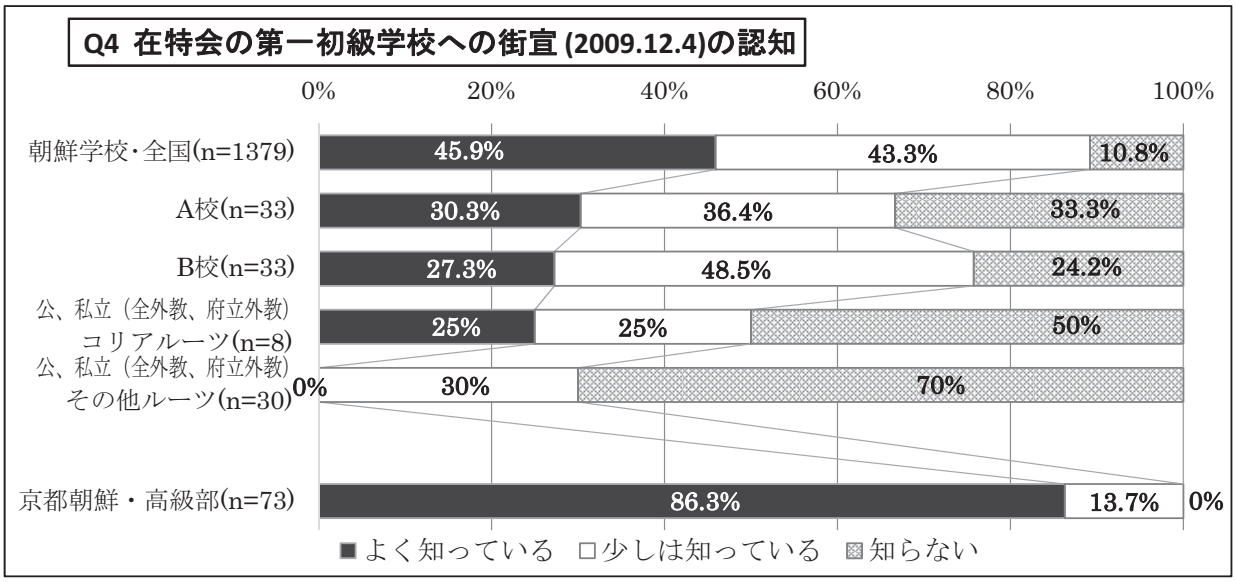

（評価）

朝鮮学校では認知度が 90%近くあり、かなり高い。同じ教育環境にある学校で起きた事件であることから、教員から知らされることが多かったと考えることができる。

けれども、他の学校についても朝鮮・韓国にルーツのある生徒においては 50%を超えており、いずれも関心度が高いといえる。これは同時に在日コリアンの生徒たちにとって社会的にもまた個人的にも重大事であったことを示す。

(2)【問 4-2】では、情報入手経路について、「先生」「友人・知人」「家族」「新聞・テレビ」「インターネット」「その他」のうちから一つ選ぶように求めた。

(結果)

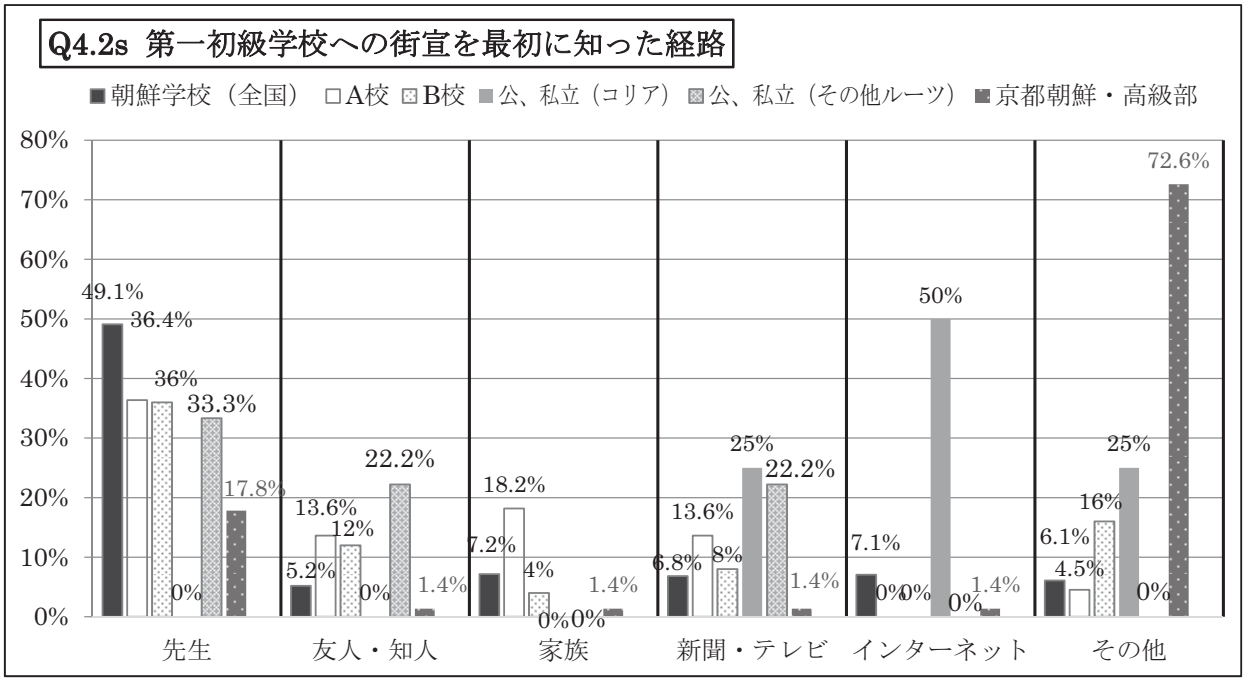

(評価)

朝鮮学校では、先生からがほぼ50%といえる。また、A 校、B 校、公、私立（その他のルーツ）でも先生による経路が高い。A 校は、先生の他、友人・知人、家族、新聞・テレビなど、様々な経路をたどりつつ認知していることがわかる。公、私立（コリアルーツ）は、新聞・テレビが 25%、インターネットを経路としているのが 50%でマスメディアを経路としていることがわかる。なお、「その場にいた」が 54 人いた。

(3)【問 4-3】では、情報を入手してどのように感じたのかについて、「何も思わない」「恐怖を感じた」「怒りを感じた」「仕方がないと思った」「在特会らのデモ・街宣活動に共感した」「その他」のうちから一つ選ぶように求めた。

(結果)

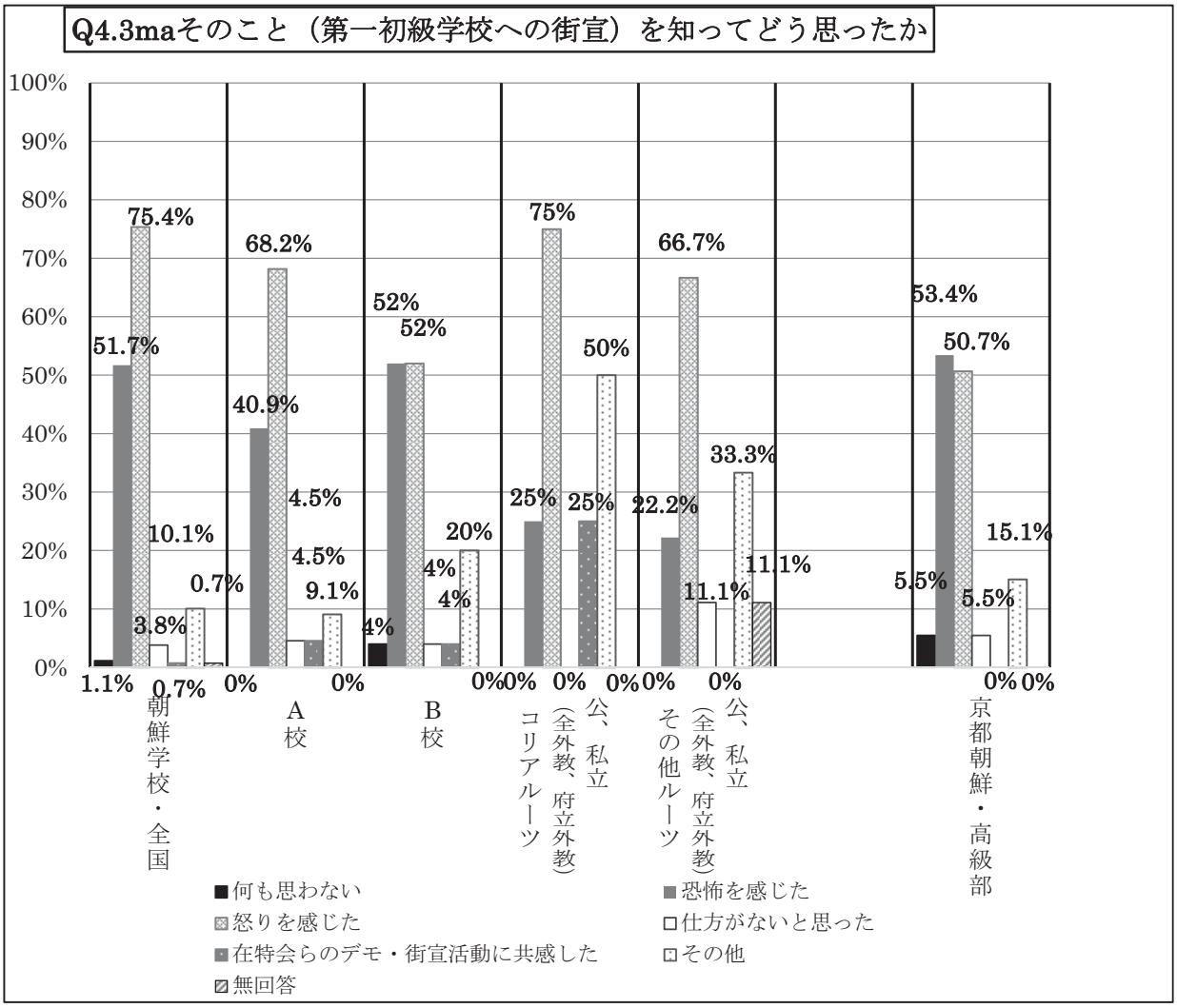

「恐怖を感じた」朝鮮学校（全国）（636 人、51.7%）、A 校（9 人、40.9%）、B 校（13 人、52.0%）

女性（428 人、66.5%）

男性（232 人、36.1%）

「怒りを感じた」朝鮮学校（全国）（927 人、75.4%）、A 校（15 人、68.2%）、B 校（13 人、52.0%）

女性（485 人、75.3%）

男性（478 人、74.3%）

（評価）

全体では、「怒りを感じた」（74.7％）が最も多く、続いて「恐怖を感じた」（51.2％）と、2つに回答が集中した。「怒りを感じた」の回答から、全体的に街宣に対する怒りの感情が強いことを見て取ることができる。「京都朝鮮・高級部」では、「怒り」「恐怖」がそれぞれ約50％ずつで、「恐怖」の割合が全体に比べて低い。当事者として攻撃を経験した子どもたちの心理という視点から、その理由について検討する必要があろう。

「性別」で差が大きく、「恐怖」を感じる割合は、女性（66.5％）が、男性（36.1％）の倍近い。

「学校で本名を使用しているかどうか」でも大きな差があり、「本名を使用している（はい）」は、「使用していない（いいえ）」より、「恐怖」については5.6ポイント、「怒り」は12.5ポイント高い。「恐怖を感じた」が男性に比べて極めて高い数字を示しているということは、歴史的には、制服を切り裂かれるといったチマチョゴリ事件など、朝鮮学校に通う女生徒に対するいやがらせや犯罪行為は枚挙にいとまがないことを物語っている。この数字は、歴史的事実から女性に与える心理的影響を示していると思われる。

5. 事件に対する大阪高等裁判所判決について【問5】

【問5】では、京都朝鮮第一初級学校に対する在特会のメンバーによる街宣活動に対する大阪高等裁判所判決について「よく知っている」「少しは知っている」「あまり知らない」「知らない」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

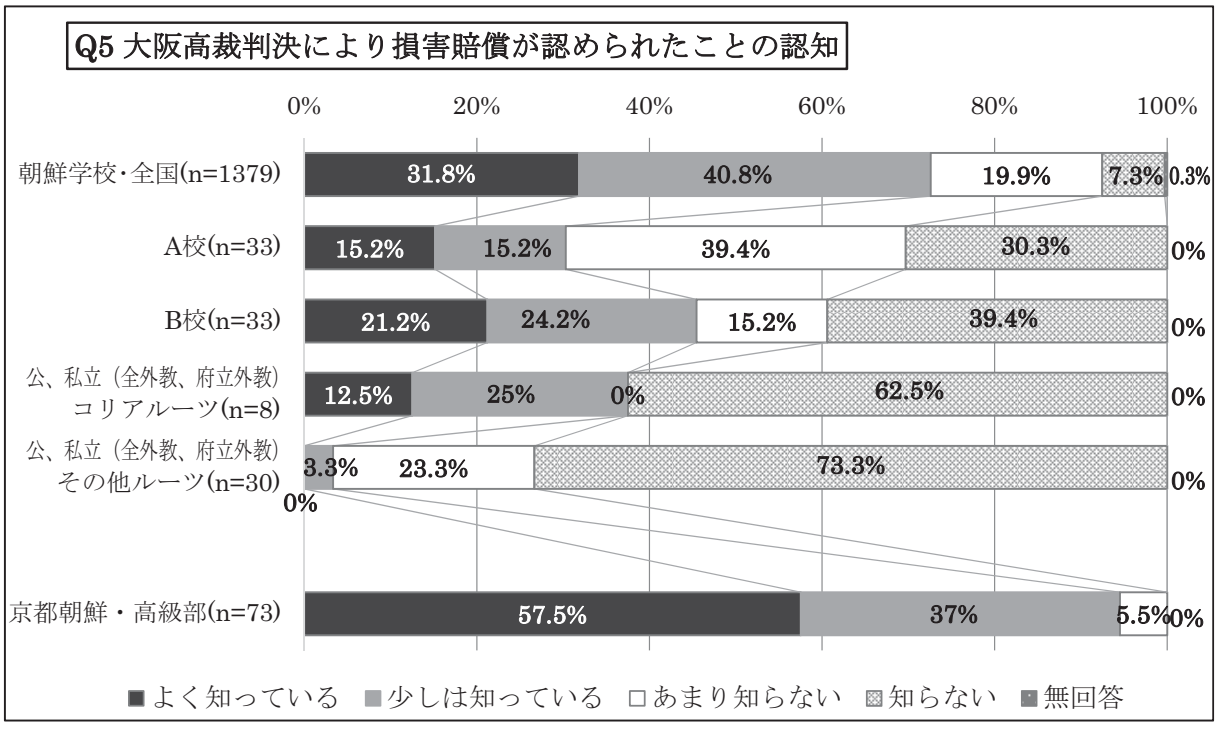

「よく知っている」

A校（15.2%）、B校（21.2%）、コリアルーツ（12.5%）、その他ルーツ（0.0%）

「少しは知っている」

A校（15.2%）、B校（24.2%）、コリアルーツ（25.0%）、その他ルーツ（3.3%）

（評価）

朝鮮学校では、「よく知っている」･「少しは知っている」の２つで概ね高い数字を示している。他の学校では、「よく知っている」･「少しは知っている」を含めて40%弱である。事件そのものは知っているものの、裁判の判決を具体的には知らないというのが一般的であるということからすると、しかも朝鮮学校ではないということを加味すると、この数字は決して低いとはいえないと思われる。

(2)【問5】で「.よく知っている」「少しは知っている」と答えた方を対象に、「先生」「友人・知人」「家族」「新聞・テレビ」「インターネット」「その他（具体的に）」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

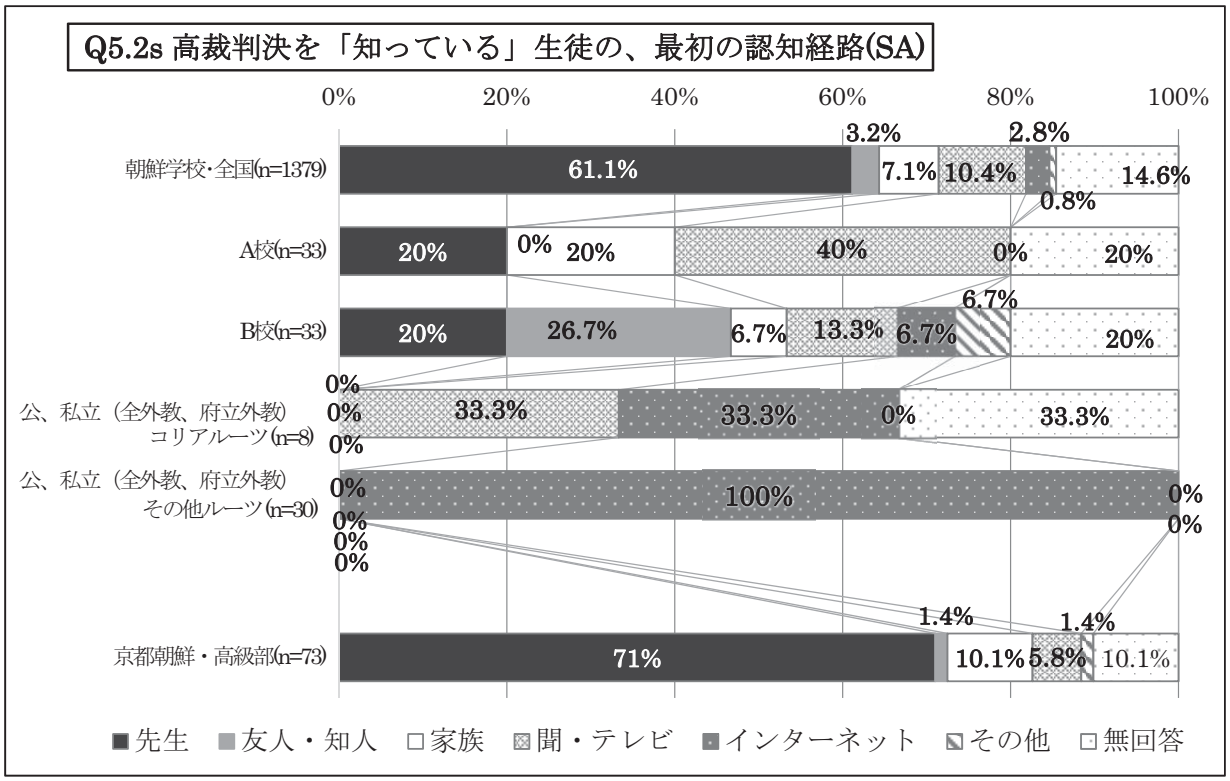

「先生」

朝鮮学校（全国）（612人、61.1%）、A校（2人、20%）、B校（3人、20%）、
コリアルーツ（0人、0.0%）、その他ルーツ（0人、0.0%）、京都朝鮮・高級部（49人、71%）

「知人・友人」

朝鮮学校（全国）（32人、3.2%）、A校（0人、0%）、B校（4人、26.7%）、
コリアルーツ（0人、0.0%）、その他ルーツ（0人、0.0%）

「家族」

朝鮮学校（全国）（71人、7.1%）、A校（20人、20%）、B校（1人、6.7%）、
コリアルーツ（0人、0.0%）、その他ルーツ（0人、0.0%）

「テレビ」
朝鮮学校（全国）（104 人、10.4%）、A 校（40 人、40%）、B 校（2 人、13.3%）、コリアルーツ（1 人、33.3%）、その他ルーツ（0 人、0.0%）

「インターネット」
朝鮮学校（全国）（28 人、2.8%）、A 校（0 人、0%）、B 校（1 人、6.7%）、
コリアルーツ（1 人、33%）、その他ルーツ（1 人、100%）

（評価）
朝鮮学校では、先生を通じて認知したのがわかる。A 校は京都にあることから、先生以外からも認知する経路を示しており、この事件に関する問題関心が一定高いことを示している。

6. 日本各地でのヘイトスピーチデモについて【問 6】

（1）【問 6】では、日本各地であるヘイトスピーチデモについて、「よく知っている」「少しは知っている」「あまり知らない」「知らない」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

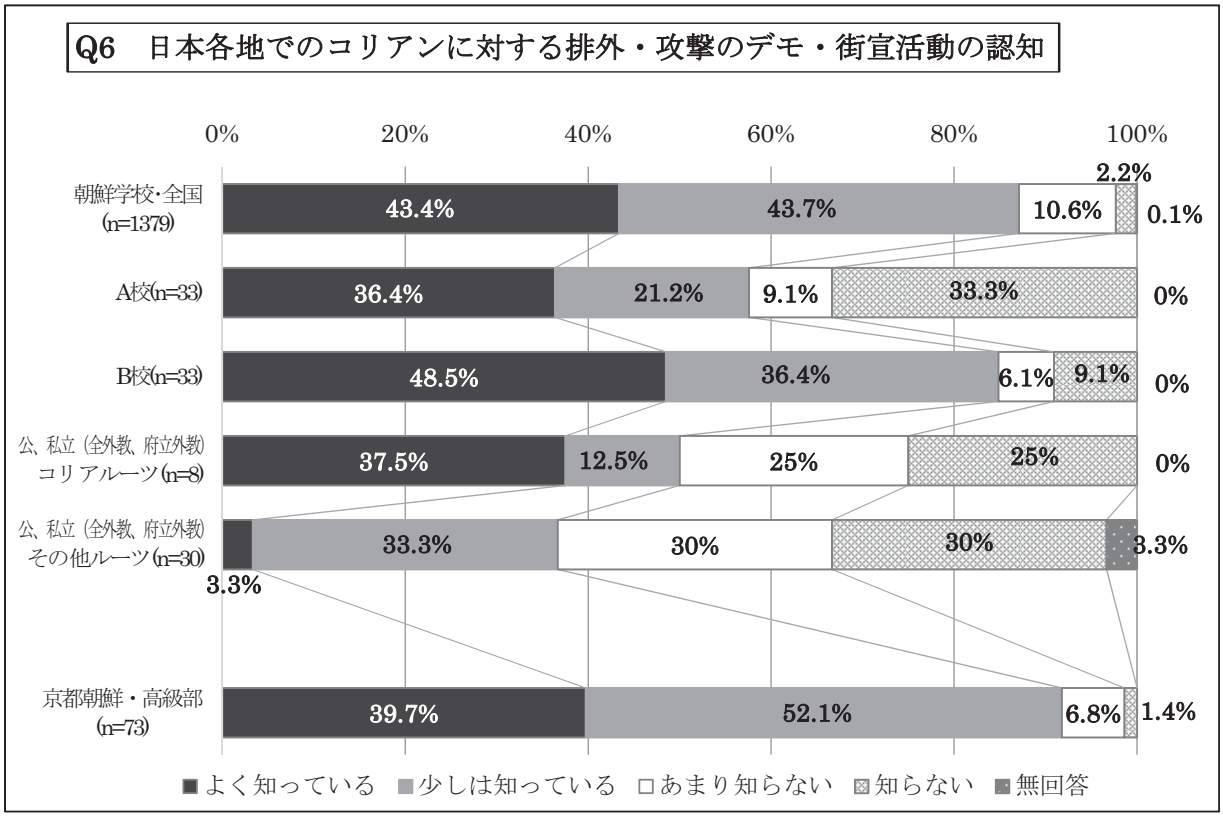

「よく知っている」「少しは知っている」
朝鮮学校（全国）（87.1%）、A 校（57.6%）、B 校（84.8%）、コリアルーツ（50.0%）、その他ルーツ（36.7%）、京都朝鮮・高級部（91.8%）

（評価）

全体として高い数字を示している。京都朝鮮学校ではほとんどの生徒に認知がある。これは、自己の経験や学校などで話す機会のあることを示していると思われる。

(2)【問 6】で「よく知っている」「少しは知っている」と答えた方を対象に、「先生」「友人・知人」「家族」「新聞・テレビ」「インターネット」「実際に見たことがある」「その他（具体的に）」のうちから一つ選ぶように求めた。

（結果）

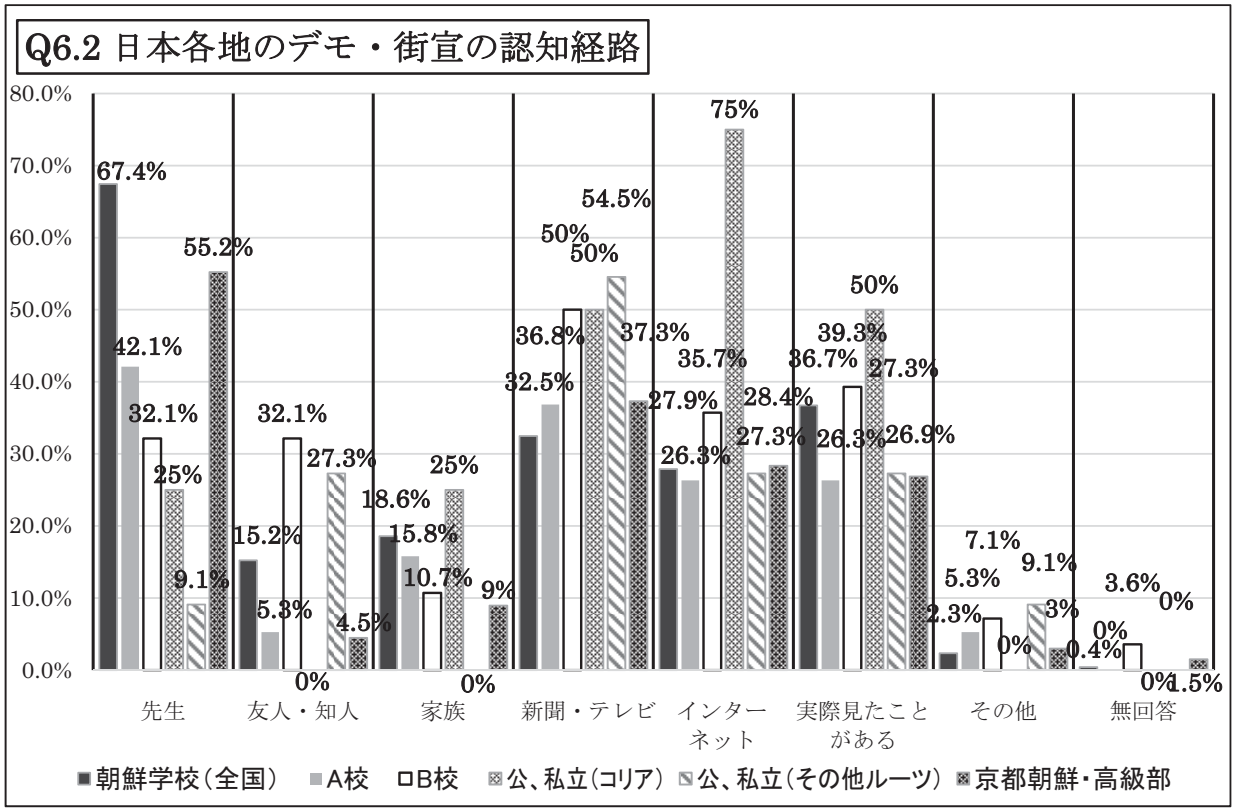

（評価）

朝鮮学校では、先生からが多く、学校で知らされていることを示す。他の学校でもある程度学校から情報が提供されていることがわかる。また、他の学校では、新聞やインターネットで知ることが多い。また「実際見たことがある」が 36.6% という高い数字を示していることに注意すべきである。学校の通行路や週末に街に出かけた際に見ている可能性がある。

7. ヘイトスピーチに対する気持ち【問 7】

(1)【問 7】では、コリアンを攻撃するデモ・街宣活動に対してもつ気持ちについて「恐怖を感じた」「怒りを感じた」「仕方がないと思った」「在特会らのデモ・街宣活動に共感した」「何も思わない」「その他」のうち選ぶことを求めた【複数回答可】。

(結果)

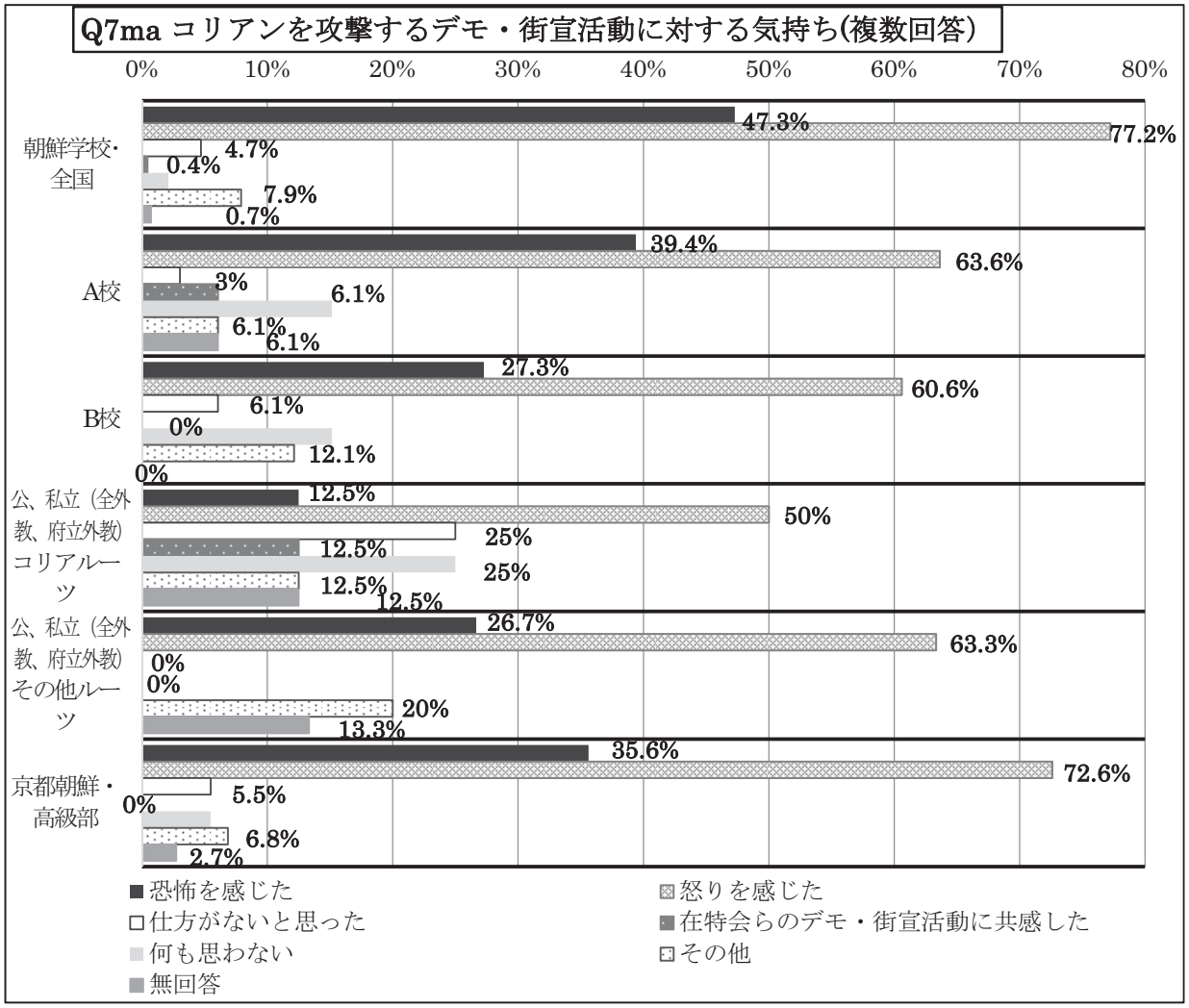

「恐怖を感じた」

朝鮮学校（全国）（652 人　47.3%）、A 校（13 人、39.4%）、B 校（9 人、27.3%）、コリアルーツ（1 人、12.5%）、その他ルーツ（8 人、26.7%）

京都朝鮮・高級部（26 人、35.6%）

女性（451 人、61.1%）

男性（230 人、31.1%）

「怒りを感じた」

朝鮮学校（全国）（1065 人、77.2%）、A 校（21 人、63.6%）、B 校（20 人、60.6%）、コリアルーツ（4 人、50.0%）、その他ルーツ（19 人、63.3%）

京都朝鮮・高級部（53 人、72.6%）
女性（562 人、76.2%）
男性（563 人、76.2%）

（評価）

全体では、「怒りを感じた」（76.1%）が最も多く、続いて「恐怖を感じた」（46.1%）。2 つに回答が集中。「性別」での差が大きく、「恐怖」を感じる割合は、女性（61.1%）が、男性（31.1%）の倍近い。「学校で本名を使用しているかどうか」でも差が大きく、「本名を使用している（はい）」は、「使用していない（いいえ）」より、「恐怖」については 16.6 ポイント、「怒り」は 16.9 ポイント高い。「怒りを感じた」が全体として非常に高い数字を示している。これに対して、「恐怖を感じた」については女性の数字が男性のほぼ倍であることに注目せざるを得ない。

(2)【問 7】で「恐怖を感じた」「怒りを感じた」と答えた方に対して、その理由について「気持ちが悪かった」「関東大震災のように朝鮮人が迫害されるのではないかと思った」「人間として平等に扱われていない」「自分が差別された経験を思い出した」「父母、祖父母から聞いた話を思い出した」「その他」のうちから選ぶことを求めた【複数回答可】。

（結果）

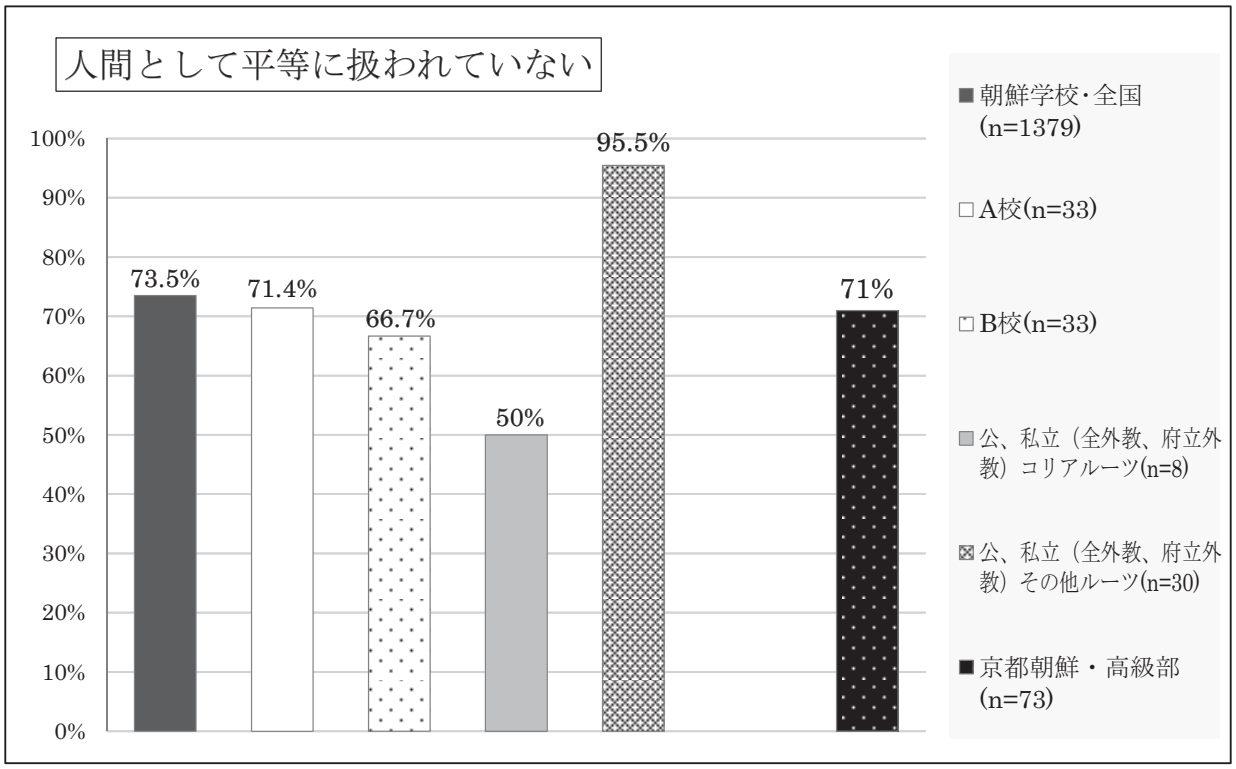

「人間として平等に扱われていない」
朝鮮学校（全国）（925 人　73.5%）、A 校（15 人、71.4%）、B 校（16 人、66.7%）、コリアルーツ（2 人、50%）、その他ルーツ（21 人、95.5%）
京都朝鮮・高級部（44 人、71%）

女性（540 人、79.8%）
男性（436 人、67.4%）

（評価）

「人間として平等に扱われていない」の数字が全体として 73.3%で最も高い。性別では、男性に「気持ちが悪い」が多く（男性 46.2%、女性 35.9%）、女性に「人間として平等に扱われていない」が多い（男性 67.4%、女性 79.8%）。これは、ヘイトスピーチがまさに差別を助長ないし扇動する行為であることをターゲットとされている集団の構成員において認識していることを示している。しかも、女性の数字が高いことは、ヘイトスピーチ街宣に対して「恐怖を感じる」ことと合わせて、暴力の恐怖と不当に扱われることという複合的差別を示している。

8. コリアンを攻撃するデモ・街宣活動を知った後の反応について【問 8】

【問 8】では、コリアンを攻撃するデモ・街宣活動を知った後の対応について「忘れようとした」「デモ・街宣活動の主張について調べた」「先生に相談した」「友人と話した」「家族と話した」「その他」のうちから選ぶことを求めた【複数回答可】。

（結果）

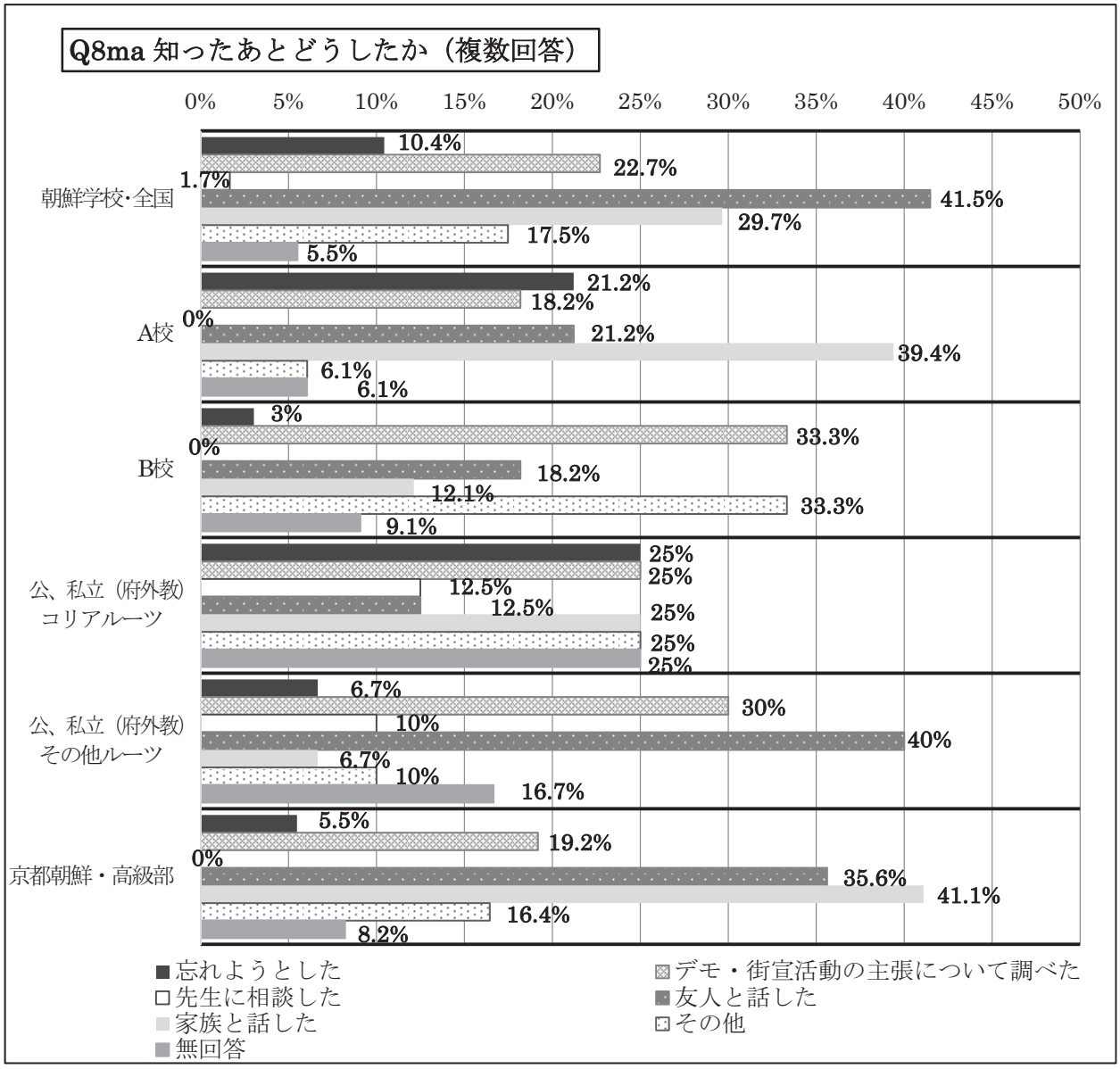

「デモ・街宣活動の主張について調べた」

朝鮮学校（全国）（313 人、22.7%）、A 校（6 人、18.2%）、B 校（11 人、33.3%）、コリアルーツ（2 人、50%）、その他ルーツ（9 人、30%）

「友人と相談した」

朝鮮学校（全国）（572 人、41.5%）、A 校（7 人、21.2%）、B 校（6 人、18.2%）、コリアルーツ（1 人、12.5%）、その他ルーツ（12 人、40%）

「家族と相談した」
朝鮮学校（全国）（409 人、29.7%）、A 校（13 人、39.4%）、B 校（4 人、12.1%）、コリアルーツ（2 人、25.0%）、その他ルーツ（2 人、6.7%）
京都朝鮮・高級部（30 人、41.1%）

（評価）
「デモ・街宣活動の主張について調べた」について、B 校と公、私立（全外教、府立外教）コリアルーツが高い。「友人と相談した」では朝鮮学校が多い。これは学校で先生から聞いた後に、友人と話したことを示しているのではなかろうか。「家族と相談した」では、朝鮮学校、A 校、そして公、私立（全外教、府立外教）コリアルーツが一定高い数字を示している。全体としては、かなりの生徒がヘイトスピーチについて問題関心を示していることが読み取れる。

9. ヘイトスピーチ問題の解決に必要なこと【問 9】

【問 9】は、ヘイトスピーチ問題の解決に対する法規制の必要性について、禁止する法律が「すごく必要」「必要」「多少必要」「あまり必要でない」「不要」から一つ選ぶように求めた。

（結果）

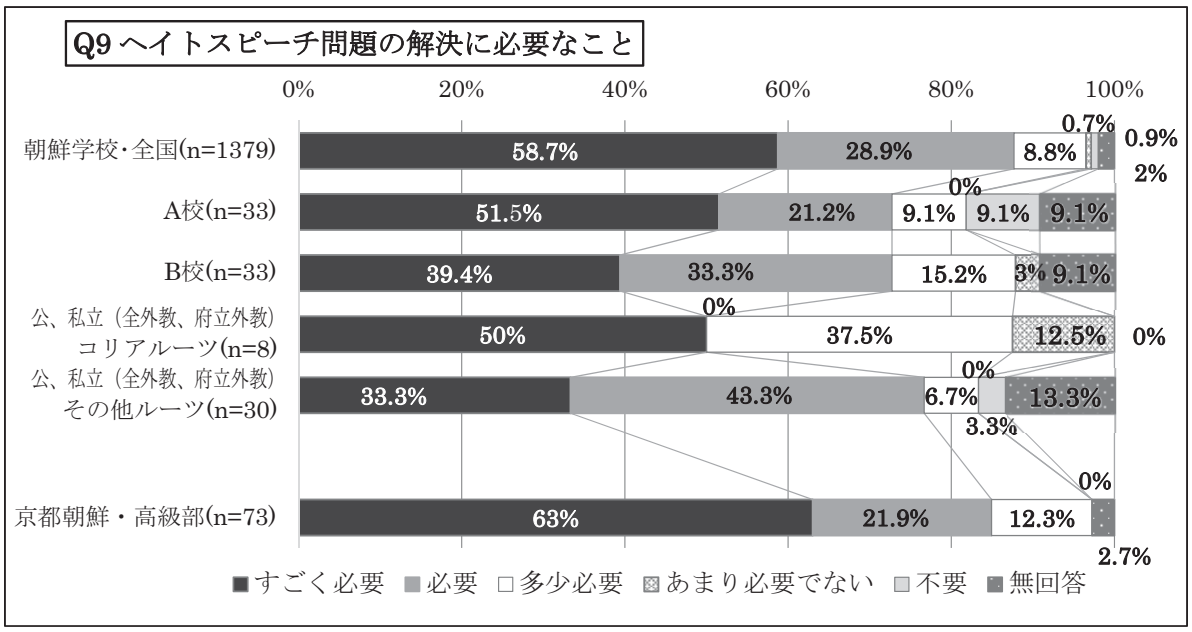

（評価）
東京都新宿区と京都、仙台両市で、20 歳以上の日本国民を対象にした「ヘイト・スピーチと外国人に関する有権者の意識」調査（2015 年）では、「ヘイト・スピーチは法で規制すべきか？『表現の自由』か？」との設問（338 人が回答）に対し、「法で規制すべきである」が 47.6%（「表現の自由」は 23.4%）との結果が出ている。半数近い「規制賛成」は社会問題化の影響が大きいとみられるが、当事者を対象にした本調査では全学校平均で「すごく必要」「必要」が 86.6%、「多少必要」を加えると 95.7%が規制を求めた。最も多い朝鮮学校では実に 96.5%が法律の必要性を回答した。日本の公、私立高校に通うコリアルーツの生徒でも 8 人中 7 人がこの 3 回答に収まり、その他ルーツの生徒も 83.3% がここに該当した。【問 4 － 3】や【問 7】など

と同様、当事者が感じる問題の深刻性がうかがえる。とりわけ朝鮮学校は他の属性集団より約 10 ～ 15 ポイント高かった。これは、具体的に攻撃対象とされた旧京都朝鮮第一初級学校や朝鮮大学校などに連なる属性集団であることなどが理由とみられる。

朝鮮学校襲撃事件を経験した世代が通う京都朝鮮中高級学校と、それ以外の朝鮮学校との間に有意な差は生じておらず、「被害者集団に属する者への影響」が全般に現れている。また、朝鮮学校に限らず、A 校や B 校、日本の公、私立学校の生徒たちも 8 割以上が法規制の必要性を支持しており、被害当事者であるか、あるいは朝鮮学校であるかを問わず、攻撃の対象とされるマイノリティグループの一員として生きる者たち全般にとって、ヘイトスピーチ問題は啓発・啓蒙で事足れりとする「心の持ちよう」の問題ではないことが浮かびあがる。彼／彼女らにとってヘイトスピーチは、即時的な暴力であり、法で禁止すべき危険な現象なのである。

また、学校内、学校外で本名を名乗って生活している者は、「使っていない」「使い分けている」者より 6 ポイントほど高かった。自らの民族的アイデンティティを表明して生活することがリスクを高めると認識しているがゆえだろう。彼／彼女らの民族的アイデンティティの「表現の自由」が侵害されているのである。非朝鮮学校系で B 校が A 校より高いのは、人権学習でヘイトスピーチ問題を取り上げていることが影響していると推察される。この問いで男女別に有意な差はみられなかった。

10. 居住地における「多文化共生」の進み具合について【問 10】

【問 10】では、回答者の暮らす地域における、コリアンと日本人の共生について質問した。「進んでいると思う」「まあ進んでいる」「あまり進んでいない」「進んでいない」から一つを選ぶように求めた。

（結果）

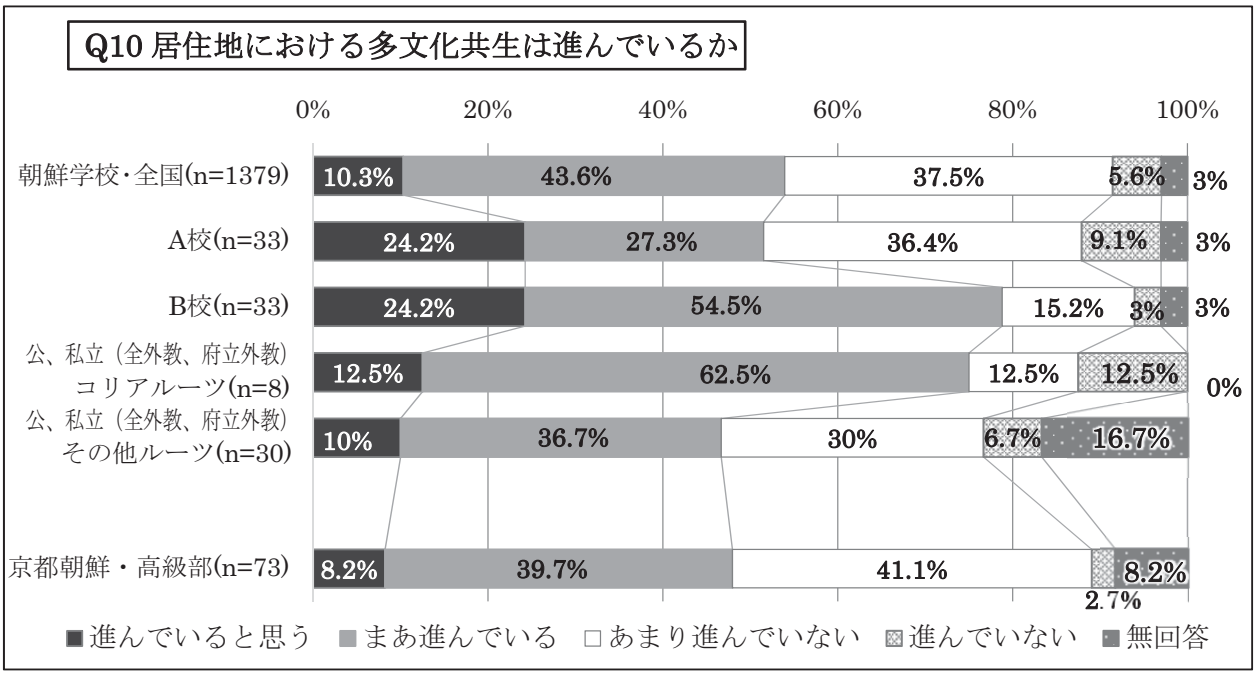

（評価）

「進んでいる」「まあ進んでいる」と回答したのは朝鮮学校で 53.9%（北海道は、回答母数が少なく統計的に並べるのは無理があるが、14 人中 13 人がここに収まった）。「あまり進んでいない」「進んでいない」との

回答は 43.1%。学校による差が比較的大きい。A 校で肯定的な認識を示したのは 51.5%（17 人）。一方、B 校は「進んでいる」「まあ進んでいる」が 78.8%（26 人）と高率で、「あまり」と「進んでいない」の計 18.2%（7 人）を大きく上回り、民族学校とは違う傾向が出た。開校時、地元で起きた設立反対運動を地道な交流で乗り越えて行った経緯が、地域交流の行事として定着、新入生にもその記憶が引き継がれていることや、そもそも教育理念に「多文化共生」を掲げ、ムスリムコミュニティとの交流などユニークな試みを続けていることも影響しているとみられる。ちなみに公、私立高校に通うコリアルーツの生徒も 6 人（75%）が肯定的認識となり、否定的認識は 2 人（25%）と B 校と同様の傾向を示したが、それがその他ルーツの生徒になると、肯定的認識は 14 人（46.7%）に低下した。容姿や生活慣習など、得てして在日コリアンよりも「他者性」が際立ちやすい新定住者の方が、地域社会での摩擦や、日本社会からの同化圧力をより強く痛感している可能性がある。

男女別でみると、男性 61%（450 人）が肯定的評価なのに対し、女性では 47.8%（353 人）に低下する。否定的評価では女性が 47.8%（353 人）、男性が 36.9%（272 人）と逆転した。マジョリティの中で生きるリスクについて、男性より女性の方が敏感な傾向を示しているのかもしれない。

11. 学校での本名の使用について【問 11】

【問 11】では、学校における本名の使用について、「はい」と「いいえ」で質問した。

（結果）朝鮮学校、A 校、B 校とも 9 割以上が「はい」と回答した。

（評価）本調査では、本名使用に関する設問を設けた。日頃からマイノリティとしての存在証明をして生活している者と、学校や家庭、地域社会で通称名を使用、あるいは使い分け、場合によっては朝鮮人と認知されていない人では、ヘイトスピーチに対する感情や、リスクへの認識において違った数値、傾向が出る可能性を想定した。

本名使用については、A 校、B 校ではいずれも 90%代後半の使用率を記録した。ちなみに公、私立学校に通っている「コリアルーツの生徒」では、本名使用は 6 人（75%）、一方で 2 人（25%）が不使用だった。男女に有意な差はなかった。また、2 ポイントほどだが、全生徒を対象にした学年別集計では、学年を経るごとに（「社会」への距離が近づくに連れて）、本名を使用する人が減っている。

12. 学校以外での本名使用について【問 12 ①】

【問 12 ①】では、学校以外（アルバイトや学習塾など学校外での社会生活を意味。家庭内など自宅は除く）での本名使用について「はい」「いいえ」「使い分けている」の 3 項目から一つを選ぶように求めた。

（結果）朝鮮学校では 54.5%（752 人）が「はい」。8.3%（115 人）が「いいえ」。36.3%（501 人）が「使い分けている」。A 校は「はい」が 11 人（33.3%）、「いいえ」が 12 人（36.4%）。一方で B 校は 27 人（81.8%）が「はい」。「いいえ」と「使い分けている」は共に 3 人（9.1%）だった。公、私立学校に通うコリアルーツの生徒は 5 人が「はい」、2 人が「いいえ」。1 人が使い分けていた。またその他ルーツの生徒は 86.7%（26 人）が「はい」。2 人（6.7%）が「使い分けている」だった。

（評価）使い分けは朝鮮学校が比較的高率だった。学校別でも【問 10】との顕著な相関関係はみられなかっ

た。民族性を表明するリスクや多数者との間で生じる煩わしさだけでなく、朝鮮人としての自己規定の強さ（≒自信）が、「外部社会」での「方便」としての「通名使用」や「使い分け」への心理的ハードルを下げている可能性も考えられる。民族的アイデンティティが自明な場や繋がり、言い換えれば「帰る場所」が担保されていれば、外社会での「通名使用」は必ずしも「ある種の妥協、敗北」と直結はしない。一方で学校以外での本名使用はＢ校が８割台と高率を示し、【問 10】の「共生度」に対する認識、あるいはアイデンティティを主張した時のリスク認識が違うことを裏打ちしている。またＢ校では、日本の公、私立学校などで実践されてきた「本名指導（民族名を名乗るように進める）」を採用しておらず、自らが名乗りたい名前を「本名」とする。したがって「本名」についての認識は他校とは多少、異なることも影響している。男女間で有意な差はみられなかった。

13. 就学支援金から朝鮮学校の高校生が排除されていることの認知【問 12 ②】

【問 12 ②】では、就学支援金制度（高校無償化）から朝鮮学校が除外されていることの認知について「知っている」「知らない」の二つから一つを選ぶよう求めた。

（結果）

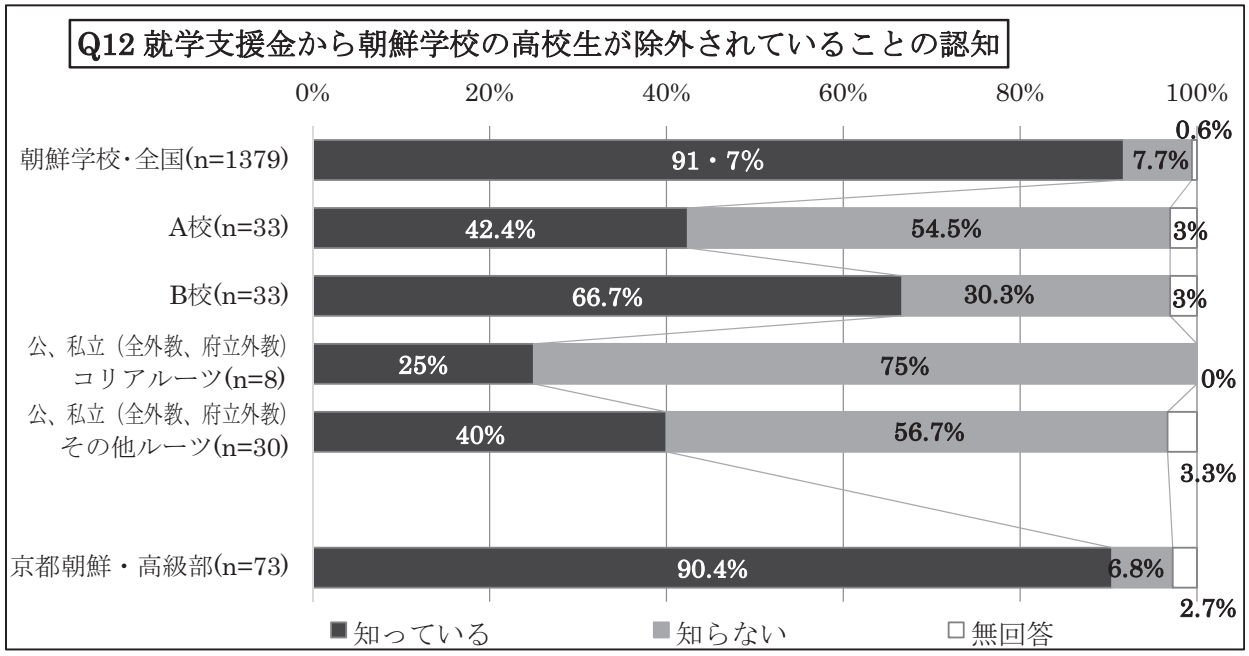

（評価）朝鮮学校では 91.7%（1264 人）が「知っている」（「知らない」7.7% ＜ 106 人＞、「無回答」6% ＜ 8 人＞）。除外を巡る民事裁判の弁論も進み、定期的な街頭署名などの抗議活動が続けられる中で、生徒間での認知度は高い。学校別でみると民事訴訟に取り組んでいる５校が認知度においても上位５校を占めた。一方でＡ校 42.4%（「知らない」54.5%）の数値は半分以下にとどまった。既に学校教育法上の学校（1 条校）であり、日本の私立学校として、就学支援金の支給を受けている同校では、学校で無償化を「問題」として知る契機が乏しく、家庭内でも話題になることが少ないのかもしれない。公、私立学校に通うコリアルーツの生徒の場合、「知っている」は２人で６人が不知だった。その他ルーツの生徒でも、12 対 17 で「知らない」が多いが、両者の差は縮まった。一方で、Ｂ校の場合は、「知っている」が 66.7%（22 人）で、「知らない」30.3%（10 人）を大きく上回った。Ｂ校は人権授業で「無償化問題」に言及していることもあるが、同校は就学支援

金制度上、朝鮮学校が該当する施行規則（ハ）にカテゴライズされている。また、朝鮮学校同様の学校教育法に基づく学校（一条校）ではなく国庫補助がないため、財政基盤が弱く保護者の経済負担が大きいことなどから、経済負担の軽減に関する問題への関心が高いのかもしれない。男女差はなかった。

14. 就学支援金制度からの除外に対する認識【問 13】

【問 13】では、就学支援金制度からの朝鮮学校除外に対する認識を「全ての高校生に適用すべきだ」「朝鮮学校の制度には適用すべきではない」「どちらでもよい」の三つから一つ選ぶように求めた。

（結果）

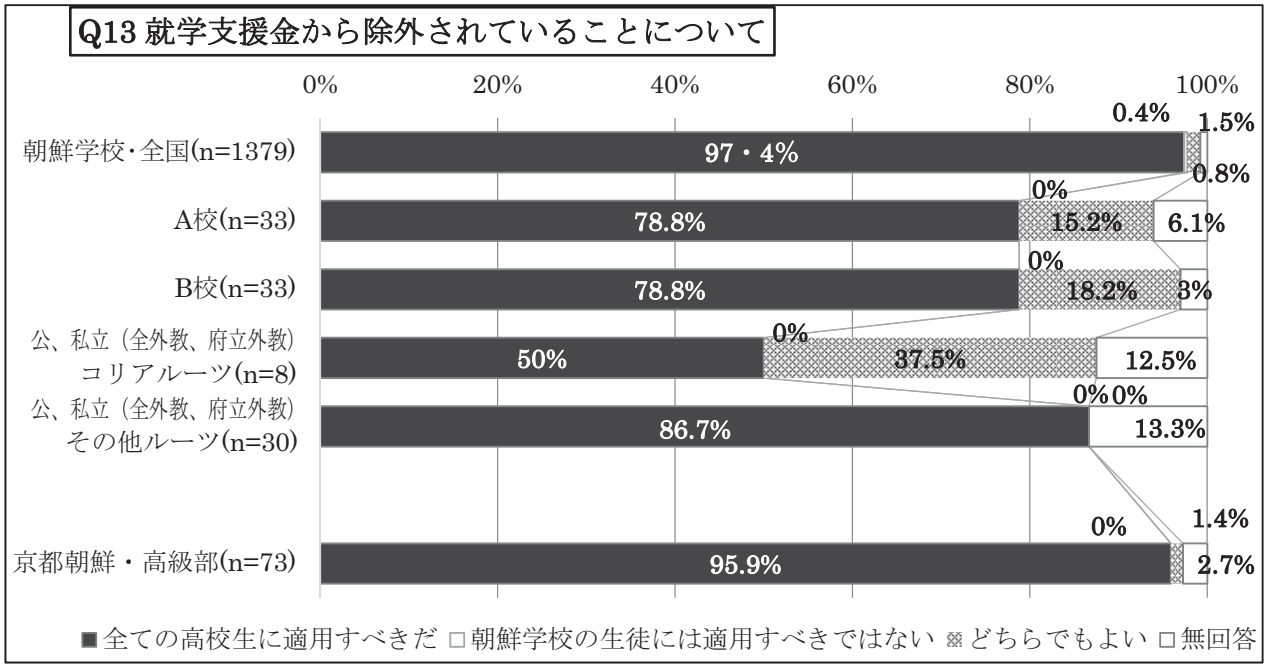

（評価）本調査では就学支援金制度からの除外を認識の軸に据えた。

朝鮮学校の中では 97.4% が「全ての高校生に適用すべきだ」と回答。A 校と B 校はいずれも 78.8%（26 人）が「適用すべき」と答える一方で、A 校で 5 人（15.2%）、B 校では 6 人（18.2%）が「どちらでもよい」とした。日本の公立学校に通うコリアルーツの生徒の場合、4 人（50%）が「適用すべき」、3 人（37.5%）が「どちらでもよい」と回答した。「すべきではない」と答えたのは朝鮮学校の 5 人（4%）のみ（朝鮮学校の「どちらでもよい」は 20 人＜ 1.5% ＞）。

就学支援金の対象者と非対象者の間に顕著な意識格差が出ている。公による朝鮮学校排除政策を媒介にして、同じルーツを持つ生徒たちの間に認識の差、分断が生まれている。

一方で、公、私立学校に通うその他ルーツの生徒の場合、「適用すべき」が 86.7%（26 人）に上り（無回答は 14 人＜ 13.3% ＞）で朝鮮学校に次ぐ高率だった。「差別」に対する感度が比較的高い結果は逆に、新定住の子どもたちの日常を反映しているのだろうか。男女間で有意な差はなかった。

15. 就学支援金制度からの排除と、差別排外デモ・街宣活動との関係について【問 14】

(1)【問 14】では、朝鮮学校の就学支援金制度からの排除と、街頭などで行われている差別・排外デモや街宣との関係についての認識を質問した。「関係がある」「関係はない」の二つから一つを選ぶよう求めた。

（結果）

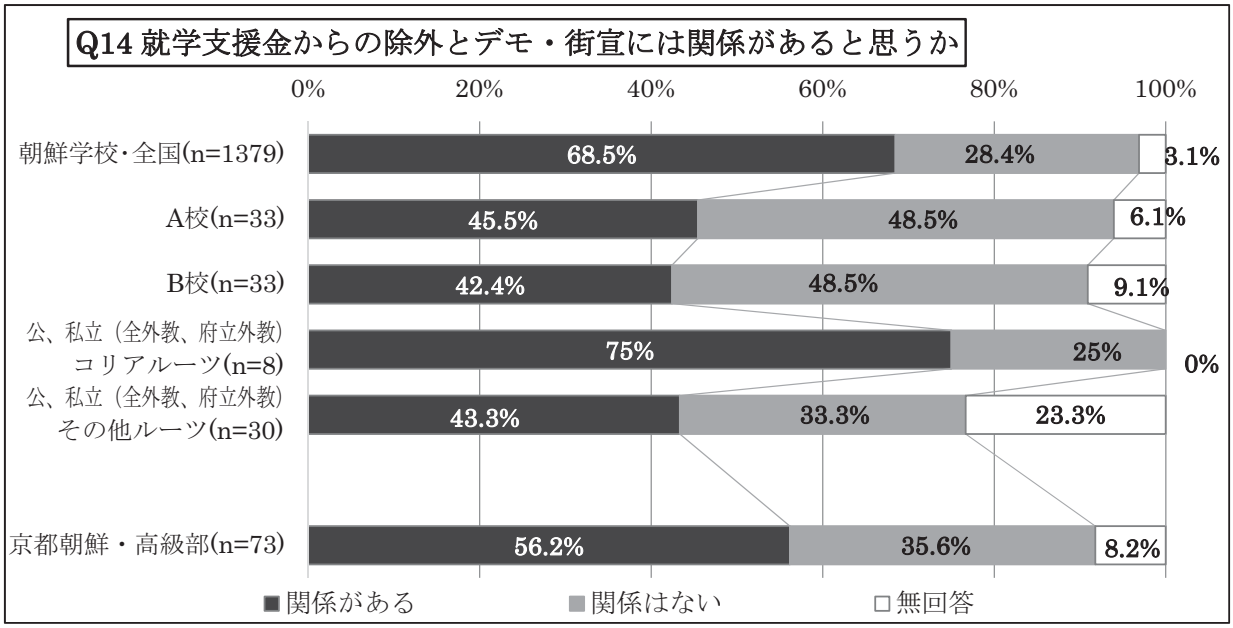

民族学校、国際学校間で、就学支援金制度を適用された者と排除された者との間に明確な差が出た。朝鮮学校・全国では「関係がある」と答えた者が全体の 68.6%（943 人）で「関係ない」の 28.4%（391 人）を大きく上回った。地域別にみると、無償化や補助金廃止・停止を巡って裁判をしている学校が概ね上位を占めた。一方で A 校と B 校で「関係がある」はそれぞれ 45.5%（15 人）、42.4%（14 人）で、「関係はない」がともに 48.5%（16 人）で後者が上回った。就学支援金制度からの排除や、それと呼応するように広がった複数自治体の朝鮮学校への補助金停止、廃止の動きは、朝鮮学校襲撃事件や朝鮮大学校への襲撃など、ヘイトスピーチが広がっていく時期と重なっている。それを当事者として目の当りにしてきた朝鮮学校と、それ以外の学校に通う生徒との意識の差が現れたとみられる。一方で公、私立学校に通うコリアルーツの生徒とその他ルーツの生徒では、それぞれ「関係がある」が 6 人（75%）と 13 人（43.3%）で「関係はない」を上回った。男女比では「関係がある」と答えたのが女性 72.6%（535 人）、男性 61.2%（452 人）に対して「関係ない」はそれぞれ 22.4%（165 人）、36.3%（268 人）となった。【問 10】同様、女性の方が自らを取り巻く問題に対して鋭敏な感覚を持っていることが推察される。

(2)【問 14】で「関係がある」と答えた方（991 人）を対象に、「それは、どのように関係していると思いますか」と質問した。回答は自由記述で求めた。

（評価）朝鮮学校、A 校、B 校、公、私立学校在籍生に関わらず、似通った傾向がみられた。最も目立ったのは「同じ差別だから」に類する内容だった。「同じ理由でデモや除外を行っている」「朝鮮人を人として認めてないから」「人として平等じゃない、コリアンに対しての差別」など、因果関係というよりは「在日への差別」を共通項に就学支援金制度からの除外と差別街宣・デモを括っている。「朝鮮人を追い詰めて居場所をなくそうとしている」「どちらも日本からコリアンは消えてほしいと思っている」「在日朝鮮人が日本に住むことを認めたくないため」「在日朝鮮人の存在をなくして植民地の歴史をなかったことにしようとしている」「朝鮮人を日本で生きられなくしている」「日本人に朝鮮学校が悪いというイメージを植え付ける」など、目的を忖度する記述も多かった。

特筆すべきは因果関係への言及が多いことである。「[就学支援金除外が※筆者加筆] ヘイトスピーチにつながる」「政治的なところで差別してしまうと、デモが強くなる恐れがある」「デモをすることで朝鮮学校への差別がひどくなると思うから」「街宣活動をする人の一つのカードとなる可能性がある」「国が朝鮮人であることを差別するからデモがしやすくなる」などがその一例だ。これらも所属集団を跨って表出されていた。高校生たちは、朝鮮人への差別が政府をはじめとする「公」による差別と街頭での差別デモ・街宣に参加する差別主義者たちとの間で循環、増幅していくサイクルを感じとっている。

これらが「コリアンと共生する気がない人の方が、この日本社会で多いからだと思う」「コリアンを支持してくれる人は沢山いたとしても、日本全体でそのような [差別※筆者同] 傾向がある」「すべてとは言えないが、ほとんどの日本人（その他も）が昔の歴史をよく知らず、コリアンについて悪い印象を持っている」「めっちゃ嫌われている」などにみられる、生徒たちの被差別感覚に現れている。生徒たちは公の差別政策や、街頭でデモ街宣を繰り返すヘイトグループのメンバーだけでなく、それらを看過している物言わぬ多数者を意識している。ヘイトスピーチ規制は急務だが、それだけでは「政府が公的に朝鮮人や朝鮮学校に対して差別をするから、在日に対する攻撃の大義名分となり、デモや街宣活動につながってしまっていると思う」に代表される生徒たちの懸念には応えられないのではないか。

16. 差別排外デモ参加者への認識について【問 15】

【問 15】では、排外・差別デモに参加する者たちに対する回答者の認識を質問した。回答は「許せない、絶対に理解しあえない」「許せないけど、同じ社会に生きる人間だからいつか分かり合える」「無視する・放っておくべき」の三つから一つを選ぶよう求めた。

（結果）

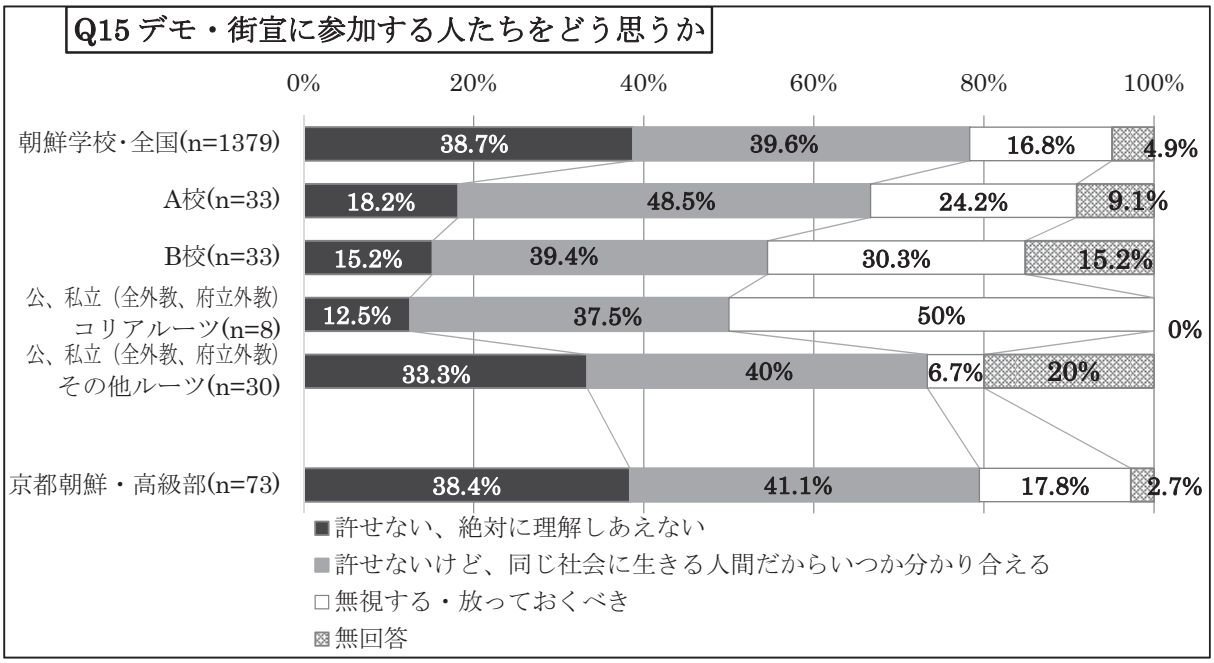

（評価）

実際に攻撃を経験した旧京都朝鮮第一初級学校に連なる「朝鮮学校生」と、それ以外との間に明確な差が現れた。朝鮮学校（全国）の「許せない、絶対に理解しあえない」が 38.7%（534 人）は、公立学校における

「他ルーツ」を除く他集団の倍、あるいは倍以上の数値を記録している。これは旧京都朝鮮第一初級学校や朝鮮大学校への度重なる街宣への怒りや不安や恐怖が、他集団より強いためと容易に推察できる。

その上で特筆すべきは、朝鮮学校生の「許せない、絶対に理解しあえない」38.7%（534 人）と、「許せないけど、同じ社会に生きる人間だからいつか分かり合える」39.6%（546 人）が、ほぼ同数になったことである。一方で「無視する・放っておくべき」は他集団より大幅に低い 16.8%（231 人）に留まっている。自由記述にある「いつか殺される」といった回答もあわせて考えると、ヘイトスピーチの根底には、自身の命の危険にかかわる「朝鮮人に対する明確な悪意や憎悪」があり、放って済ますことなどできない危険性に対するシビアな認識が存在しているのではないか。その上で相反する回答が拮抗している。

朝鮮学校の教育において、日本人は同じ社会で共に生きる相手として位置付けられていることや、家庭教育の影響もあるだろう。その上で注目したいのは、単数回答形式の質問だったが、相反する「許せない」と「いつか分かり合える」双方を選んだ者が 3 人（「許せない」と「無視する」は 4 人、「分かり合える」と「無視する」は 5 人）いたことだ。思わず二つにチェックを入れる生徒の心証、これは二つが全体を二分する意見であると同時に、「許せない」と「いつか分かり合える」が少なからぬ生徒たち個々人の内面で激しくせめぎ合う、アンビヴァレントな感情を反映しているようにも思える。

男女間でみると、男性の「無視する。放っておくべき」の回答は 21.5%（159 人）で、女性の 12.9%（95 人）を 8.6 ポイント上回った。女性の低さは逆に「それでは済まない問題」との認識の高さを示していると推察される。

17. 共生社会に向けて自分がしたいこと、すべきこと【問 16】

【問 16】では、共生社会を創るために、自分のすべきこと、したいことを自由記述で回答してもらった。

（評価）「もっと自分らの存在を世に広げていきたい」「自由に物申せる社会を築きたい」「自由になりたい」など、マイノリティとしての存在表明を「共生社会」の具体的なイメージとする者が少なくなかった結果は、如何に現在の社会が彼／彼女らの「マイノリティとしての表現の自由」を抑圧しているかを物語る。

日本に暮らすマイノリティとして生きて行きたいとの思いは、次の回答に集約されている。「我々は『同化』をするのではなく共生を願っている。迫害はやめてほしいし、朝鮮の歴史を知ろうともしないでああだこうだ言わないでほしい」。

ではその社会像の実現に向けて何が必要か。特に朝鮮学校生の中で突出したタームは「歴史」である。歴史を学んでほしい、歴史を知らないなどの言葉が随所に登場する。自分たちの来歴、換言すれば在日が在日する正当性を知らないことがあの差別・排外デモに繋がっていると彼／彼女らは考えている。そこには、前提的な知識を分かち持てていないという焦燥感と同時に、レイシストグループがあそこまで他者を攻撃できる「原因」を見付けたいとの思いが透けて見える。何かしらの「原因」を探して事態を理解しようとする傾向は、理不尽な攻撃に晒され続けた京都朝鮮学校襲撃事件の被害者にもみられた。

「交流」を進めるなど、レイシストグループのメンバーとの対話を求める声も少なからずあった。交流してもレイシストが変わらないことを前提とすれば、交流することに意味はない。交流や対話を求めるのは、それによってレイシストが変わりうるという潜在的期待があるからか。人間は差別主義者であろうと、変わりうるという人間認識なのか、それとも、マジョリティはマイノリティを無視して生きることが可能だが（もちろんそれは歪で非民主的な、改善されるべき社会だが）、マイノリティはマジョリティを排除して生きることなどできない。そうした現実も反映しているのか。あるいは、彼らが自分たちの人間としての存在を否定

するからこそ、自分たちは他者の存在を否定しないという思いなのか。「共生社会の実現は、差別主義者を日本から一人残らず消し去らない限り無理」「死刑にする」など、デモ参加者の物理的な排除に「解決」を見出す回答はほとんどなかった。

寛容な社会とヘイトスピーチ
――ジェレミー・ウォルドロンの知――

遠　藤　比呂通

定義の実体は言葉ではない。言葉は実体の象徴にすぎない。
芸術家は、それを造形によって象徴しようとするだろう。
モンテーニュは、あのエセーを書いて、人間と人生についての様々な定義を与えてくれたが、もしくは暗示してくれたが、あれは頭で考えるとおよそ別の過程によっている。
人生経験そのものが、かれの中で、あの様な表現に結晶したのだ（森　有正『バビロンの流れのほとりにて』より）。

1　エル・グレコの「聖衣剥奪」

スペインにいったら、是非見てみたい一枚の絵がありました。スペインの古都トレドにある大聖堂の聖具室の祭壇画として、奥の壁正面に掛けられている「聖衣剥奪」という絵です。作者は、エル・グレコです。

その絵には、十字架上での死の道行きを始める直前のナザレのイエスの姿が描かれています。彼は赤い衣を着せられ、ローマ兵達と民衆に囲まれています。マタイ福音書の記者は、そのときのイエスの姿を次のように描写しています。

> それから総督の兵士たちは、イエスを官邸に連れて行って、全部隊をイエスのまわりに集めた。そして、その上着をぬがせて赤い外套を着せ、また、茨で冠を編んでその頭にかぶらせ、右の手には葦の棒を持たせ、それからその前にひざまずき、嘲弄して、「ユダヤ人の王、ばんざい」と言った。

グレコは、トレド大聖堂の参事会から、聖具室の祭壇画を描くように注文を請けます。しかし、グレコの絵には、福音書記事からの大幅な逸脱がありました。福音書記事にある茨の冠も、葦の棒もありません。跪いてイエスを侮辱するローマ兵の姿も見受けられません。

絵の中で、イエスは正面中央に立ち、紐で拘束されてはいますが、右手を静かに胸にあて、左手の掌は開かれた状態で、十字架にする縦木に穴を穿っているローマ兵らしき人物に祝福を与えているかのようです。

さらに、福音書記事のこの箇所には登場しない、マグダラのマリアら３名の女性が、絵の左隅に描かれています。彼女たちは、憂いをあらわしながらも、しっかりと、十字架にする縦木に穴を穿つ人をみつめています。

女性達が描かれていることと、民衆の姿がイエスの頭の上に描かれているということで、参事会はエル・グレコに書き直しを命じます。エル・グレコは妥協せず、書き直しに応じませんでした。

この夏思いがけず、顧問先の会社からスペイン旅行へ招待されるということがあり、実際にトレドを訪れ、「聖衣剥奪」を観る機会を与えられました。

ローマ、イスラム、ユダヤ、カトリックと様々な文明の層が積み重ねられている街に、迷路のように、中

世の佇まいのままの坂道が続いていました。その道を辿っていくと、突然視界が開け、天を突き刺すように建つ大聖堂の尖塔が印象的でした。

大聖堂にはいって「聖衣剥奪」を自分の眼でみたときに、何よりも印象的だったのは、広い聖具室一杯を圧倒して広がっていくかのような衣の鮮やかな赤色でした。その赤によって、救世主が天を見上げ祈っている顔の輝きの威厳が際立つように思えたのです。

福音書記事にある「ユダヤ人の王、ばんざい」という嘲笑は、支配者につかえるローマ兵が、ユダヤ人を蔑む言葉として投げつけたものでした。このことは、ローマ総督ピラトも、十字架の上に、ラテン語で「ユダヤ人の王」というレッテルをつけさせたということからも伺えます。

しかし、グレコの世界には、ローマ兵を囲むようにして、ユダヤの民衆と、女性達の姿が描かれています。教会はこれらの人々の存在を嫌ったわけですが、これらの人々が存在することにより、「ユダヤ人の王、ばんざい」という侮蔑の言葉が、この世界では、打ち消されていることに気づかされました。

私には、エル・グレコが描いたのは、権力者に裁かれ、民衆に捨てられ、侮辱の言葉を浴びせかけられても何も答えない「沈黙の子羊」＝生贄としての人類の救世主ではなく、そのような侮蔑な言葉をものともせず、尊厳を保っているナザレのイエスの姿であったように思われて仕方がありませんでした。

2　身分の普遍化としての尊厳

尊厳は、道徳哲学上の概念として使われます。

たとえば、自己の理性にもとづいて自己を拘束する立法者になることができることが、人間の尊厳だというのが、カントの哲学の中核にあります。

一方尊厳は、そのような高尚な事柄を指すのではなく、日常の生活を普通にまともな人間（in good standing）として送れる、社会的地位（status）のことであると主張されることがあります。尊厳を法的地位として用いている例です。尊厳の定義をかような法的地位として定式化したのは、ジェレミー・ウォルドロンという法哲学者です。尊厳について、ウォルドロンは次のように定義しているのです。

> 法においては、尊厳は地位――他の誰もがもっているのと同じ自由、保護、権限を有する、しっかりとした立場をもった社会の普通の成員としての自らの地位――の問題であり、その地位に見合う承認と扱いに対する要求を生み出す。

彼は、ニュージーランド、イギリスとアメリカにまたがる知的サークルの中で、高貴な身分や職務と不可分であった尊厳が、人一般に普遍化したのが、社会的地位としての尊厳なのだという議論を展開しています。このような尊厳は、身分制、貴族制が廃止されたアメリカでも重要な意義を持つと彼は主張します。貴族や裁判官の地位から、面前で侮辱されない権利が生じるように、全ての社会構成員にも、「自分の子供の面前で侮辱を受けない権利」があるのではないかと。

さらにウォルドロンは具体的イメージを喚起するために、法的地位としての尊厳について次のように述べています。

> 尊厳とは、侮辱や屈辱の恐怖から自由に通りを歩き、自分に向けて扉を開いてくれる店や取引所をみつけ、そしてパーリアとして扱われることなしに他人と相互行為ができるという安心とともに前に進むことを、人に可能にしてくれる何ごとかである。

そして、尊厳が保護された状態というのは、社会の成員として普通の日常生活を安心して送れるという意味の公共財（public good）でもあると、ウォルドロンは言います。公共財というのは、社会の成員全てに不可欠でありながら、自由市場に委ねていたのでは、一部の人々にしか供給されない、電気、ガス、水道のような財を指す言葉です。経済の自由市場は、独占禁止や公共財の給付によって、その維持のために規制が不可欠です。同じように、思想の自由市場にも、社会の成員が生きていくのに不可欠な安心（assurance）という公共財があるのだと、彼は言いたいのだと思います。

ただし、公共財としての安心は、政府の手だけでは守ることができません。社会を構成する一人一人の成員によって供給されなければなりません。街灯が一つの供給会社によって、集中的に供給されるのとは全く違うのです。

なぜなら、尊厳としての法的地位は、社会の成員相互で暗黙で、無意識のものでなければならないからです。人が、侮蔑や危害を受けることを恐れて、外出を控えたり、交際から遠ざかること自体ですでに、尊厳が侵害されてしまう、すなわち、安心という公共財が失われてしまうからです。

ここで注意しなければならないのは、尊厳を維持し、安心という公共財を提供することは、人々に不快感（offense）を与える表現を抑制することとは違うということです。イスラム教の教祖、教義を批判することは、イスラム教徒にとっては著しい不快感を抱かせるものでしょう。神に対する冒涜だからです。しかし、イスラム教徒の市民としての尊厳を傷つけるものではありません（サルマン・ラシディの悪魔の詩）。

また、法的地位としての尊厳を傷つけることは、人の悪口をいうこととは全く違います。悪い評価を受けることは、名誉毀損になることはあっても、尊厳の侵害になるわけではありません。特定の人物についての評価と、社会の成員として生きるために不可欠な基礎をなす評価（これを、ウォルドロンは承認と呼びます）の区別が行われるべきです。

このような尊厳は、社会の歴史に照らして、もっとも傷つけられやすいマイノリティの成員に対して保障されなければなりません。しかし、法的地位としての尊厳は、集団としての権利ではなく、あくまでも社会の成員たる個々人に帰属するものです。

私が、グレコの絵の中に表現されていると感じた「尊厳」を、思想として表現するなら、このウォルドロンの定義に最も近いと思います。「ユダヤ人の王、ばんざい」というのは、今日の言葉で言えばヘイトスピーチです。グレコは、民衆と女性達を描くことで、ヘイトスピーチを乗り越えようとしました。我々の社会において、「ヘイトスピーチ」にどう対処すれば、尊厳を維持できるかについてのウォルドロンの言葉に耳を傾けてみましょう。

3　ヘイトスピーチ規制は何を守るのか

アメリカ憲法学は、表現の自由について、ホームズの「思想の自由市場」論に基づくリベラルな立場をとっています。しかし、勿論、「思想の自由市場」論だけで、実際のアメリカ合衆国連邦最高裁の判例法理を説明できるわけではありません。

アメリカ連邦最高裁判所の判例法理は錯綜し、日本の研究者による紹介を見ても、その全体像をつかむことは困難です。

そんな中、ニューヨーク・タイムズにおいて、連邦最高裁判所判決についてのコラムニストを長年務めたアンソニー・ルイスが世に問うた、『敵対する思想の自由』は、表現の自由の判例法理の歴史について、深い洞察に基づいた知見を与える髄一の著作です。

ウォルドロンは、ルイスの著作について、書評新聞に記事を書きました。その書評の中で、ウォルドロンは、ヘイトスピーチ規制を擁護しますが、それが契機となって、アメリカの読者からバッシングを受けるようになります。

書評の中で述べた穏健な批判がバッシングを受けることに驚いたウォルドロンは、ハーヴァードのホームズ記念講義で、ヘイトスピーチ規制のための擁護論を展開します。ヘイトスピーチに対する規制は、ニュージーランド、イギリス、カナダ、ドイツに存在するだけでなく、国際人権法においては、ヘイトスピーチ規制は、人権に反しないどころか、人権擁護のための義務となっています。これらの諸国や国際人権法において実定法として通用しているヘイトスピーチ規制の正当化根拠の本当の姿を、アメリカ憲法学も知るべきではないかと。

ウォルドロンがそのようなことを行うのが可能なのは、彼が、アメリカの法律系知識人社会の中で、アウトサイダーであると同時に、インサイダーでもあるからです。ウォルドロンは、ニュージーランダーです。イギリスに移住しますが、そのイギリスで、出来たばかりのヘイトスピーチ規制法を適用する姿を目の当たりにします。温泉地で、黒人を猿として描いたポスターを貼った被告人に対し、老齢の判事が「このような表現が認められてしまえば、人種が複合する社会は成り立たないのだ」と厳しく説示する姿に接し、感動したといいます。

ヘイトスピーチは、単なる憎悪をガス抜きすることではなく、複数のメッセージを送り、そうしたメッセージを、社会の目に見える永久的な構造の一部としようという、計算された行為であると、ウォルドロンは考えます。

つまり、ヘイトスピーチは、攻撃されたマイノリティの成員に対しての恫喝と、共同体の他の人々に対する仲間を募る呼びかけ、という二面性を持っているのです（マイノリティに対しては、「いい気になるなよ。怯えていろ」と、差別者に対しては、「君は１人ではない。あいつらを叩き出せ」というメッセージを同時に伝えているということです）。

ヘイトスピーチが、これらのメッセージの伝達により、安心という公共財と尊厳を奪うのは、差別と暴力への威嚇を行うことによってばかりではありません。この社会がどのようにマイノリティーを虐待したか、生々しい悪夢を呼び覚ますことにもよるのです（黒人に対する私刑を予告する燃える十字架がその典型例です）。

ヘイトスピーチ規制の合憲性が論じられるときに、必ず参照されるのが、R. A. V 判決とヴァージニア判決です。これらの連邦最高裁判決の事案はいずれも、アフロ・アメリカンの家の庭に、燃え盛る十字架を置いたというものでした。前者の判決は、事案の特質も、キュー・クラックス・クランによって燃え盛る十字架がどのように用いられたかについての歴史も一切検討せず、およそ観点によって表現の自由を制限することはできないとしたのに対し、後者は、事案と歴史を考慮したうえで、当該事案で問題となった燃え盛る十字架を置く行為が、アフロ・アメリカンの人々に「本当の脅威」（true threat）となる場合は、制限できるとしました。

話が若干ずれましたが、本題に戻りましょう。

もっと普通の場合には、ヘイトスピーチは、民族、人種、あるいは宗教のような属性的な特徴を、社会の成員として扱われる資格を誰かから奪う行為と結びつけることです（「黒人は強姦犯だ」ということや、「イスラム教徒はテロリスト」であるというのが典型例です）。

ヘイトスピーチは、憎悪それ自体を問題とするのではなく、その表現の効果に着目した概念です。従って、憎悪そのものを罰するということでヘイトスピーチ規制を非難するのは的外れということになります。

この点で、ヘイト・クライムとの区別が肝要です。ヘイト・クライムは、殺人、傷害、暴行などの犯罪が人種的偏見、憎悪に結びついている場合に刑を加重するものですが、ヘイトスピーチは、表現そのものの効果を問題としているという違いがあるからです。

アメリカの歴史を紐解くとき、このようなヘイトスピーチ規制が認められた時代があります。その規制は、集団的名誉毀損（group defamation）或いは集団的文書誹謗（group libel）というふうに呼ばれていました。1952 年のボーハネ事件連邦最高裁判決によって合憲にされた、イリノイ州法がその例です。

ウォルドロンは、この連邦最高裁判所判決は、未だに判例変更されていないのではないかという疑問を提起します。

ルイスは、ニューヨークタイムズ・対サリバンによって、ボーハネが無効となったといいますが、サリバン判決は州の公務員の事案であって、この法理をマイノリティの成員に及ぼすのは無理があると思います。

それでは、判例変更の根拠としてよく引き合いに出されるブランデンバーグ対オハイオの事案はどうでしょうか。

サンディカリズム法が、キュー・クラックス・クランのヘイトスピーチに適用されたことが問題となった事案です。この事案は、明白かつ現在の危険の法理の適用があるとしたと受け取られています。

しかし、そもそも、ヘイトスピーチ規制について、明白かつ現在の危険を議論するのは的外れだというのが、ウォルドロンの見解です。保護法益が安心と尊厳である以上、むしろ、環境犯罪或いはポルノグラフィ規制との類比で考えるべきだというのです。

自動車に排ガス規制装置を取り付けることを義務付ける際に、ドライバーが、私の車の排ガスが地球温暖化に対し明白かつ現在の危険を及ぼすことが証明できない限り、規制は憲法に違反するというのがナンセンスです。そうだとしたら、ヘイトスピーチ規制についても、因果関係についての明白性及び現在性を要求するのは誤りだというのです。

4　表現の自由にも限界がある

次に、ウォルドロンは、アメリカ憲法学の表現の自由論と正面から対決します。

ウォルドロンによれば、表現の自由の立場からの、ヘイトスピーチ規制に対するもっとも有力な反対論は、エドウィン・ベーカーの形式的自律論とロナルド・ドゥォーキンの民主的正当化論です。

しかし、いずれの立場も、道徳的正当化に成功してはいない、というのがウォルドロンの結論です。

ベーカーは、言論は、それを発する人を、一定の見解の持ち主ないし一定の原則の支持者として世界に向けて提示する、と主張しています。従って、何を表現するかについての自己決定は、形式的自律として例外なく尊重されなければならないことになります。

形式的自律は、ヘイトスピーチを聞いた者の自律を含みます。ヘイトスピーチ規制が問題なのは、媒介する人間の心理的決定を無視する点にあるというのが、ベーカーの消極論のもう一つの根拠です。

しかし、問題なのは、実際に差別や暴力が起こることではなく、ヘイトスピーチ自体が被害を受ける人々に対して安心と尊厳を掘り崩すという被害を与える点にあります。被害者が、勇気を奮い起こしてその危害を乗り越えたとしても、勇気を奮い起こさなければ生きていけないような環境自体を問題にしなければならないというのが、ウォルドロンの立場です。

つまり、ヘイトスピーチは、害悪を惹起させるのではなく、それ自体が害悪を構成しているのです。

民主主義の観点からヘイトスピーチ規制に消極的な立場や、思想の自由市場の立論の中で最も有力なのは、差別禁止法を正当化したいなら、ヘイトスピーチを規制せず、反論を行わせるべきであるという、ドゥォー

キンの主張です。しかし、そのような主張は、ヘイトスピーチを行わなくてもできるとウォルドロンは反論します。

アメリカの大学で「言葉狩り」として行われたポリティカル・コレクトネスについては、その重要性を認めながらも、より永続的な効果をもつ、文書誹謗に焦点をあわせるべきだとウォルドロンは主張します。

もちろん、彼のこのような主張には、言葉によるものであっても、文書誹謗と同様な効果を持つものがあることの留保がついていますが、およそマイノリティに不快な言葉一般ではなく、それを規制しなければ、普通の市民として生きていけないような表現に絞るべきだというのが、彼の主張の骨子です。

5 「秩序ある社会」と寛容な社会

アメリカ合衆国の判例理論と憲法学について検討したウォルドロンは、次に、アメリカ政治哲学を代表するジョン・ロールズの『政治的自由主義』の著作の中で展開された、『秩序ある社会』という概念を使って、安心という公共財が提供され、社会的地位としての尊厳を保障された社会のイメージを具体的に喚起しようと試みます。

ロールズは、基本的な正義の諸原理が社会で受け入れられていることと、一人一人の市民が正義の諸原理を受け入れていることを市民相互が気づいていることが大事だと考えました。そのうえで、ロールズは「秩序ある社会」がどのような外見を持っているかを問うたのです。「秩序ある社会」がどのような外見を持つかというロールズの問いを、ウォルドロンは重要だと考えました。なぜ重要かというと、成員一人一人に安心を伝えるからです。ヘイトスピーチが野放しにされている社会ではなく、ヘイトスピーチを規制する社会が「秩序ある社会」の外見に相応しいのではないかと、読者に判断を求めているのです。

そして、ウォルドロン流の「秩序ある社会」は、17 世紀のロック以降の宗教的寛容論にあった「寛容な社会」でもあると、最近、ウォルドロンは気づいたと言います。

彼も、最近になるまで、寛容をめぐる 17 世紀の論争と、ヘイトスピーチをめぐる論争を結び付けようと考えたことはなかった、と言います。そのきっかけとなったのは、オズボーン事件のことを知ったことにあります。

1732 年、ロンドンで起きたオズボーン事件は以下のようなものでした。ユダヤ教徒の「残虐行為」を詳細に報道したパンフレットの流布により、ユダヤ教徒が群集により襲撃され、乱暴され、「表に出てきたら殺す」と脅迫されるということがありました。

ユダヤ教徒の弁護士ファサカリーは、文書名誉毀損の告訴状を提出しましたが、一審は告訴状の受理を拒否したのです。しかし、控訴院は、公共の秩序に対する罪として、本件を受理、審理したうえ、有罪としました。

曰く、「ユダヤ教徒の共同体全体が攻撃されたのである」。「群集をして一群の人々全体を破壊するように駆り立てることで治安が紊乱された」。

まだまだ、ユダヤ教徒に対する差別が厳しかった 18 世紀中葉のロンドンで、ユダヤ教徒に対する文書誹謗が、公共の秩序に対する犯罪になるとしたら、それまでに、ユダヤ教徒を誹謗することが社会の秩序に反するという思想が芽生えていたのだという考えを、ウォルドロンは持ったのです。

博士論文以来、ロックの研究家としても定評があったウォルドロンは、ロックの寛容論、ヴォルテールの寛容論を読み直してみたと言います。

寛容論について、ほとんど誰もが同意するのは、寛容は社会の普通の成員にもいくつかの義務を課すということでした。ロックの寛容の手紙は、破門するときの使用される暴力の限界だけではなく、言葉の使用に

対しても制限を加えています。

ロックは、憎悪と悪口の公的な表現は、寛容な社会ではなくて非寛容な社会にとって典型的なものだという信念を持っていました。さらに、個人の人格、名誉、あるいは財産に対してそれが有害なインパクトを与えるように計算されている場合には、乱暴な行動だけではなく、乱暴な言葉を慎むべきであるという特別な義務が存在するという立場をとっていたのです。そしてロックがこの寛容な義務を基礎づけていたのは、慈愛、礼節、そしてよき仲間関係の一般的義務でした。

さらに、ヴォルテールは、「わたしはあなたの言うことは憎むが、あなたがそれを言う権利は死んでも守る」といったと言われていますが、それは間違いです。

彼はむしろ、こういったのです。

> イスラム教徒の女性に対する野蛮な態度は憎むが、私はその理由でイスラム教徒を罵ることは差し控える。

エル・グレコから始まって、ウォルドロンの描く尊厳の定義を見てきました。現代において、侮蔑を投げつけられた「キリスト」の周りには、民衆やマリアら女性達ではなく、一人一人の仲間の市民がいます。そして、「ユダヤ人の王、ばんざい」などという侮辱を行うローマ兵に対しては、市民がこぞって、そんなことを言うおまえの方が刑罰を受けねばならないのだ、と言い返しているのです。

次に、ウォルドロンの尊厳の定義が、現在議論されているヘイトスピーチ規制法令の制定についてどのような示唆を行うのかを見たうえで、本稿の結びとしたいと思います。

6　ヘイトスピーチ規制法令の制定に向けて

ウォルドロンの議論は、主として、アメリカの州法における刑事規制を念頭においたものでした。しかし、現在、日本には、法律のレベルでも、条例のレベルでも、ヘイトスピーチを刑事罰をもって規制する法令はありません。

この点、刑法学者の金尚均が、「ヘイトスピーチ規制における『明白かつ現在の危険』―刑法からの視点」龍谷政策学論集第4巻第2号79頁（2015）という論稿において、ヘイトスピーチを刑事規制するための条項について、具体的に提案していることが注目されます。

金尚均は、ヘイトスピーチに対する刑事規制を考えるうえで、明白かつ現在の危険の法理がどのような意味を持つかににについて、次のように論じているのです。

> 構成要件または違法性段階で行為の構成要件該当性または可罰的違法性を限定するために『明白かつ現在の危険』の規準を用いるという解釈手法にも首肯するところ大である。けれども、そのような解釈による解決は、法令の文言との関係で、つまり危険の発生が規定されていないことにより、裁判官による広い解釈ないし裁量の余地を与え、また裁判官に多大な負担を与えるのであり、かつ何よりも不安定と言わざるをえない。これらのことを回避するためには、いわゆる抽象的危険犯と解されてしまうような規定の仕方をとらないようにすることはもちろんのこと、『明白かつ現在の危険』の規準がもつ当罰的行為のしぼり機能を生かした規定方法を考案すべきである」。

金尚均のこの提言は、ヘイトスピーチ規制をするに際しても、その唱導する害悪が発生する、ある程度の

具体的危険が必要だという前提に立っています。

しかし、本稿で紹介したように、ヘイトスピーチに対する刑事規制が保護する法益が、社会の成員として不可欠な尊厳という法的地位であり、社会構成員相互が付与すべき安心という公共財であるのであれば、それを具体的危険犯とすることは、規制の意義を失わしめる恐れがあることに留意が必要です。

この点での、ウォルドロンの明白かつ現在の法理についての次の指摘は、日本法において、ヘイトスピーチ規制を考えていくうえで、重要だと思います。

> ある意味で、わたしたちがここで語っているのはひとつの環境的な財――秩序ある社会の雰囲気――についてである。同時に、尊敬、尊厳、安心の一定の生態系が維持される仕方について、またその生態系が汚染され（比喩を変えれば）掘り崩される仕方についてでもある。・・修正第一条にかかわる領域では社会的危害についてのもっと古臭くもっと粗野なモデルが支配的であり続けていることは奇妙であり、当惑を覚えさせる。

ここでウォルドロンが「もっと古臭もっと粗野なモデル」と呼んでいるのは明白かつ現在の危険の法理のことです。私がこのウォルドロンの指摘が重要であると考えるのは、在日特権を許さない市民の会らによる京都朝鮮第一初級学校へのヘイトスピーチの結果起こったことを想起するからです。

この事件は、刑事事件として加害者が処罰され、民事事件としても、差止めと損害賠償を認容した判決が確定しています。しかし、ヘイトスピーチの襲撃からわずか一年後には、京都朝鮮初級学校が、京都伏見区勧進橋から他所へと移転を余儀なくされました。

確かに、ヘイトスピーチで予告された害悪の告知は起きませんでした。この点で、上記ヘイトスピーチには、明白かつ現在の危険は無かったのかもしれません。しかし、3回に亘るヘイトスピーチの結果、京都朝鮮初級学校を取り巻く社会的環境は一変してしまいました。近隣住民との平穏な信頼関係が失われただけではなく、京都朝鮮第一初級学校がグラウンドがないため、勧進橋公園をグラウンドとして使用してきたことに対して、自治会も、管理者である京都市も協力してきました。しかし、ヘイトスピーチの後には、手のひらを返したように、冷淡な態度をとったのです。そればかりではありません。学校の敷地と公園を渡る道路に命綱として設けられていたバック・ミラーさえ撤去するように、京都市は指導してきたのです。

ヘイトスピーチは、そこで攻撃されているマイノリティ集団に向けられているだけではないということを、痛感した出来事でした。この出来事について、説明してくれたのがウォルドロンの次のような知見でした。ウォルドロンの著作に私が着目した理由は、彼のこの指摘に感銘を受けたからです。

> ヘイトスピーチは、まともな社会の平和を横切って狼たちが互いに呼びかけるとき、ひとつの競合する公共財を確立しようとするものである。ヘイトスピーチを公にすること、誰の目にも見える場所にこの種のシンボルを掲げ落書きをすることは、こうした活動が表現する態度を増殖させ統制するための焦点を供給する方法のひとつである。・・・ヘイトスピーチを規制する法律の狙いは、尊厳に基礎をもつ安心という公共財を守るだけではない。人種差別主義者やイスラム恐怖症患者が彼等の間に構築しようとしているこうした競合する公共財の構築を妨害することでもある。そのような法律は、憎悪を地下に追いやるにすぎないと反論されることがときにある。しかし、ある意味では、まさにそれこそが肝心な点そのものなのだ。

「朝鮮学校を叩き出せ」という叫びを我慢しなければならない社会に我々が本当に住まなければならないのでしょうか。むしろ、我々には、このような襲撃を容認してしまっている社会の成員として、一刻も早く、ヘイトスピーチ規制を行う法令を制定する義務があるのではないでしょうか。

これが、私たちがウォルドロンの知から学ぶべきことなのだと思います。

ヘイトスピーチ対策に関する憲法理論の再構築

朴　　熙　将

はじめに

近年、日本では、在日朝鮮人をはじめとするマイノリティへの差別が、一部のレイシストたちによってヘイトスピーチという形で組織的かつ大規模に行われ、裁判[1]においてもその差別性、違法性が認められるなど、緊急に対処すべき問題として認識されてきている。

しかし、日本政府は、問題解決に取り込もうという素振りは見せているが（法務省によるポスター掲載、救援窓口の創設等）、それは実効的な対策にはなっておらず、問題解決のための具体的・効果的な対策は講じられていない。一方、研究者や市民の側では、民主党による人種差別撤廃施策推進法案の提出[2]、地方議会での差別表現禁止法の制定を求める意見書の採択、大阪市など地方自治体におけるヘイトスピーチ対策条例案の検討[3]、京都など地方でのヘイトスピーチ禁止条例案の策定のための市民運動[4]等、ヘイトスピーチに対処するための様々な取り組みが行われているが、未だ合理的な対処方法を見いだせていない。憲法学界でも、ヘイトスピーチ対策の必要性を認識しつつも、表現の自由の重要性を勘案し、差別的表現による個人の尊厳への侵害を禁止する方策を立てられずにいる。しかし、世界的には、既に100か国以上の国においてヘイトスピーチを規制する法律が制定されており[5]、国連人権委員会でも、日本の差別状況を深刻な問題として捉え、再三にわたってヘイトスピーチを規制する法律を作るよう、勧告[6]している。

本稿では、特に、人種的ヘイトスピーチを対象に、憲法における「表現の自由」の立法趣旨や保障内容・範囲を検討したうえで、ヘイトスピーチをどのように捉え、それにどのように対処するべきなのかという点について検討する。

なお、本稿では、さしあたり、差別的表現とは、差別的内容を含むあらゆる表現行為を指し、ヘイトスピーチは、それよりも狭い概念とし、この点については第3章で改めて検討する。

第1章　ヘイトスピーチの実例と識者による定義

「在日特権を許さない市民の会（以下、在特会）」に代表される複数のレイシスト集団は、街頭においてだけでなく、特定のターゲット（e.g. 京都朝鮮第一初級学校、ロート製薬本社、水平社博物館など）に対して、聞くに堪えない罵声を浴びせてきた。

京都朝鮮学校襲撃事件[7]では、在特会は、学校周辺で3度にわたり、「この学校も土地も不法占拠だ」「我々の先祖の土地を奪った。戦争中、男手がいないとこから、女の人をレイプして奪ったのがこの土地」「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪者に教育された子ども」「朝鮮やくざ」「こいつら密入国の子孫」「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「朝鮮学校、こんなものはぶっ壊せ」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません。」「日本に住ましてやってんねや。な。法律守れ。」「端のほう歩いとったらええんや、初めから」「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ」「北朝鮮の工作員養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ」「朝鮮人を保健所で処分しろ」「朝鮮学校は、学校ではありません」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ―」「くやしいくやしい朝鮮人は、金正日のもとに、帰れー」「ゴキブリ朝鮮人、とっとと失せろー」「子どもを盾に犯罪行為を正当化する不逞鮮人は許さないぞ」[8]などと、誹謗中傷を繰り返した。

在特会をはじめとする複数のレイシスト集団は、この事件において有罪判決および損害賠償責任が確定しているにもかかわらず、在日朝鮮人や中国人、進歩的な社会運動家（「売国奴」「反日」というレッテル貼り等）に対する卑劣な言動を現在も行っている[9)]。

このようなレイシストによる発言は、明らかに一定の属性に属する者を差別しあるいは差別を助長・扇動するものであり、到底許されない。

ここで、ヘイトスピーチに対する規制論が検討されるが、規制を認めるためのハードルはとても高い。上記のような差別的表現をヘイトスピーチとして捉え、これを禁止ないし規制する場合、どのような行為がヘイトスピーチにあたるのか、未だ議論はまとまっていない。たとえ差別内容を含む表現行為だからといっても、その全てがヘイトスピーチの枠組みに含まれるものではなく、たとえば、政府や政党等を批判する発言、外国人に対する独り言での差別的発言などは、ヘイトスピーチに含まれないとされる。そこで、ヘイトスピーチについて、従来はどのように定義されてきたのかについて、検討する。

憲法学者である内野正幸は、「差別的表現とは、ユダヤ人、黒人、被差別部落民などの少数者集団（マイノリティ）に対する侮辱、名誉棄損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為であって、しかも、ある少数者集団の全体ないし一定部分を対象にするもの」と、定義する[10)]。

弁護士である師岡康子は、「表現形態をとった、歴史的、構造的に差別され、被支配的な立場におかれたマイノリティに対する攻撃であり、人種差別の一類型である。」[11)] としている。

また、国連人種差別撤廃委員会では、一般的勧告 35 において、「同条約第 1 条の定める『人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身』に基づき差別されている特定の人種または種族的集団に対する攻撃のスピーチ」[12)] と、定めている。

ここで、内野は、「ヘイトスピーチ」ではなく「差別的表現」という概念を用いており（当時はまだ「ヘイトスピーチ」という語が一般的でなかった）、また、その定義において、表現行為の一類型として捉えているといえる。一方で、師岡、人種差別撤廃委員会は、ヘイトスピーチの差別性・攻撃性に着目し、人権侵害や人種差別に基づく攻撃と捉えているといえる。

この両者の定義の違いは、ヘイトスピーチに対する規制の議論において、前者は、表現行為たるヘイトスピーチを規制することは表現の自由との関係で問題となるとして、規制慎重論を主張し、後者は、ヘイトスピーチはいわれのない差別による権利侵害であり犯罪であるとして、規制推進論を展開する、という違いを生む。

では、表現の自由を特に重要な権利として保障する憲法学において、人種的ヘイトスピーチにどのように対応するのか。次章では、ヘイトスピーチに対して、憲法学の立場から再検討する。

第 2 章　ヘイトスピーチ規制に対する憲法論的考察

ヘイトスピーチの規制をめぐっては、従来の議論として、「表現の自由の保障か、規制か」という二項対立的な議論がなされてきたように思われる。そこで、表現の自由の意義を問い直し、問題の所在を明らかにする。

第 1 節　表現の自由とは？

(1) 表現の自由の優越的地位

表現の自由[13)] は、近代市民革命に伴って、政府に対する批判の自由を核心部分として発展し、18 世紀末のフランス人権宣言やアメリカ合衆国憲法第 1 修正では、内容にかかわりなく表現の自由を一般的に保障した。

日本では、藩閥政府の言論弾圧に遭いながら、国会開設・憲法制定・地租軽減・不平等条約改正などを求め自由民権運動を推し進めたが、明治憲法では、表現の自由に対して法律の留保を付し、表現の自由に対する法律の規制を可能にした。これにより、明治憲法下では、出版法・新聞紙法・映画法など、表現媒体に着目した表現内容規制や、治安警察法及び治安維持法などの治安関係法律を通じた、思想警察による言論活動の苛烈な弾圧が行われた。日本国憲法は、明治憲法下で表現行為を制限し、日本国民のみならず、アジア諸国の多くの人民を強制的に戦争へと向かわせた反省を受けて、表現の自由を法律の留保から解放し、政治目的を伴った表現に限らず、表現行為一般を広く保障するに至った。

日本国憲法制定当初は、人権を、その種類や性質に応じて制約の根拠や制約が許される程度を区別せず、一律的に捉え、公共の福祉による制約を受けるかどうかというのが、主な論点であった[14]。しかし、1950年代に、公安条例や破壊活動防止法に代表される治安立法制定が次々とおこなわれ、これに対抗する中で、表現の自由の保障に向けた憲法理論の発展がみられ、60年代に入り、二重の基準論ないし「優越的地位」論が定着するようになった。現在の表現の自由論は、自己実現の価値と自己統治の価値という二つの価値を元に説明されることが主流となった。これは、表現の自由は、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させる個人的な価値と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主制に資する社会的な価値があるとされ、とりわけ、国民が自ら政治に参加するための不可欠の前提をなす権利であるとされる[15]。このような表現の自由が保障されるに至る経緯をみるに、特に、政治的表現の自由において、常に権力により脅かされてきた現実から個人の自己主張の機会を守るという、自由主義的な価値と、それにより民主的政治過程を是正するという社会的な価値を、複合的に捉えることができる。

このような二つの価値をもとに、表現の自由には、経済的自由との対比において、一般に、優越的地位が認められる。その根拠としては、経済的自由に対する不当な制約に対しては、言論の自由が認められる限り、それに反論することが可能であり、救済することができるが、表現の自由に対して不当な制約が行われると、表現行為そのものが制限され、国民が権力の暴走を抑止する機能を失ってしまうため、民主的政治過程は破壊されてしまう。そのような事態を防ぐために、表現の自由は、経済的自由よりも手厚い保護を受けるのである。また、憲法によって保障される表現の形態については、言論に限らず、あらゆる表現行為が保障される。

(2) 表現行為規制についての議論

表現行為規制をめぐって、内野正幸と市川正人の議論を紹介する。

内野は、表現の自由は、信教の自由などと同じく、いわば前国家的な人権であって、この点で参政権などが後国家的であるのと異なり、また、表現の自由は、いわゆる自然的自由であって、この点で財産権や氏名の自由などが制度的自由（国家が設定した特定の法制度を前提とする自由）であるのと異なる、とする[16]。

内野は、憲法21条の保障する「表現」といえるためには、他者への表明ないし伝達を伴うものでなければならない（それを伴うことなく、文章や絵をかいたり言葉を発したりすることは、「表現」とは言えない）としている。憲法21条で保障する「表現」とは、「自分のコントロールしうる人為的なものを、不特定多数者であると特定人であるとを問わず、他人に見せ、読ませ、聞かせ、もしくは伝達する（メッセージを伝える）ことを定型的に見て主目的としたと言える行為」と定義されている[17]。

表現の自由への規制の問題においては、「思想の自由市場」論が定着している。「思想の自由市場」論は、多様な意見や思想を発信する自由が確保されることによって、「自由市場」に多様な意見・思想が流通することとなり、こうした多様な意見・思想が「思想市場」において競争状態におかれることによって、最終的に「最

も良い意見・思想」が勝ち残ることになるという議論である。この議論では、明白かつ現在の危険がる場合を除き、思想の自由市場を保障することが必須であるとされる。内野によると、これは、大まかに言えば“言論には言論で”というスローガンであるという。このスローガンは、二つの含みを持っている。第一は、“言論には暴力で”というのはダメである、ということである。第二に、“言論には国家権力の規制で”というのはダメである、ということである。言論の内容が悪いからといって、国家が規制に乗り出すことは許されないのである[18)]。

内野は、第一の”言論と暴力”に着目する。暴力という言葉は、日常的には、非難されるべき身体的・物理的な力の行使といった意味でつかわれるが、ときに、もっと広い意味で使われることもある。それは、他人に害を与えたり他人を屈服させたりする影響力の行使といった意味である。このような意味において、他人の心を傷つける言論がこれに当てはまる。特にここで問題にすべきは、不特定多数の人々からなる集団を傷つける言論についてであるという。特定の個人の名誉やプライバシーを侵害する言論は、公共の正当な関心ごとに属する場合を除いて、憲法上その自由が保障されない。しかし、不特定多数の人々の集団の名誉を侵害する場合については、同様のことは言えない。殊に、その集団が社会的少数者（マイノリティ）である場合には、その言論は差別的表現となる[19)]。しかし、このような言論は、特定の個人を傷つける場合と比べて、傷つけられた側の傷が、より深くないものとなるとされる。したがって、そのような言論は、表現の自由の重要性に鑑み、原則として、その自由が憲法上保障されると考えるべきであるとする。例外として、集団が社会的少数者の集団か宗教者の集団であって、言論が、その集団をことさらに侮辱する意図をもって行われた場合には、その言論は憲法上の自由であるとはいえなくなる、と解する。もっとも、このような例外は、主に机の上の議論であって、実際上は、まれにしか起こらないとされ、大まかにいえば、差別的表現や神冒涜的表現を含め集団を傷つける言論についても、それを国家権力が規制することを憲法は禁止している、としている。いずれにせよ、このような言論に対しては、これに抗議する言論などによって臨むにとどまるべきという[20)]。

差別的表現を法的に検討するに当たり、その方向性として、他者権侵害のアプローチと客観法違反のアプローチが考えられる[21)]。前者によると、差別的表現が禁止されるのは、それが他者の権利を侵害するからである、とされる。後者によると、差別的表現は、それが内容的に不正であるから許されない（道徳的に問題がある、等)、とされる。内野は、前者の立場に立つ。なぜなら、その方が、自由への制限を正当化できるのは他者への加害を防止する必要がある場合である、という伝統的な考え方にマッチしているからである。他者加害という場合における「他者」は、不特定多数者であっても構わない。不特定多数の他者の健康を害する恐れのある営業活動が規制されていいのと同じように、不特定多数の他者を害する恐れのある表現行為も規制されていいとする。問題は、表現の自由が規制されることによるマイナスと、差別的表現が被害者にもたらす不利益を、どのような形で天秤にかけるか、ということである。

差別的表現に他者加害性が認められるには、非侵害者が自分の名誉を侵害されたことを知って精神的な不快や苦痛を感じたことが必要であるのかどうか、という点に関しては、必要説と不要説で語りうるが、憲法論として表現の自由の逸脱があったと認めるためには、必要説が採用されるべきであるとする。本人の知らないことがその人を傷つけることはありえないからだ。そのうえで、表現の自由などの人権を制限することを正当化（合憲視）しうるような感情侵害（他者加害）があったと言えるためには、「明らかに耐え難いほどの精神的不快・苦痛の念を生じさせ」たことが必要である、と説かれるべきであるとしている。

一方、市川は、アメリカ連邦最高裁の R.A.V. 判決が示した、表現の自由規制への厳しい姿勢に依拠して、論を展開する。

ヘイトスピーチ規制の可否について、アメリカ連邦最高裁は、R.A.V. 判決[22]において、規制に対し厳しい姿勢を示した。同事件の主な争点は、十字架を燃やす行為（アメリカでは典型的なヘイトスピーチとされる）を含む表現行為によって生じる人種、肌の色、信条、宗教、性に基づく怒り、不安、または憤りが「喧嘩言葉（fighting words）」を構成する程度に至った場合に規制する市条例の合憲性についてであった。連邦最高裁は法廷意見で、「歴史的に差別されてきた集団の構成員の自由で平穏な生活の権利を含む基本的人権を保障するという本件条例の規制利益は重要であるが、当該利益の達成のために表現内容に基づく規制を設ける必要性はなく、また、当該規制目的は喧嘩言葉全体の規制によっても達成可能であるがゆえに、人種等の特定の題材のみを選び出した規制をする必要はない。」として、本件条例を違憲と判断した[23]。

市川は、R・A・V・判決の厳しい姿勢は、差別的表現禁止法に対し、特定の争点につき非寛容の思想ないし偏見を持つ側にのみ負担を課すものであるとの否定的な評価を得ていると解し、差別的表現禁止法を正当化することがかなり困難になったとしている[24]。また、差別的表現に対しては対抗言論によって解決するのが筋であり、緊急の場合にのみ抑止が許されること、規制が存在する場合に過度の自主規制をするという委縮的効果が生まれること、表現の自由の規制は過度に広範なものであってはならず何が禁止されている表現行為であるかを明確に示していなければならないという明確性の原則により、例外的にどうしても必要な場合に必要な限りで制約されるとする。このような立場からすると、日本国憲法の下では差別的表現を禁止・処罰する法律は認められず、ブランデンバーグ判決の基準[25]を満たすような暴行行為の扇動や侮辱的表現を処罰する極めて限定的な人種差別的表現処罰法ならば、規定の文言が明確であるかぎり、日本国憲法の下でも許される可能性があるが、憲法上の許容性と立法することの政策的適否とは別の問題で、後者については、表現の自由が真に根づいていない日本においては、差別的表現処罰法が有する効果を考慮に入れて、慎重に検討すべきであるとしている[26]。

このように、従来の憲法学では、差別的表現に対しては、「思想の自由市場」において対抗言論によって真理を明らかにしていくべきであって、たとえ差別に基づく表現行為であったとしても、厳格な基準をクリアしない限り、それに対して規制することには否定的である。

しかし、ヘイトスピーチのような事案においても、本当に自由市場における対抗言論が成立するのであろうか。経済市場同様、社会におけるパワーバランスを考慮することなく、このような所謂機会の平等、形式的平等を保障するだけでは、むしろその格差を拡大してしまうのではないか。

経済市場においては、非対称な力関係を前提としない「自由市場」では、強者が市場を支配しようとする。そういった状況で弱者が立ち向かうことはほとんど不可能であり、強者によって市場が支配されると、経済の自由市場は破壊されてしまう。だからこそ、大企業による独占を禁止し経済市場を守るために、様々なルールが定められるのである。

同様に、「思想の自由市場」においても、強者であるマジョリティは「思想の自由市場」を支配することになり、マイノリティによる反論を困難にするのみならず、攻撃的な表現によってマイノリティの表現を委縮させ、表現の機会を現実的に奪ってしまうのである。このような状況において、マイノリティの言論は、「対抗言論」としての効力を持ちえない。「思想の自由市場」が破壊され、その機能を失うのだ。事実、マジョリティのマイノリティに対する差別的表現が行われた場合に、マイノリティがそれに対抗する言論によって反論を試みると、それにたたみかける様にさらなる差別的表現が降りかかってくる。「○○人はお断り」という表現に対して「差別だ」と反論したところで、「そうだ、これは差別にあたるのでやめよう」とはならない。むしろ、「○○人のくせになんだ」「日本から出ていけ」と、社会的な「力」を背景に反論しようもない言論で相手を陥れ、人格を否定し、社会からの排除を求めるのである。このように、「思想の自由市場」によって

表現の自由を保障するという従来の見解が、むしろ、表現の自由を保障する根拠を崩すことになるのである。

所謂「思想の自由市場」においてヘイトスピーチを野放しにしたことで、マイノリティに具体的にどのような損害が生まれるのか。人種的ヘイトスピーチによる実質的な権利侵害について、次章で検討する。

第２節　具体的被害による実証

マジョリティ側に属する人にとっては、ヘイトスピーチによって「表現の自由市場」を破壊するということが理解し難く、机上の議論のように思われるかもしれない。それは、ヘイトスピーチを受けたマイノリティにどのような影響を与えるのかという、具体的な事実に基づいてのみ、実態的なロジックとして認識されるであろう。

ヘイトスピーチは、人種、民族、性別、社会的身分等、生まれながらにして持つ属性に対して、憎悪を振りまき、差別を扇動するものであって、特定の個人の個性を標的に攻撃するものではない。そのため、対象となるグループに属する個人の名誉を傷つけることがあるとしても、表現行為を制限するほどのことではないと思われるかもしれない。しかし、それは、自身が差別的発言を受けた場合に、マジョリティに属するのかマイノリティに属するのか、差別が一時的なものなのか歴史性を帯びるのか、など、受け手の立場によって受け取り方は様々である。例えば、民族差別的な発言があった場合に、日本人が「日本人は出ていけ」と言われて、疎外感や孤独感を感じて傷つく人はほとんどいないであろう。しかし、仮に、朝鮮人に対して「チョーセン人は出ていけ」と言われたり、中国人に対して「シナ人は出ていけ」と言われると、それによりもたらされる効果は全く異なるのである。

ジャーナリストの安田浩一は、鶴橋でのヘイト街宣[27]が行われたとき、ともに取材をしていた在日朝鮮人の女性ライターの発言に、ヘイトスピーチの「怖さ」を知ったという[28]。ヘイト街宣が終わり、安田が「まあ、よかったね、名指しで攻撃されること、なかったもんね」「個人攻撃されなくて、本当によかったよ」と言ったところ、女性ライターは「なんで・・・」「なんで・・・よかったの？なにが・・・よかったの？」「私、ずっと攻撃されてたやん。死ねって言われてた。殺してやるって言われてた。朝鮮人は追い出せって言われてた。あれ、全部、私のことやんか。私、ずっと攻撃されてた！いいことなんで、少しもなかった！」と、泣き崩れながら言ったという。安田は、ヘイトスピーチは言葉の暴力ではなく、これは暴力そのものである、デモが不快で憤りを感じても、日本人は本当の意味で傷つかないが、その場にいた在日朝鮮人は、徹頭徹尾傷つけられていた、ずっと、突き刺すような痛みを感じていた、それがヘイトスピーチの「怖さ」だ、としている。「ヘイト・スピーチは単なる罵声と違う。もちろん言論の一形態でもない。憎悪と悪意を持って差別と排除を扇動し、人間を徹底的に傷つけるものである。まさに暴力だ。言論ではなく、迫害である。」という言葉に、ヘイトスピーチの害悪性が如実に表れている。

ジャーナリストの中村一成は、ヘイトスピーチをヘイトクライムの一類型とみなし、米国の社会心理学者であるケリーナ・クレイグ＝ヘンダーソンが示した、ヘイトクライムが被害者に及ぼす５つの心的影響が、京都朝鮮学校襲撃事件の被害者たち（児童、教員、保護者）の心的反応に余すとこなく表れているとする。ヘンダーソンは、ヘイトクライムが被害者に及ぼす心的影響を、①長期にわたり持続する感情的苦痛、②前提の粉砕、③逸脱感情、④帰責の誤り、⑤同じ集団のメンバーに与える影響、の５つに分類する[29]。

①「持続する感情的苦痛」については、事件当日から夜尿や夜泣きが再発した子や、作業服姿の人を見て取り乱す子、廃品回収や選挙カーが発する拡声器の大きな声におびえる子がいたほか、あえて強い姿勢を見せて「在特会と闘う」と鉛筆をピンピンに研いで持つ子など、事件から数年が経っても心的外傷ストレス障害（PTSD）のような身体症状が続いたという。このように、ヘイトスピーチによって個人に具体的な害悪が

発生するのである。

②「前提の粉砕」については、襲撃によって、自分の身にいつどのような暴力が振るわれるかわからないという恐怖を絶えず抱きながら日常生活を送るようになり、日常生活の中でむやみに傷つけられるはずはないという「前提」を崩されることになるとする。事件後、多くの子どもたちが、観光客に道を訊かれたときや、電車やバスでチマチョゴリ（民族衣装である朝鮮学校の制服）を着ていたりハングルが書かれた教材を開くときに、“バレるのではないか”と緊張するという。また、多くの大人が、自身が過去に受けてきた差別的な体験を思い起こし、当時に「引き戻された」と語っているように、過去のことであった差別体験が今もなお自身に迫っているという認識を持たせるのである。「前提の粉砕」によって、害悪から逃れるため、（朝鮮人としての）自身を偽り隠して生きなければならなくなる。人格権の侵害である。

③「逸脱感情」としては、被害者は、自分が他人とは違うから狙われたのだと知っているため、逸脱感を覚え、否定的な自己イメージをもつようになる。事件後、子どもたちからは「朝鮮人って悪いことなん？」「朝鮮学校ってアカンのん？」「私ら何か悪いことしてるの？」との質問が、親に向けられた。また、スーパーで娘に「オンマー（お母さん）！」と大きな声で呼ばれた時に、母親が思わず娘の口を塞ぎたくなったという、委縮的効果も発生する。自己に対する名誉感情の侵害である。

④「帰責の誤り」としては、加害者はいうまでもなく在特会ら襲撃者であるが、被害者からは、加害者と同じ集団に属する者たち（この場合は日本人）を潜在的加害者とみなすようになる。あるいは、あまりにも理不尽な差別を受けて、差別者に論理的・感情的に反撃することができずに、逆に黙り込んでしまい、合理的に説明のつく理由（今回の場合、公園への私物設置など）に責任を帰する傾向がある。

⑤同じ集団のメンバーに与える影響としては、今回の直接の被害者は京都朝鮮第一初級学校（当時）の児童・教員・保護者であったが、その被害は同じ属性（本件においては在日朝鮮人という属性）を持つ他の人々にも及び、例えば、他の朝鮮学校でも襲撃に備え集団下校の措置をとらなければならなかった。

ヘイトスピーチによる被害は、全体としての傾向的なものだけでなく、被害者の個人個人の生活に少なくない影響を及ぼしている[30]。このように被害がより深刻になるのは、被害者が歴史的に差別にさらされてきたマイノリティであるからである。ヘイトスピーチは、在特会の出現によって突如として生まれ、流行語大賞にも選ばれるなど、“現在”の社会的な問題として認識されがちであるが、その歴史性に問題の重大性があり、甚大な被害を及ぼす原因があるのではないか。京都朝鮮学校襲撃事件の被害者である在日朝鮮人は、日本の植民地支配によって日本での生活を余儀なくされ、日本の敗戦後も民族的差別と抑圧の中で生きていた。本稿の主な内容ではないためこの内容には立ち入らないが、朝鮮人というだけで幾多の差別や、ときには虐殺を受けた経験から、マジョリティである“日本人”には理解し難い深い傷を負うのである。

ヘイトスピーチのような酷い差別を受けたマイノリティは、さらなる罵詈雑言を恐れ、沈黙するしかなくなるのである[31]。「人間と朝鮮人では約束は成立しません」「保健所で処分しろ」という、朝鮮人を人間以下の存在として扱う言葉、「出ていけ」「叩き出せ」という、朝鮮人の社会からの排斥を訴える言葉、「不逞鮮人」「スパイの子ども」という、朝鮮人に対する極度のマイナスイメージを振りまく言葉などにより、PTSDのような身体的影響のみならず、人間の尊厳を根こそぎ傷つけるのが、ヘイトスピーチなのである。このようなヘイトスピーチによる心的影響が、マイノリティの表現の機会を奪い、「思想の自由市場」に多大な影響を及ぼすのだ。また、このような言葉に扇動され、ヘイトスピーチを振りまくデモなどが全国的な広がりをみせたことで、その被害はより拡大した。以上のようなヘイトスピーチによる具体的な被害を明らかにしてもなお、対抗言論による反論が可能であるとは言うことはできない。非対称な関係では、対等な関係を前提とする自由市場は正常に機能することはできず、したがって、対抗言論によって反論することはできない。

第３章　ヘイトスピーチ規制の在り方

第１節　ヘイトスピーチの定義の再検討

差別的表現を広範に規制すると、どこまでが規制の範囲に含まれるのか判断が難しいため、規制の対象となることを恐れて意見の表明を控え、委縮してしまう。そのため、差別的表現より狭い概念としてヘイトスピーチの定義を再検討し明確にしたうえで、規制の方法を検討する。

法規制にあたり、ヘイトスピーチを、単なる加害者の表現行為の一類型としてだけ捉えるのではなく、表現行為の客観的な行為類型や他者加害の実態等を勘案して、より具体的に検討する。

まず、ヘイトスピーチの対象となるのは、人種的（人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく）マイノリティである。従来の議論のなかでは、ヘイトスピーチを規制する場合の危険性として、外国人が日本政府に抗議をしたような場合に、日本人に対する差別的表現であるとして政府による言論弾圧の根拠を与える、ということが指摘されてきた[32]。また、表現行為に対して何らかの規制を加える根拠を「公共の利益」に求めると、政府の恣意的な判断によって表現が制限される危険性があり、そのような規制は認められない。一方で、規制の目的は、被差別者への差別を禁止し、差別による被害を防ぐことにあることから、「他者加害性」にその根拠を求めるべきである。そのため、差別される対象を、以上のような意味での人種的マイノリティに限定し、人種的マイノリティの個人的利益に対する加害行為を対象とすべきである。

次に、差別的表現が、一定の属性に属することのみを理由にしてなされる必要がある。人種的ヘイトスピーチは、人種差別撤廃条約１条１項で定めているように、その人が生まれながらにして持つ属性（人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身）を理由になされるのであって、個人の個性には着目しない。ここで、差別をする意思の有無が問題となりうるが、「他者加害性」からのアプローチでは、客観的に差別がなされたことが明らかにされればよく、差別的意図を持って当該行為を行ったのか、という主観的要件は問題とならない。

ヘイトスピーチの聞き手（誰に向かってなされたのか）については、個人または集団との主張が有力である。刑事規制や民事救済の場面において、特定の個人になされた差別的表現に対し名誉棄損を認めることに異論はないだろう。ここで問題となるのは、人格権ないし名誉権の主体とはならない集団に対して差別的表現が行われた場合に、その集団に属する個人が名誉棄損を主張することができるのかどうかという点である。従来の議論では、集団に対する差別的表現は、特定個人に対するそれに比べ、傷つけられた側の傷が、より深くないものとなる[33]、とされている。しかし、第２章第２節で検討したとおり、民族的マイノリティに対する差別的発言が、現実的に、その集団に属する個人の尊厳を深く侵害し、その後の生活にも大きく影響を与えていることからすると、集団に対して、不特定多数の人に向けて差別的表現が行われた場合でも、個人の尊厳に対する侵害を認めなければならないだろう。金尚均は、「一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現は、その集団の構成員を二級市民扱いし、社会的に従属的な地位に貶める。同時に、当該侮辱表現行為は、その構成員にとって集団的経験として受け止められる。それゆえ、攻撃客体の個人的特定性がないことを持って『害悪』がないということにはけっしてならない。ここにヘイトスピーチの問題が凝縮している。」と述べている[34]。

次に、どのような方法での差別的表現がヘイトスピーチに該当するのかという点についてである。表現の方法としては、他人への意思の表明を伴わない独り言や公然でない会話、他人へ意思を表明する意図をもって行われる、公の場での大声での演説や宣伝、デモ行進などの示威活動、看板などの公の場での掲示、メディアを介しての発信、インターネットへの書き込み、等々、差別的表現の手段は多岐にわたる。これらの差別的表現はすべてヘイトスピーチに含まれるのか、それとも、一定の基準によって分別されるのか、という問

題が考えられる。他人の人権との衝突が無い場合には、表現行為が制限される必要はなく、他人の人権と衝突し調整が必要な場合に、必要最小限度の制約が許される。したがって、表現内容に差別的内容を含んでいたとしても、倫理的問題は別にして、そのすべての表現に制約を課すことはできない。差別的表現の内容が他者に伝わらない限り、他者の権利を侵害することはないからである。そうすると、ヘイトスピーチに該当する行為類型としては、特定個人ないし集団に向かって直接に行うか、または、不特定多数の人が認知できる方法でなされる、という公然性が求められる。

最後に、ヘイトスピーチの類型についてである。ヘイトスピーチは、単なる差別用語や差別的な内容を口外するということではない（これらも倫理上許されるものではないが）。櫻庭総は、ヘイトスピーチの類型を、①個人ないし集団に対する侮辱・名誉棄損型（「お前 or ○○人は××だ」）、②個人ないし集団への憎悪・差別的取扱い等の扇動罪型（「あいつ or ○○人を日本から叩き出せ」）、③人種等を理由としたハラスメント、④歴史的事実を否定する表現（「アウシュヴィッツにガス室はなかった」「従軍慰安婦は売春婦」）などと分類し、ヘイトスピーチに対する刑事規制における保護法益などについて検討しているが[35]、これら全ての類型がヘイトスピーチとして規制されるのではなく、どのような行為が聞き手に精神的苦痛を与え、あるいは委縮的効果を生むのかを検討しなければならない。ここでいう①および③は、マイノリティに対する差別意識の表明であって、その発言は聞き手に対する誹謗中傷となる。④については、その全てがヘイトスピーチとなるのではなく、一定の歴史的事実による被害者への侮辱としてなされた場合など、差別をする目的が認められる行為に限られるべきだろう。②については、マイノリティを、マジョリティが支配する社会から排除し、さらには、そのための実行行為としての暴力をも扇動する行為であると考えられる。そして、このような「誹謗中傷」または「差別」によって聞き手に対して精神的苦痛を与える行為や、「社会的排除や暴力を扇動」でマイノリティに委縮的効果を生む行為が、ヘイトスピーチとして認められるのである。

このような議論を踏まえると、ヘイトスピーチを、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に特徴づけられるマイノリティ集団に対して、またはこれに属することを理由として個人に対して、直接に、または公然と多数の人が認知できる方法で、誹謗若しくは中傷または差別を行い、あるいは、社会的排除もしくは暴力を扇動すること」[36]と、定義づけることができる。

第2節　現行法での対処は可能か

京都朝鮮学校襲撃事件大阪高裁判決[37]では、「本件活動に伴う業務妨害と名誉棄損は、いずれも、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当するものというほかない。したがって、本件活動に伴う業務妨害と名誉棄損は、民法709条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びているということになる。」としている。つまり、在日朝鮮人という民族的マイノリティに向けられた本件差別事象は、人種差別に該当するものであること、人種差別が違法性を帯びるということを認定している。しかし、一方で、「一定の集団に属する者の全体に対する人種差別発言が行われた場合に、個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず、人種差別行為がされたというだけで、裁判所が、当該行為を民法709条に不法行為に該当するものと解釈し、行為者に対し、一定の集団に属する者への賠償金の支払いを命じるようなことは、不法行為に関する民法の解釈を逸脱しているといわざるを得ず、新たな立法なしに行うことはできないものと解される。」として、たとえ人種差別に該当する違法な行為であっても、具体的な損害が発生していなければ、不法行為性は認められない。ただし、

「人種差別となる行為が無形損害（無形損害も具体的な損害である。）を発生させており、法 709 条に基づき、行為者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができる場合には、我が国の裁判所は、人種差別撤廃条約上の責務に基づき、同条約の定めに適合するように無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解される。」と解し、本件差別行為に対して無形損害を認定している。

このようにみると、現行法でも対処が可能なように見えるが、果たしてそうであろうか。本件では、学校法人が原告となり、児童、教員、保護者の受けたダメージが学校運営に多大な損害を与えたため、学校に対する具体的損害が認められたが、例えば、街頭における抽象的な集団全体に対してのヘイト街宣で、その集団に属する人が多大な精神的ダメージを受けた場合に、現行法では、個人レベルでの様々な具体的損害が実際に発生していても、その認定は困難であり、人種差別という違法な行為が「表現の自由」として認められてしまうのが現状であるだろう。また、裁判過程において、できれば関わりたくない自身への差別発言と向き合わなければならないストレスを考えると、現行法ではあまりに不十分である。

刑事判決では、人種差別という要素が考慮されず、これほどの損害が発生しているにもかかわらず、学校法人に対する威力業務妨害罪と侮辱罪が認められ執行猶予付きの極めて軽い判決が出たにすぎなかった。今回は朝鮮学校を運営する学校法人に対する業務妨害が認定されたが、現行法では、威力業務妨害、名誉棄損、侮辱が、特定の個人または集団に向けられた場合のみに規制できるのであって、不特定多数の集団に対してなされた場合の法的責任は問えない。また、ヘイトスピーチに刑事責任が認められた場合でも、それは、ヘイトスピーチによる差別を犯罪として認定したものではなく、他の犯罪に付随して差別行為があったと認めるにすぎず、差別そのものを犯罪として処罰することはできないといえる。

このような損害から被害者を守り、個人の尊厳に対する攻撃を防ぐためには、ヘイトスピーチを、表現の自由を担保する「思想の自由市場」を破壊し、マイノリティに具体的な損害を発生させる違法行為として捉えなければならない。したがって、表現の自由に対する制限としてではなく、被害者の人格権の保護のための対策が求められるのではないだろうか。

第 3 節　ヘイトスピーチ禁止関係法の検討

日本の社会に蔓延する様々な差別事象は、社会全体の構造的な問題であり、ヘイトスピーチはその一端に過ぎないため、ヘイトスピーチを規制したとしても、差別の根本的な解決にはならないだろう。しかし、そのことがヘイトスピーチを放置してもいい理由にはならない。すべての差別に対応しきれずとも、今や差別の典型となっているヘイトスピーチを規制することが、直接の被害者たるマイノリティの尊厳を守ることに繋がるだろう。

ヘイトスピーチを規制する場合に、その方法として、基本法の制定、民事における損害賠償、刑事における罰則のほかに、相談窓口などの救済制度や人権教育、地域での国際交流事業の促進など、多方面で対策を練る必要があるだろう。

基本法では、人間の尊厳や法の下の平等といった人権保障を目的として、ヘイトスピーチに限らず、人種等に基づくあらゆる差別の禁止に関する基本原則を定めなければならない。基本法において差別が違法であることを宣言し、差別に対する社会的な共通認識をもつとともに、人種等に基づく差別を防止し、あるいは差別に対処するための国や地方公共団体の責務を定めることで、差別撤廃のための施策を推進することができると考える[38)]。また、基本法の枠組みの中で、ヘイトスピーチ被害者を泣き寝入りさせず、メンタルケアなどによって原状回復を図る、といった、行政による取り組みも行われるべきであろう。

民事については、損害賠償請求をするに当たり、現行法では、不法行為の要件として、特定の個人への権

利侵害がなければならない。しかし、ヘイトスピーチ事例では、不特定多数の集団に対する加害行為で個人が被害を受けるため、不法行為の要件を満たせず、違法行為として認定することが困難である。京都朝鮮学校襲撃事件においては、精神的苦痛を被った学生や教員ではなく、朝鮮学校を運営する学校法人が原告となったことで、業務妨害および民族教育を行う利益への侵害が認められた。ヘイトスピーチ事例においては、特定の属性を持つ集団に対して罵声を浴びせた場合にも、ターゲットとなった集団に属する個人の被害を救済できるよう、特別法の制定が求められる。その内容としては、精神的被害に対する金銭賠償や謝罪のほか、発言内容の訂正、特定の場所等における街宣活動等の禁止等が考えられる。

刑事規制については、広範囲で、あるいは不明確な範囲での規制権限を認めると、公権力による言論弾圧の恐れがあることから、規制範囲を明確に規定しなければならない。刑事規制において、保護法益となるのは、人格権の一類型をなす個人的名誉ではなく、人間の尊厳と法の下の平等である[39)]。名誉は、ある人が、一人の人間であり、個人であり、かつ人格であることを前提にして個々人に内在する法益であるが、人間の尊厳は、人がそもそも人間であることそして他者との関係で対等かつ平等な地位を有することを保障する。ヘイトスピーチは、個人の名誉よりもさらに重く、差別的意識に基づいて、対等な人間であることを根底から否定する、人間の尊厳に対する攻撃である。したがって、ヘイトスピーチは、現行法上の名誉棄損罪ではなく、人間の尊厳に対する棄損罪として、法規制がなされなければならない。どのような行為が人間の尊厳棄損に当たるのかという点については、第3章第1節で検討したヘイトスピーチの定義に沿って、構成要件を厳格に規定し、それに当てはまるものに限定しなければならないだろう。

おわりに

ヘイトスピーチ規制に対する議論のなかで、規制推進論者から「あんなものは表現ではない」という主張が散見されたが、表現の内容や形態にかかわらずあらゆる表現の自由を保障する憲法学の見地からすると、このような見解は表現の自由に対する軽視にほかならず、暴力装置たる国家に、表現行為に対する弾圧の法的根拠を与えかねない危険性を帯びているといえる。そのような問題意識のもと、表現の自由の保障に軸を置きながら、人権侵害たるヘイトスピーチをどのように捉え、対処するべきなのかについて検討した。そこで、ヘイトスピーチに対しては対抗言論で対処すべしとする既存の憲法理論に対し、京都朝鮮学校襲撃事件における被害実態をもとに、マジョリティとマイノリティという非対称的な関係性において、ヘイトスピーチのような人間としての存在そのものを否定するような言説に、マイノリティの側から対抗しうる反論など成立しえず、そのような言説こそが、自由な表現が行き交う「思想の自由市場」を破壊する行為であるという結論を導いた。このような状況において、マジョリティの側から反論が出てくるということも言われていたが、このような主張は、その反論を待つ間にも攻撃を受け続けるマイノリティへの配慮の欠けた暴力的な主張であるといわざるを得ない。マジョリティに属する研究者にはなかなか見えづらい部分ではあるかもしれないが、だからこそ、マイノリティの見地から考察する必要があるだろう。表現行為に対する規制には極めて慎重でなければならないが、ヘイトスピーチは表現の自由市場を破壊する行為であるのだから、だからこそ、マイノリティの表現の自由を保障するために、ヘイトスピーチに対する法規制が必要なのである。

本稿では、表現の自由に対する違憲審査基準や具体的な規制立法のあり方にまで立ち入ることはできなかった。この点については、今後の課題として、研究を続けたい。

注

1）京都地判 2013・10・7 判時 2208 号 74 頁。

2）民主党 HP「人種差別撤廃推進法案を参院に提出」（最終検索日：2015 年 11 月 9 日）。
3）大阪市 HP「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱（案）」〔http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000309/309374/JYOKOANG.pdf〕（最終検索日：2015 年 11 月 9 日）。
4）京都府・京都市に有効なヘイトスピーチ対策の推進を求める会〔http://antiracismkyoto.wix.com/antiracism〕（最終検索日：2015 年 11 月 9 日）。
5）市川正人「表現の自由とヘイトスピーチ」立命館法学 360 号 122 頁（2015 年）参照。
6）外務省 HP、国連人種差別撤廃委員会「日本の第 7 回・第 8 回・第 9 回定期報告に関する最終見解」（最終検索日：2015 年 10 月 13 日）。
7）この事件の映像として、Kaka01kuku（2011 年 10 月 20 日）「朝鮮学校が京都の児童公園を 50 年間不法占拠！①」〔https://www.youtube.com/watch?v=Fq6bSmherOE〕（最終検索日：2015 年 10 月 11 日）。
8）京都朝鮮学校襲撃事件・前掲注 1。
9）在日特権を許さない市民の会 HP〔http://www.zaitokukai.info/〕（最終検索日：2015 年 11 月 11 日）参照。
10）内野正幸『差別的表現』（有斐閣、1992 年）5 頁参照。
11）師岡康子「包括的な人種差別撤廃制度の必要性」法学セミナー 726 号 57 頁（2015 年）参照。
12）外務省 HP、国連人種差別撤廃委員会　前掲注 6。
13）渋谷秀樹『憲法第 2 版』（有斐閣、2013 年）351 頁　以下、表現の自由の歴史に関して参照。
14）市川正人『表現の自由の法理』（日本評論社、2003 年）12 頁参照。
15）芦部信喜『憲法第 6 版』（有斐閣、2015 年）
16）内野正幸『表現・教育・宗教と人権』（弘文堂、2010 年）4 頁参照。
17）同上　9 頁。
18）同上　26 頁。
19）同上　29 頁。
20）同上　30 頁。
21）同上　46 頁。
22）R.A.V. v. City of St. Paul. 505 U.S. 377（1992）.
23）小谷順子「言論規制消極論の意義と課題」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）93 － 94 頁参照。
24）市川正人　前掲注 14　45 頁。
25）人種等を異にする集団に対する暴力行為を直ちに引き起こそうと言う内容の煽動であって、かつ、人種等を異にする集団に対する暴力行為が直ちに引き起こされる高い蓋然性がある場合には、処罰することも許されるという基準。
26）市川正人　前掲注 14　63 頁。
27）鶴橋での街宣活動の映像として、roka kotoku（2013 年 3 月 23 日）「大阪最大のコリアンタウン鶴橋で大虐殺予告（女子中学生）〔https://www.youtube.com/watch?v=GoTBRpcaZS0〕（最終検索日：2015 年 10 月 25 日）デモに参加した女子中学生が「鶴橋に住んでいる在日クソチョンコのみなさん、そしてここにいる日本人のみなさん、こんにちは！」「ここにいるチョンコが、憎くて憎くてたまらないです。」「もう、殺してあげたい。みなさんもかわいそうやし、私も憎いし、死んでほしい！いつまでも調子に乗っとったら、南京大虐殺じゃなくて鶴橋大虐殺を実行しますよ！」と発言し、波紋を呼んだ。

28）安田浩一「新保守運動とヘイト・スピーチ」金尚均編・前掲注 23　18 － 24 頁参照。
29）中村一成「ヘイト・スピーチとその被害」金尚均編・前掲注 23　35 － 46 頁参照。
30）中村一成『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件＜ヘイトクライム＞に抗して』（岩波書店、2014 年）54 － 80 頁参照。
31）中村一成　前掲注 30　18 頁参照。
32）小谷順子　前掲注 23　96 頁参照。
33）内野正幸　前掲注 16　29 頁参照。
34）金尚均「ヘイトスピーチとヘイトクライムの法的議論」前掲注 11　37 頁参照。
35）櫻庭総「名誉に対する罪によるヘイト・スピーチ規制の可能性」金尚均編・前掲注 23　129 頁参照。
36）金尚均前掲注 34　35 頁参照。
37）大阪高判 2014・7・8 判時 2232 号 34 頁。
38）民主党「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律（案）」参照。
39）金尚均　前掲注 34　37 頁参照。

参考文献

芦部信喜『憲法第 6 版』（有斐閣、2015 年）
市川正人『表現の自由の原理』（日本評論社、2003 年）
内野正幸『差別的表現』（有斐閣、1992 年）
内野正幸『表現・教育・宗教と人権』（弘文堂、2010 年）
エリック・ブライシュ『ヘイトスピーチ　表現の自由はどこまで認められるか』（明石書店、2014 年）
渋谷秀樹『憲法第 2 版』（有斐閣、2013 年）
辻村みよ子『憲法第 4 版』（日本評論社、2012 年）
中村一成『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件＜ヘイトクライム＞に抗して』（岩波書店、2014 年）
前田朗『ヘイト・クライム―憎悪犯罪が日本を壊す―』（三一書房、2013 年）
師岡康子『ヘイトスピーチとは何か』（岩波新書、2013 年）
李信恵『鶴橋安寧―アンチ・ヘイトクロニクル』（影書房、2015 年）
市川正人「表現の自由とヘイトスピーチ」立命館法学 360 号（2015 年）122 頁
内田博文「刑事法および憲法と差別事件」法学セミナー 726 号（2015 年）44 頁
内野正幸「ヘイトスピーチ」法学教室 403 号（2014 年）60 頁
遠藤比呂通「表現の自由とは何か―或いはヘイト・スピーチについて」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）55 頁
金尚均「ヘイトスピーチとヘイトクライムの法的議論」法学セミナー 726 号（2015 年）34 頁
小谷順子「言論規制消極論の意義と課題」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）90 頁
齋藤愛「表現の自由の現況―ヘイトスピーチを素材として」論究ジュリスト 13 号（2015 年）56 頁
櫻庭総「名誉に対する罪によるヘイト・スピーチ規制の可能性」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）128 頁
冨増四季「加害行為だけでなく、具体的被害実態に目を向けるべき」法学セミナー 726 号（2015 年）38 頁
冨増四季「京都朝鮮第一初級学校に対するヘイトスピーチ街宣」法学セミナー 681 号（2011 年）40 頁

中村一成「ヘイト・スピーチとその被害」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）35 頁
師岡康子「包括的な人種差別撤廃制度の必要性」法学セミナー 726 号（2015 年）57 頁
安田浩一「新保守運動とヘイト・スピーチ」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014 年）18 頁
外務省 HP 人種差別撤廃委員会「日本の第 7 回・第 8 回・第 9 回定期報告に関する最終見解」〔http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf〕（最終検索日：2015 年 10 月 13 日）
Kaka01kuku（2011 年 10 月 20 日）「朝鮮学校が京都の児童公園を 50 年間不法占拠！①」〔https://www.youtube.com/watch?v=Fq6bSmherOE〕（最終検索日：2015 年 10 月 11 日）
在日特権を許さない市民の会 HP〔http://www.zaitokukai.info/〕（最終検索日：2015 年 11 月 11 日）
外務省 HP 人種差別撤廃委員会「日本の第 7 回・第 8 回・第 9 回定期報告に関する最終見解」〔http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf〕（最終検索日：2015 年 10 月 13 日）
京都地判平 25・10・7 判時 2208 号
R.A.V. v. City of St. Paul. 505 U.S. 377（1992）.

ヘイトスピーチの害悪と被害

金　　尚均

1 問題

(1) 近年、日本社会において在日外国人をとりわけ韓国・朝鮮人そして中国人をターゲットする街宣活動やデモが散見される。それらの参加者たちは、ヘイトスピーチ、すなわち、一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的で攻撃的な表現を連呼するなどの行為をする。例えば、「殺せ、殺せ、○○人！！」、「日本から出て行け、出て行け、ゴキブリ○○人」、「○○人たち、日本から出て行かなければ、南京大虐殺のつぎは鶴橋大虐殺をするぞ」などと大声で連呼する。憎しみをあおり、しかも差別扇動するような「ヘイトスピーチ」デモや街宣活動が2013年に全国で少なくとも360件あったとの調査結果が出ている[1)]。また、プロサッカーの試合で人種差別が疑われる「JAPANESE ONLY」と書かれたサポーターによる横断幕が掲げられた問題が発生した[2)]。

ヘイトスピーチが社会問題化する一方で、国連レベルでは、自由権規約委員会111会期において、日本政府に対して人種差別、憎悪や人種的優位を唱える宣伝活動やデモを禁止するよう勧告が出された[3)]。これに基づき、国連人種差別撤廃委員会は、日本政府に対する総括所見でヘイトスピーチに対する規制をせよとの勧告を出した。

また、司法レベルでは、店主が外国人は立入り禁止である旨告げて店から追い出そうとした事件に係る静岡地方裁判所浜松支部判決[4)]、公衆浴場入り口に「外国人の入浴を拒否」との張り紙をして入店を拒んだ事件に係る札幌地裁判決[5)]、京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件に係る大阪高裁判決[6)]において人種差別撤廃条約にいう「人種差別」を内容とする名誉毀損が行われた場合に民法の不法行為（民法709条）を構成すると判示しており、ヘイトスピーチが人種差別に当たることが明らかになっている。

(2) このような社会状況を前にして、以下のことを検討すべき問題として位置づけ、これらを明らかにしていく。

①ヘイトスピーチ（街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上での攻撃的な侮辱的表現行為）とは、そもそも何なのか。なぜ、あえてヘイトスピーチという言葉を用いる必要性があるのか、つまり、従来から法律に存在する名誉毀損や侮辱と何が違うのか、

②個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイトスピーチの「害悪」とは何か、この害悪から発生する「被害」とは何なのか、

③ヘイトスピーチの害悪と被害の実態に対応した法的措置とはどのようなものがあり得るのか。

本稿では、これらの課題を検討する素材として、朝鮮学校に対する侮辱的表現と業務妨害が人種差別撤廃

1）朝日新聞2014年8月18日。

2）2014年3月9日浦和レッズ対サガン鳥栖戦。

3）CCPR/C/111/1/Rev.1

4）（平11年10月12日判例時報1718号92頁）

5）（札幌地判平14年11月11日判例時報1806号84頁）

6）（大阪高判平26年7月8日刊行物未登載）

条約における『人種差別』に該当すると判断した判例を素材とする。これを通じて、日本におけるヘイトスピーチに関する法的状況を明らかにする。

2　京都朝鮮学校裁判

(1) 本事案は、京都の南区にあった朝鮮学校に対して、Z 会らのメンバーが児童公園の朝鮮人による不法占拠を許さないとして、白昼堂々、児童のいる学校の直前で街宣活動をし、授業などを防止し、他学校周辺で 2 回にわたってでも活動をしたことに関するものである[7)]。

第 1 に、表現の自由の問題について「しかし、本件活動は、本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが契機となったとはいえ、本件発言の内容は、本件公園の不法占拠を糾弾するだけでなく、在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し、日本社会で在日朝鮮人が日本その他の外国人と共存することを否定するものであって、本件発言の主眼は、本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を廃斥すべきであるとの見解を声高に主張することにあったというべきであり、主として公益を図る目的であったということはできない。」とし、「しかし、これらの示威活動における番号 12 ないし 24 の発言や文字表現が侮辱的かつ卑俗的に在日朝鮮人の民族的出自を貶める内容であることに加え、示威活動①から間もなくして、その様子を撮影した映像が公開されていたこと、示威活動②及び③の前には、控訴人在特会のウェブサイトに「不逞鮮人を許さない」「朝鮮人犯罪を助長する犯罪左翼・メディア」「不逞鮮人の伝統芸能」「卑劣、凶悪民族から公園を取り戻す」という表現を含む記事を掲載し、会員その他不特定多数の者に対して示威活動への参加を呼びかけていたことなどをも勘案すると、控訴人 G、控訴人 H 及び控訴人 B は、示威活動②及び③が、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの差別目的で行われることを認識しながら、積極的に参加していたといわなければならない。控訴人 G、控訴人 H 及び控訴人 B の目的が専ら公益を図るものであったとは到底認め難いし、またそれらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていることも明らかである。」、「しかし、名誉毀損は、人の社会的評価を低下させる行為であるから、その対象となる人が特定されることが必要であるが、番号 7、8、10、15 及び 21 の発言は、被控訴人の関係者や警察官に対する発言であっても、在日朝鮮人をあざけり、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定する内容であり、本件学校を設置・運営し、朝鮮人教育一般文化啓蒙事業を行うことを目的とする被控訴人に向けられたものであって、被控訴人を対象としたものということができるし、上記内容に照らして、被控訴人に対する人種差別の目的を主眼とするものであり、控訴人らが自らの正当な利益を擁護するためやむを得ず被控訴人の名誉を毀損する発言をしたとみることはできない。応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない。」と判示した。

(2) 第 2 に、民法の不法行為と人種差別撤廃条約との関係について、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法 13 条、14 条 1 項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の関係に適用又は類

7）本件に関する評釈として、奈須祐治「民族学校に対する示威活動等が不法行為にあたるとして損害賠償と差止めが認められた事例」「新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）14 号 15 頁以下。上村都・臨増ジュリスト 1466 号 26 頁。梶原健佑「名誉毀損不法行為責任と人種差別的発言」山口経済学雑誌 62 巻 4 号（2014 年）109 頁以下。中村英樹「人種差別的示威活動と人種差別撤廃条約」北九州市立大学法政論集 42 巻 1 号（2014 年）77 頁以下。

推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法 709 条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」、「したがって、一般に私人の表現行為は憲法 21 条 1 項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法 709 条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」、としつつも、「わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法 709 条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるというにとどまる。」と判示した。

(3) 第 3 に、損害賠償に関連して不法行為の内容としての人種差別について「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから、被害者に実際に生じた損害額に加え、制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」、と判示した[8)]。

(4) 第 4 に、名誉毀損並び業務妨害の本質に関連して、「被控訴人は、本件活動により、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的利益について社会から受ける客観的評価を低下させられたこと、本件学校の職員等の関係者が受けた心労や負担も大きかったこと、本件活動により、本件学校における教育業務を妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことなどを指摘することができる。」、「本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。」、「被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被

8）この点、「無形損害の算定は裁判所の裁量に任せなければならないとはいえ、精神的苦痛を慰藉するにあたって考慮されるなら別段、侵害行為の違法性によって悪影響の損害の多寡が変化するとする立論には拭えない違和感が残る」（梶原・前掲論文 124 頁以下）。との指摘があるが、人種差別行為の内容としての朝鮮学校への攻撃によって、「本件学校における教育業務を妨害され，本件学校の教育環境が損なわれただけでなく，我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれた」との判示は、名誉毀損や業務妨害では把握しきれない人種差別によって生じる特有の害悪を示したのではなかろうか。とりわけ教育環境に対する損害及び日本における民族教育を実施する社会環境に対する損害について、人種差別には、集団に対する偏見・差別の植え付け、拡散そして固定化させるという固有の害悪があることを判決は考慮しているように思われる。このことを明確にするために 1 審では言及しなかった朝鮮学校とそこでの民族教育の実施の意義について言及した。また、付言すること、事件後の対応について、それらほとんどは当該学校の教員と父母によって自力でまかなわれてきた。日本の学校のようにスクール感セラーが配置されたり、臨時教員が配置されることはなかった。それは朝鮮学校における教育が日本政府からの補助金が全くない中で営まれてきた証である。これらの事件後の多大な努力と負担を、侵害行為の違法性による悪影響として考慮すべきではなかろうか。

控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮辱的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって（児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。）、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、その在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならい。」と判示して、朝鮮学校による民族教育の意義を認め、同時に、これに対する名誉毀損と業務妨害を認めた。

3　ヘイトスピーチとは？

（1）ヘイトスピーチについて公式の定義があるわけではない。このような事情のもと、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」（自由権規約第20条2項）等がこれに当たるとされてきたが、1997年に採択されたヘイトスピーチに関する欧州審議会閣僚委員会勧告97（20）も、これについて定義している。「『ヘイトスピーチ』という用語は、人種的憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現、ならびに、不寛容にもとづく他の形態の憎悪を含むものとして理解されねばならない。マイノリティ・移民、移民を起源とする人々に対する、攻撃的ナショナリズム、自民族中心主義、差別および敵対によって表現される不寛容も含まれる。[9)]」また、最近、「人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形態のスピーチ」（人種差別撤廃委員会一般的勧告35の10項）と示されるにいたっており、ヘイトスピーチの定義は明確になりつつあると言ってよい。にもかかわらず、ヘイトスピーチの定義が定まっていない一因は、「一定の属性によって特徴づけられる集団」の中に人種、国籍、民族、出自、性別、性的指向等、どのようなファクターを含めるのか、またいかなるファクターをもってマイノリティとして扱うのかということが、それぞれの国や社会の抱える社会事情によって異なることにも基因する。ヘイトスピーチそのものは表現行為である。日本において表現行為は、刑法上また民法上も規制対象である。刑法上、名誉毀損罪（刑230条）と侮辱罪（刑231条）が規定されている。民法上、不法行為（民709条）の一類型として名誉毀損があることは自明である。これらの規定は、憲21条の表現の自由の保障を大前提としつつも、これを濫用する行為、つまり他人の名誉を毀損する場合には一定の制約を受けることを意味する。このことから表現の自由という権利も何ら無制約に保障されるわけではないということが帰結される。

それでは、あえてヘイトスピーチを取りあげる必要があるのであろうか。上記の現行法で対処することができるのではないかとの疑問が生じる。日本の法制上、名誉毀損や侮辱などの名誉侵害について、民法上及び刑法上も、特定の「人」――自然人並び法人などの統一的意思をもつとされる集団――を攻撃客体としている。しかも、これは具体的に特定できる「人」のことをさす。これにより、同じ人であっても、不特定多数人は名誉侵害における攻撃客体としての「人」に含まれないことになる。それゆえ、日本における名誉侵害に係る刑法上並び民法上の規定は、特定の個人のみを保護客体としており、法律上、具体的に特定できる人のみが名誉の享有主体であると理解されていると言ってよい。また、このことを敷衍すると、現行法上、その攻撃との関係で、特定できる人しか名誉をもたないということになる。これに伴い、たとえ、行為者によって公の場において一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的表現が行われたとしても、しかも

9）The Council of Europe's Committee of Ministers" Recommendation 97（20）on "hate speech". Weber, Manual on hate speech, P.3.

行為者にとっては特定の集団を標的にしてそれが行われたとしても、いわば統一的意思をもたない集団であることから、とりわけその属性について攻撃的な侮辱的表現が行われた場合であっても、個別的かつ具体的な被害者を特定できないとしてそのような侮辱的表現は制裁の対象から除外される。被害客体である人を特定できないことを根拠に、全て、不特定という枠組みで理解してよいのであろうか。ここで注意を向けるべきこととして、具体的に特定可能な人を被害者として限定することは 、必ずしもそれ以外の侮辱的表現が人に対して何らの害を生じさせないことを含意することを意味しないというべきではなかろうか。侮辱的表現が向けられる攻撃客体との関係では、不特定という枠組みは特定の個人と区別するものでしかなく、表現行為が特定の人だけに向けられるわけでなく、(特定) の集団に向けられることがあるという実態、社会における現実の害を考える場合、つまり社会に当たる害と社会が受ける害と同時に、それだけでなく攻撃客体である当事者に与える害と受ける害を考えた場合に、かなり大雑把な括りであり、十分なものとは言えないのではなかろうか。

(2) 人は、孤島に一人で生きる場合は別として、社会生活を送る際、たった一人で孤立して生きることができない限り、純粋個人としての存在の側面をもつ同時に、その個人の背景にある人種、民族、出自、性別等々の属性をもつ存在の側面をもつ[10]。これは人間が単に一人称、二人称の世界だけで暮らすのではなく、これを超えて三人称の世界の中で生活する社会において人々の存在の社会的ないし歴史的背景となり、そのアイデンティティの構築に大きな影響をもつ[11]。そういうことからすると、なにも人に対する侮辱的表現が特定の人に向けられたものだけに限らないことになるのではなかろうか。つまり、特定の個人ではなく、一定の属性によって特徴づけられる集団に向けて侮辱的な表現が行われるということである。いわゆる差別表現はかつてから現在に至るまで散見される。その意味では、新しい問題ではなく、今もなお解決していないそれである。本稿で議論の対象とする行為は、街角や公衆トイレの壁に書かれている一人の個人的行為者によって密かに行われる陰湿な差別落書きなどのいわゆる差別的表現とは一線を画して、多数人が集合して、デモや街宣活動と称して、――密かにばれないように表現するどころか――公の場で公然と攻撃的に侮辱的な表現を連呼する、いわゆるヘイトスピーチである。人種差別撤廃条約１条の「人種差別」の定義に基本的に習い、ヘイトスピーチを、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身等、一定の属性によって特徴づけられた集団に対して、当集団の区別、排除、制限、蔑み又は優先の目的をもって、公の場において、公然と攻撃的に侮辱的表現をすることと定義すると、従来の差別表現とヘイトスピーチとは、排外性、差別性、属性に向けられている点で共通するが、公然性、攻撃性、情報拡散性[12] において際だって異なる。ここで注意すべきなのは、侮辱的表現の攻撃の矛先が特定の人ではないということと、被害者が特定の人でないということを混在させてはいけないということである。このような混在から生じるのは、両者とも特定の人でないから名誉侵害の構成要件の保護対象から除外されるという帰結である。このような帰結は、侮辱的表現による

10) なお、この属性という概念は、しばしば社会においてある集団を攻撃対象とするために用いられる場合があることに注意が必要である。自ら属性を形成するのではなく、逆に他者によって一定の集団を属性によって一まとめにされることがある。

11) 属性は、これによって特徴づけられる集団が社会において少数者である場合には、その構成員のアイデンティティの構築に肯定的または否定的影響を及ぼすことが往々にしてある。その意味で、属性は他との区別のために用いられる概念だけではなく、個人としての人の思考、精神または思想の構築に大きな影響を与える。

12) YOU TUBE などのインターネット上のメディアを通じてデモの様子を生放送することや、またその様子のデータをアップロードして不特定多数の人々が閲覧できる状態にすることをさす。このような映像はいったん削除されたとしても、投稿者の匿名性を悪用して再びアップロードされることが常である。これによって被害が拡散し、増幅する。

攻撃は特定の人にしか向けられない、ないしは個人にしか害が生じないという純粋個人主義的な権利概念に根ざした理解に基づくのではないかと思われる。

また、このような理解は、侮辱的表現は（社会的）名誉を毀損することにその本質があり、その名誉の帰属主体は具体的な「人」又は統一的な意思をもつ「人」であるとする考えを基礎としている。人は個人的権利を有し、これに対する侵害の問題があるのはいうまでもない。ここでは、基本的人権である個人の人格権から導出された個人的名誉とその毀損のことを指す。

しかし、侮辱的表現がある属性によって特徴づけられる集団（民族、人種、出自、性別など）に対して行われ、しかも当該表現が、下品かつ侮蔑的だけでなく、例えば、当該属性を有する人々が日本社会においてマジョリティ・日本人の人々と平等の立場で生活することを妨害しようとする発言であった場合には、個人的権利の救済だけでは問題は解決しえないことがあることを看過してはならない。このような侮辱的表現による攻撃が個人でなく、一定の属性を有する集団に向けられるとは、その集団の存在そのものに向けられることを意味することから、その害は、個人ではなく集団の経験として被ることになる[13)]。この場合、一人の個人の名誉が保護されたとしても、これで問題を十分に汲み尽くしたとは言えず、同じ集団に属する他の人々は保護されないままではあり、同じ攻撃が繰り返されるということである。人の属性に向けられた侮辱的表現は、その意味で、個人の権利や法益の保護とその侵害の問題として捉えるだけでは問題の本質を把握しきれたとは言い難い[14)]。

(3) では、なぜ、本質を把握しきれたとは言い難いのであろうか。

侮辱的表現の標的は、個人の場合と、これにとどまらず、個人を超えた集団の場合もあることは既知のことである。個人を超えた集団に対する侮辱的攻撃について検討する前提として、先にも述べたように、それぞれの人は自己の存在の背景に人種、民族、出自、性別等の属性を有していることをあらためて想起しなければならない。このこと自体は全ての人に当てはまることである。全ての人は、人という属性だけでなく、そこからさらに上記のような属性を有しており、これが人々の人格形成に大きな影響をもつ。属性とは、自己と他者を区別する概念としてだけ用いられるのでなく、もっと広く、例えば、民族や人種などによって特徴づけられる集団という、他の集団と区別する枠組みを構築するために用いられる。属性そのものはそのほとんどが本人の意思とは関係なく生来備わっているものであり、個人では変更できるものではないが、属性に基づく集団の形成は、何も当該属性を有する人々によって積極的に行われるとは限らない。むしろ、一定の人々が自分たちと「異質な」ものとして区別するために、不特定多数の人々について属性を当てはめることで集団として「一括り」にするために他者によって形成されることが往々にしてある。このことこそが問題である。歴史的、社会的、物理的関係ないし事情などから、一定の属性によって特徴づけられる集団が蔑まれることがあったし、そして現在もこのようなことがあることは周知のことである。このように蔑まれる集団は、通常、社会的少数者、社会的弱者である。このような集団に対してマジョリティ・社会的多数の側から侮辱的表現が投げかけられる。この侮辱的表現をすることの意味は、一定の属性によって特徴づけられる集団に属する個人を蔑むだけでなく、集団そのものとその存在を蔑むことに本質がある。ここであらためて

---

13) もちろん個人として経験することもある。侮辱的表現が自己の有する属性に関連して行われる場合には、直接的な攻撃対象となった個人は、個人的事情の背景にある事柄を理由に攻撃されているのであり、この攻撃は同じ属性を有する他の人々にも当てはまるという意味で、集団的経験ということができる。または自己の属する集団の経験ということができる。

14) これとは対照的な見解として、荻原「差別的表現と表現の自由」法学セミナー 503 号 52 頁。

疑念とせざるを得ないのは、一定の属性によって特徴づけられた集団に対する侮辱的表現が行われた場合、ここでは何らの損害はないのであろうか、ということである。一般的に言うと、属性に向けられた侮辱的表現は、憲 21 条の表現の自由の行使と言うべきなのであろうか。判例は、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法 13 条、14 条 1 項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の関係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法 709 条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」、「したがって、一般に私人の表現行為は憲法 21 条 1 項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法 709 条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。[15]」と判示するが、これは個人が被害者として特定されることを前提としている。しかし、具体的な被害者がいないという解釈は上述のことからすれば理屈に合わない。逆に、当該集団に属する全ての構成員が被害者とも言える。

それではどのような害があるのであろうか。一つには、集団に対する侮辱的表現の真意は、被攻撃集団に対する蔑み（二級市民、人間以下と見下すこと）と憎悪（敵として扱うこと）にあり、しかも当該集団の構成員の生命・身体などの法益に対する侵害の将来の危険性を胚胎している。もう一つとして、このような表現を受けた人々は、大変怒りと悲しみを抱き、そして自己の存在する社会に対して敵対心と防衛心を抱くと同時に、なによりも社会生活において自尊の感情を喪失してしまう可能性がある[16]。Rawls が述べているように、人にとって最も重要な基本財（primary good）とは、自尊（self-respect）である。自尊には、彼自身が価値あるものだという感覚、すなわち、彼にとっての善の概念、つまり彼の人生の計画は遂行するに価値のあるものだということを含意しており、また自己のもっている能力に対する信頼を含んでいる。自尊を喪失させられた人は自分自身の存在、生そして自己の価値をどのように評価するであろうか。自尊なしには人は自分自身の人としての価値を認識できず、自分自身を尊重することはできないであろう。

あえて言うならば、一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃は、個人の名誉とは別の事柄、つまり別の利益を侵害しているというべきではなかろうか。具体的被害者がいないということは、侮辱的攻撃が直接特定の個人に向けられていないことと、これに加えて表現内容が具体的な個人を指す内容ではないことに基因する。しかし、このことから、常に何らの利益も侵害・危殆化していないと演繹することができるとは限らない。何らの利益も侵害・危殆化していないと解するのは、個人の人格権及び名誉の毀損の側面しか見ていないことによるものと思われる。一定の属性によって特徴づけられる集団が蔑みの対象とされることによって、これに属する構成員は、社会的にそもそも価値の低い者と見なされるおそれがあり、その名誉は十全に保護されないことが十分に考えられる。そうであるとすれば、個人の名誉に対する攻撃とは別に、特定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃の問題を扱う必要があるのではなかろうか。

15）大阪高判平 26 年 7 月 8 日公刊物未登載。

16）Rawls, A Theory of Justice, p.386.

4　ヘイトスピーチの害悪

(1) ヘイトスピーチは侮辱的差別表現行為のことである。この侮辱的表現は単なる『ひどい悪口』に止まらない因果的効果をもつ。その一つの側面、すなわちその害悪の一つの側面は、ヘイトスピーチのメタ・メッセージである。ヘイトスピーチをする側の侮辱的表現の顕現的側面は、ひどい悪口であるが、それのもつ潜在的側面ないし本質的側面は、人種差別撤廃委員会一般的勧告 35 の 10 項による人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めることにある。ヘイトスピーチの何が問題なのであろうか。単にそれを聞かされて「腹が立つ、気分が悪くなる」、つまり「不快」を感じるだけでは収まりきれない実害があります。それだけのことであれば、京都事件で原告は訴訟を提起する必要はなかったであろう。

現実の社会では、単に物理的な個体ではなく、人々は、様々な理由から現在いる場所に存在しており、その意味で歴史的な存在である。また、言葉などの媒体手段を用いて他者とコミュニケーションをとることで社会において存在するという意味で社会的存在である。このような人々の存在に関する歴史性と社会性に照らすと、人々は、各々、個人として尊重されなければならないことは当然のことであるが、同時に、個人としての人には、それぞれの背景がある。それは、例えば、民族、人種、性別、性的指向、等である。人の背景は、彼の属性によって構成されるのであり、まさに歴史的であり、また社会的である。人の背景としての属性は、個々人の人格の一部であると言っても過言ではない。この属性は、本来的には、個人の社会的評価、つまり外部的名誉ではない。なぜなら、憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められているように、そもそも、その属性如何によって評価されることがあってはならないからである。しかし、このような議論は、現実の社会を直視するならば、ある種の理想論になるかもしれない。悲しい現実として未だ差別が社会にはある。人が、同じ人である他者に対して、低劣・低俗として扱う。例えば、人は、個々に固有の名前をつけるなどして自らを他人と区別する。それは、固有の存在としての自己のアイデンティティを確保するという意味できわめて社会的に重要である。名前に始まって、私たちの社会は差異を利用することで社会システムを形成している側面がある。しかし、その差異が、自己と他者のコミュニケーションのために利用されるのではなく、他者に対して憎しみや蔑みの感情を持って、不平等な関係を形成するために用いられる場合、それは差別となる。いわれのない偏見や蔑みが社会化されている場合が多々ある。差別は一定の集団を対象にしており、差別を社会から除去してゆく救済においても、集団全体としての社会的地位を向上させなければならず、差別されている集団に属する個人に対して、ある差別行為があった場合、当該個人に関して当該差別行為からの救済を行ったとしても、彼が属する集団が差別されている状況が存する限り、同様の差別は繰り返されてしまう。その意味で、それは蓄積的である。

(2) 人種、民族、出自、性別、性的指向等の属性に向けられる侮辱的表現、つまりヘイトスピーチには、個人に対する社会的評価の低下の側面をとは異なっている。確かに権利は主観的なものであるが、それを取り巻く客観的な環境が主観的権利に諸々の影響を及ぼすことがあり、客観的環境が或る形で存在することが、主観的権利にとって望ましいまたは求められる。まとめると、平等に関して、権利保障の不十分さだけや不当に重く義務が課されることだけを問題にするのではなく、権利・義務の不平等分配の背後に、不平等処遇の犠牲者たる人々の社会的地位の格下げという害悪とこれによる自尊の侵害を見て取るべきである。このような意味を込めて、このようなヘイトスピーチは社会的な平等関係（の構築）を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面をもっている。なぜなら、ヘイトスピーチは、人を人として見ない、人

に格差をつけること、つまり「二級市民」、「人間以下」として蔑むことに本質があるからである。確かに人の属性に対する侮辱的表現、すなわちヘイトスピーチと呼ばれる行為は、個人的名誉を保護する名誉侵害罪の対象とは言い難い。ヘイトスピーチは必ずしも具体的な個人に向けて発せられる表現行為ではないからである。名誉侵害罪における侵害の特徴が、個人攻撃と個人のプライヴァシーの暴露であるのに対して、ヘイトスピーチのそれは、社会に存在する一定の集団への排除的な攻撃にある。ヘイトスピーチは、個人は直接的に自己の人格そのものに向けて攻撃されてはいないかもしれないが、一定の集団の排除をそのメタ・メッセージとして社会に発していることを見逃してはならない。社会からの排除、つまり存在の否定という意味をもつことから、ヘイトスピーチは個人的利益にもまして社会的利益に対する侵害・危険がクローズアップされてくる 。ここで名誉侵害罪における保護範囲に当てはまらないことを理由にヘイトスピーチが何らの利益も侵害・危険にさらしていないということにはならないことが判明する。つまり、人種や民族、性別などを背景とする一定の属性を有する集団に属する人々を法的保護の対象外とすることから、個人の問題としてだけでは処理しきれない、まさに法の下の平等の問題がある。全ての法的問題を個人の法的権利の問題として対処できるのであれば、憲 14 条の「法の下の平等」の存在意義は失われることになる。

憲法 14 条は、法の下の平等を保障しているが、ここでは、法適用の平等性・公正性、権利・義務の公正な分配、法的保護の平等性、生きる権利の平等な保障をその内容としていると考えるべきである。特に、最後の生きる権利の平等の保障とは、法が保護すべき根本的権利である生存権保護の平等を意味するが、属性に対する侮辱的表現は、集団に属する人々に対して平等に法適用、権利保障そして権利の行使を否定している。「二級市民」、「人間以下」とは、「人間じゃない」ということであり、対等平等な人として法の下に平等に生きることを否定している。

一定の属性を有する人々一般にむらけられたヘイトスピーチは、表層的には、人格権の否定（自分が人間としての自分であることを否定される）そして生存権の否定（対等な人間として生きる権利・法の下において平等であることを否定される）が問題になる。しかし、その実態としては、特定の属性をもつ人々が生きながらして人格権・生存権を否定されながら生き続けるという意味において、その侵害は継続している状態にある。ここでは、不平等、つまり、個人を特定できないということではなく、公共の場において一定の属性に向けて侮辱的発言をすることで「民主主義社会における根本基盤である対等で平等に生きること」（＝社会的平等）を否定している。

社会においては、人々は、自己の歴史の一つとして出自、性向、民族などの属性を有することは実体として認識されている。社会の構成員である人々は、この属性に基づいて人格形成をし、自らのアイデンティティを形成・確保する。とりわけ社会の少数派となる属性をする人々は、自己のアイデンティティを形成・確保するために自己の属性を強く意識することもある。問題は、社会が単に何らの背景も持たない個人の集まりとして形成されているだけではなく、様々な属性を有する個人から形成されている。その意味で、社会的存在としての個人にとって、彼の有する属性もアイデンティティに含まれる。この属性に対して侮辱または差別的表現行為をすることは、当該属性をする人々を対等な人間とは見ず、社会における平等関係を毀損することにつながる 。

(3) ヘイトスピーチのもう一つの害悪の側面として、それが標的とされた集団に対する社会的排除や暴力犯罪を正当視ないし当然視する効果を持つということをあげることができる。欧州審議会閣僚委員会勧告 97 (20) が、ヘイトスピーチを人種的憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現と理解するところは、これらの問題に着目しているといえる。その意味で、ヘイトスピーチ

は人種に基づく暴力犯罪の前段階として把握する必要がある。マイノリティに対する暴力行為というものが突発的に始まるようなものではなく、まずは、端緒としての悪意なき先入観が社会に浸透していることが土壌となって、偏見に基づく具体的なヘイトスピーチが行われるようになり、さらにこうした行為の数が増えるなかで制度的な差別、そしてついには暴力行為が発生し、当初は散発的なものが徐々に社会全体に蔓延するところまで発展していく。先入見による行為――偏見による行為――(制度的)差別行為――暴力行為――ジェノサイドというヘイトスピーチ暴力のピラミッドを形成する。

現にドイツでは、国家社会主義地下組織(Nationalsozialistischer Untergrund(NSU))のメンバーらが過去10年の間に人種差別的意図での10人の殺害、重大な放火テロ組織の構成員として関与したとの嫌疑で2013年5月6日よりミュンヘン上級裁判所で刑事裁判の審理が開始された[17]。ヘイトスピーチは単に言葉による悪口にとどまらない[18]。師岡は、「ヘイトスピーチは、マイノリティへの悪意を社会に充満させ、マイノリティへの暴力、極端な場合には他民族虐殺へ戦争へも導くものであり、平等・平和・有効をめざす社会を破壊する点で『社会的に不正かつ危険』[19]」と指摘する。師岡の指摘は、ヘイトスピーチが単なる表現にとどまらず、公の場において何らの規制もなく行われることでその害は社会において蓄積し[20]、そのことで一定の集団に

---

17) 参照、田中「差別を超えるには――ドイツに見る厳しい法規と根深い極右思想」WEBRONZA(2014年1月29日)(http://webronza.asahi.com/global/2014012800004.html)。

18) 榎によれば、「日本で実際に問題となる差別的表現は、投書、落書きやインターネットによる掲示板への書き込みといったものが多いようである(125)。これらの内容の悪質さは別として、これらの差別的表現は、米国のヘイト・スピーチの事例とは随分と趣を異にする。米国においてヘイト・スピーチを規制できると考えられるのは、そうした言論が暴力・暴動を惹起し平穏を害する場合か、歴史的経緯からしてある象徴的言論が真の脅迫や身体的暴力に該当すると評価できる場合であった。一方、日本における投書、落書きやインターネットなどにある差別的表現は、米国の事例のように、暴力・暴動を引き起こし平穏を害すると言えるのであろうか、また歴史的経緯から言って真の脅迫や身体的暴力と評価できるのであろうか。また差別的表現による暴動の惹起は、具体的危険を生じているのであろうか。本来であればこれらについても綿密な検証を要するが、少なくとも現時点では、日本の差別的表現がこのような性格を持つものとはにわかに肯定できないように思われる。また仮に肯定できるとしても、規制が合憲であるためには立法事実の存在が必要であるから、差別的表現が暴力・暴動の惹起を生むこと、または脅迫・暴力に当たることにかんする立法事実の存在が示されなければならない。そうでなければ、差別的表現に対する規制が正当化されるために、暴動惹起などとは全く別の立法事実の存在が必要である。差別的表現の規制に賛成する場合、これらについての説明が求められよう。」(榎透「米国におけるヘイト・スピーチ規制の背景」専修法学論集96号(2006年)102頁以下)、と述べており、この指摘自体はまさにその通りであるが、しかし、近年の日本における定住外国人を標的にしたデモの状況に照らして、アメリカとは事情が異なり、規制立法を必要とする事実はないと未だに言えるであろうか。参照、横田「『差別表現』についてどう考えるべきか」法学セミナー475号59頁。

19) 師岡「試論　ヘイト・スピーチ規制法のマイノリティに対する濫用の危険性と人種差別撤廃条約」矯正・保護総合センター研究年報2号(2012年)57頁。

20) ここで蓄積という用語を用いたことで、ヘイト・スピーチ規制をドイツの環境刑法における蓄積犯・累積犯(Kumulationsdelikte)のように、共犯関係にない独立した個別の軽微な害の蓄積の結果として重大な法益侵害を惹起させる行為として理解されるかもしれないが、必ずしもそうではない。環境汚染行為では、環境法益に対する軽微な汚染行為の蓄積と、最終的な環境法益の侵害結果という関係において同一の法益の問題であるが、本稿では、ヘイト・スピーチを社会的平等に対する毀損の問題として把握している。ヘイト・スピーチについて当該侮辱的表現行為をそれ自体として処罰に値するものとして評価すべきである。ヘイト・スピーチによる侵害・危険の本質は社会的平等であるのに対して、将来の侵害は生命や身体などの法益に対する侵害であり、両者はそれぞれ別の法益の侵害ないし危険を惹起している。それゆえ、ヘイト・スピーチでは、将来の重大な害を想定して個別の軽微な侵害行為の蓄積をもって処罰根拠するのではない。将来の法益侵害は、経験的な見地からは、自然犯によると理解してよい。これについてはそれ自体として処罰すれば十分である。

対する蔑視感ないし敵対感を醸成し、そのような社会的環境のもとで将来において重大な犯罪を生じさせ[21]、しかもそれが軽視されるおそれがあることに警笛を鳴らしており、まさに正鵠を得ている。

ヘイトスピーチが蔓延する社会では、攻撃対象となる集団に対する無意識の蔑みが広まることにより、同時に人権の享有主体であることを社会的に否定してしまい、このことに対する社会的批判も弱化するおそれがある。ヘイトスピーチの先にある人種差別に基づく暴力犯罪は、まさに被害客体となる人々を「二級市民・人間以下」と見なし、「人」として尊重しないどころか、人として扱わないことを前提にして行われる。その意味でも、ヘイトスピーチは、単に「不快」、「聞いていて気分が悪くなる」、「腹が立つ」という個人的な不快感情や気持ちのレベルの問題ではない[22]。まさに人間としての生存にかかわる深刻な問題として受け止める必要がある。

以上のヘイトスピーチの害悪を加味しつつも、それが法的規制の対象として把握する際、できる限り簡明な定義がやはり要請させる。そこで、ヘイトスピーチを一定の属性によって特徴づけられる集団に対する攻撃的な侮辱的表現行為として定義することにする。攻撃性とは、デモや街宣活動の際に、多数人が侮辱的表現を連呼することをさす。侮辱的の意義は、まさに上述の2つの害悪の側面のことである。

5　ヘイトスピーチに対する規制

(1) この問題を検討する前提として、あらためて、ヘイトスピーチに対する規制の可能性を表現の自由との関係で考える必要がある。

まず、一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現の場合、被害者が特定されていないことから法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念が出される。このような見解は、何よりも侮辱的表現による攻撃対象を現行法に則して理解した場合の疑念であり、攻撃客体、つまり被害者が特定個人でないことと、一定の属性によって特徴づけられる集団であることとは議論の位相を異にすることを看過している。個人に対する侮辱が個人的経験であるのに対して、ヘイトスピーチは個人的経験だけは汲み尽くせない集団としての経験であることを看過してはならない。その理由は、ヘイトスピーチの発するメタ・メッセージが何よりもその答えを如実に示している。ヘイトスピーチは、その標的とされた集団の社会的地位の格下げと、それに引き続く社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視、そして対等でかつ平等な市民の参加を前提とする民主主義制度の基盤そのものを危険にさらす。このことは、憲法における基本的人権の享有主体である「人」をその属性を理由に、集団として「十把一絡げ」に権利を剥奪することを正当化する可能性からして、いわば「人」として扱わないことを意味する。と同時に、実は、マジョリティであることだけを盾にしてヘイトスピーチをする側の人々の社会基盤をも危険にさらすのである。まとめると、名誉毀損罪の保護法益を個人の社会的評価としての名誉であるのに対して、ヘイトスピーチの規制根拠は社会的平等に求めるべきではなかろうか[23]。

21）参照、岩下「ヘイトスピーチがヘイトクライムになる前に」WEBRONZA（2013年12月28日）（http://webronza.asahi.com/global/2013122800001.html）。

22）参照、松井『マス・メディア法入門』（第5版）167頁。松井は、「いかに気持ちを傷つけられたからといって、それだけで表現に責任を負わせることは、表現の自由を大きく制約する」と指摘するが、ヘイト・スピーチの表層だけを捉えた場合には、感情や気持ちのレベルの問題として理解されてしまう。

23）憲13条は基本的人権の尊重を唱い、「すべて国民は、個人として尊重される。」と明文で規定している。日本では戦前の団体主義によって個人主義の否定が否定された。これに対する反省から主権者として国民を据え、その国民を個人として取り扱うべきであることを憲法は唱っている。人のその現とは、主要には個人の尊厳のことをさす。ドイツなどでは、ヘイト・スピーチ規制の保護法益を人間の尊厳として把握する。その歴史的背景は、ナチス政権の国家社

(2) つぎに、「韓国や在日の人が多くいる場所では特定の人々への攻撃として認定することが可能だろうが、繁華街の四条通などでデモすることまで禁じていいのであろうか。[24]」との批判がある。ヘイトスピーチのもつ害悪の見地からすると、標的となる集団の現在可能性が問題となるのではない。標的集団が現在したかどうかは、社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視の醸成にとってなんら重要性はない。確かに標的集団が現在している場合には目に見えて害悪があることを認識できるが、それはあくまで名誉毀損のように個人に対する侮辱的表現を類推させているにすぎないのであり、逆に、ヘイトスピーチのもつ独自の害悪を看過している。ヘイトスピーチを直接聞き及ばなければ、何ら被害を受ける可能性がないわけでは全くない。むしろ現在していたのか、ヘイトスピーチを直接聞いたのか否かは決定的なモメントではない。人間が同じ人間に対して、属性の違いを引き合いに出して、個人としてではなく集団として扱い、そして攻撃的で侮辱的な表現行為をなぜするのかを考えるべきである。ヘイトスピーチの害悪は、人通りの多い繁華街でのヘイトスピーチも同じくその害悪の点において相違はないと考えるべきである。

このような理解がなされる背景には、ヘイトスピーチが朝鮮・韓国人に対して、いわばマイノリティに対して行われていることからすると、マジョリティである人々、つまり日本人である限りは、その標的にされることは決してあり得ないという事情があるのかもしれない。それは、マジョリティであることは、決して被害者になることがないということをも同時に意味する。その場合、ヘイトスピーチを偶然又はマスコミを通じて知るに及び、これに賛成しないとしても、不快･気味が悪いとしか思わないかも知れない。しかし、ここでヘイトスピーチの害悪を理解するための重要な問題は、ヘイトスピーチが単に不快などの感情レベルの出来事なのであろうかということである。各都道府県の条例によって喫煙条例などが指定されているが、その規制根拠の重要なファクターとして不快であることやマナー違反をあげることができる。このような感情レベルの問題としてヘイトスピーチを捉えようとすると、分煙化の議論と同じく、少なくとも標的集団のいないところでヘイトスピーチするのであれば問題はないとの結論が出かねない。実はこのような理解も、個人主義的な名誉毀損の理解に端を発しており、個人的名誉の毀損の範囲から外れる場合には、「害悪はない」との単刀直入な解釈によって担保される。しかし、むしろヘイトスピーチの害悪が重大であることからすれば、そのような理解は技巧的解釈に陥ったがゆえに誤った結論に至ってしまったとしか言いようがない。もう少し的確な言い方があるとすれば、ヘイトスピーチの問題は、現実に害悪があるにもかかわらず、従来、路上での攻撃的で排外的な侮辱的表現行為を日本社会と立法機関は想定してこなかったことから、法的ないし社会的規制が不十分な状態にあると言い改めるべきではなかろうか。

ここであらためて、法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念に答えるとすると、まず何よりも、法令の最初に人種差別撤廃条約１条ないしその趣旨にしたがって「人種差別」

会主義時代において、ユダヤ人であること、ロマ人であること、同性愛者であること、また精神障害者であること等、その属性や身体的･精神的事情を理由として、人間であることを否定された上で、生きるに値しないものとして殺害された。そこでは、個人の否定と同時にそもそも人間であることを否定されたのである。このように属性に関わってその殺害を当然視ないし正当化された歴史の反省ということに照らすと、人間の尊厳は、個人の尊厳の根本的基礎であって、人間が人間であることの普遍的価値を法的に自ら証明する。それゆえ、個人的権利であると同時に、普遍的権利であって、後者から前者へとフィード･バックする。したがって、日本の憲法において人間の尊厳と、ドイツ基本法で人間の尊厳の間には一定の属性によって特徴づけられる集団の際があると理解すべきである。ドイツ基本法における人間の尊厳の保障が日本の憲法が予定していないとすれば、個人の尊重の保障以外にヘイト･スピーチ規制のための法的根拠を見つけ出す必要があるように思われる。

24) 毛利・京都新聞 2014 年 2 月 15 日。

の定義を規定するべきである[25]。そうすることで、「兵士は、潜在的犯罪者だ」などとの兵士に対する表現行為がヘイトスピーチにあたるのか否かなどの無用の議論をあらかじめ回避することができる[26]。

25）人種差別撤廃条約１条「『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」。

26）兵士は、数的に見れば少数者であるが、それはマジョリティである国家を代表するという真の存在意義に着目すると、これに対する抗議がヘイト・スピーチではないことは一目瞭然である。これこそまさに表現の自由である。

「大阪市ヘイトスピーチ対処条例」成立の背景、評価と課題

文　　公輝

1　生野区・鶴橋駅でのヘイトスピーチ

大阪市生野区は、日本で最も多くの在日コリアンが暮らす街である。その生野区と、玄関口ともいえるJR鶴橋駅周辺でのヘイトスピーチ（HS）街宣、デモ行進が頻繁におこなわれてきた。2013年2月から15年にかけての経過を、時系列で振り返ると次の通りだ。

①2013年2月24日
日韓国交断絶国民大行進・街宣（HSデモの後におこなわれたJR鶴橋駅高架下での街頭宣伝で、中学生による「鶴橋大虐殺」発言）
②2013年3月31日
「神鷲皇國會Presents特亜殲滅カーニバルin大阪鶴橋」
③2014年4月19～25日
K（元在特会副会長）による街宣予告→中止
④2014年5月17、18、22日
Kら数名によるによるJR鶴橋駅高架下街宣
⑤2014年7月後半
Kによる街宣予告→中止
⑥2014年9月23日
「生活保護法改正（外国人への支給を禁止へ）街宣in大阪」後の鶴橋での「お散歩」予告→中止
⑦2014年10月
人種差別を煽動する音楽バンドが鶴橋市場内を示威行進する様子を撮影・MVとして公開
⑧2014年12月29日
K他数名による鶴橋市場商店街内、差別示威行進（「お散歩」）
⑨2015年5月18日
KによるJR鶴橋駅高架下ゲリラ街宣を示唆するツイート→未遂
⑩2015年5月21日
KによるJR鶴橋駅高架下ゲリラ街宣（朝～午後2時過ぎ）
⑪2015年5月31日
Kによる生野区・鶴橋周辺でのデモ行進、街宣活動の予告→中止

NPO法人多民族共生人権教育センター（以下、センター）は、2013年4月以来、この問題を住民の安心・安全な暮らしを守る責務を有する生野区行政の問題として提起しつづけてきた。上記したデモや街宣等で発せられた言葉、掲げられたプラカードは、大阪市が長年すすめてきた人権行政の考え方からすれば、きわめて悪質な差別事件に他ならない。従来、市内で差別事件が発生した場合、行政は関連する民間団体等と協力しながら、落書き等であれば内容を記録するなどの事実確認をおこなう。加害者が分かっている場合は、本

人に対して説諭や啓発によって反省を促し、再発防止を図る。そして一般市民に対しては、間違った考え方によって扇動されることがないよう、反差別・人権擁護の視点に立った行政としての見解を発表し、事件を通じた啓発に努める。HS に対しても過去の人権行政のあり方に即した対応をおこなうべきだと訴えたのだ。

ましてや生野区で問題となったデモと街宣は、大人数、大音響によって、差別語･侮蔑語を連呼しつつ、暴力煽動や殺害予告もおこなうという、脅迫の度合いの強い行為だった。地域住民、とりわけ 5 人に 1 人の割合で暮らす在日コリアン住民に、深刻な脅威と不安を与えた。デモ行進のルートのすぐ側にある、在日コリアン高齢者が多く暮らす老人ホームでは､当日大混乱に陥った。「チョンコ」「朝鮮人は日本から出て行け」等の HS が聞こえてきて不安を訴える人、あるいは怒りと興奮のあまり施設を飛び出していこうとする人がいた。地域で暮らす、ある高齢の在日コリアンは、このデモ行進の後、日中一人で家にいることが不安になり、介護保険を使ってヘルパーを派遣してもらえないものかと、高齢者の介護予防を担う地域包括支援センターに相談にこられた。

大阪市、生野区は住民の安心・安全な暮らしを守る責務を有しているのだから、大阪市民、生野区民である在日コリアン住民に対して、HS を許さない、住民を守るのだという決意表明を直ちにおこなうべきだったのだ。同時に、HS に対して、様々な意味で危険を感じる状況で市民が抗議（カウンター）するのではなく、区役所職員自らが阻止線をつくり、区民に対する HS を防ぐべきでもあった。センターとして、このように訴えた。

結果として、2013 年の 4 月以降、丸 1 年にわたり、生野区周辺での HS は、いったんなりを潜めることとなった。13 年 2 月 3 月のデモと街宣を主催した団体の主催者、関係者が別の違法行為によって逮捕されたことも背景にあろうが、様々な形での市民による抗議の動きが、HS を封じ込めた成果でもある。そこにセンターとして、一定の役割を果たすことができたのではないかと考えている。

2 「オール生野区」がヘイトスピーチに「NO！」

ところが 14 年 4 月、5 月、7 月に、相次いで JR 鶴橋駅高架下での HS 街宣の予告がおこなわれ、数度にわたり HS を許してしまった。私たちは 4 月の段階で、生野区行政に対して対応を訴えたが、直ちに HS を食い止めるための積極的な行動をとることは難しいだろうと判断せざるをえなかった。そこで私たちは、広く生野区内の地域住民に対して問題提起をおこなっていった。このとき、私たちがイメージしたのは、生野区の全住民による HS に反対する世論を形成することで、行政として動きやすい状況をつくり生野区をサポートすることだった。市役所本庁舎・市長に対して、生野区・区長が対処を促す意見をあげやすい環境を整えることで、事態を動かそうとしたのだ。

具体的には、生野区内の社会福祉団体、住民自治会、商店会、PTA などに呼びかけ、街宣許可を出す警察署、彼らの「お散歩」と称した商店街内での示威行進を禁止することができる公安委員会に対して、共通の「嘆願書」を提出するように働きかけをおこなった。多くの地域のマジョリティ住民は、当初 HS という言葉も聞いたことがなかった様子だった。しかし私たちが説得のため用意した、過去の HS 街宣等の様子を映した写真やビデオをみると、一様に「これは、許せない、論外だ」と怒りを共有するようになった。そして、先記した 2014 年 4、5、7 月の三度の HS 街宣予告に対して、その度に共通の嘆願書、もしくは独自作成した要望書等を提出していただくことができた。まさに「オール生野区」が HS に「NO」を突きつけたのだ。その延長にある出来事として､14 年 12 月には生野区政会議が市長に対して HS 対策を求める要望書を提出するという、画期的な動きがおこったた。区政会議の議案として要望書提出をあげていただいたのは、前記した 5 月、7 月に警察と公安委員会宛の嘆願書提出をともにおこなっていただいた自治会関係者だった。あわせて、

センターでは6月中旬より、カウンター参加者有志のみなさんに出席をお願いし、生野区における HS 対策に関する協議・検討を重ねていった。

3　大阪市による対策措置の検討

2014 年 7 月 10 日、大阪市庁舎内でのぶら下がり取材で 2 日前に大阪高等裁判所で京都朝鮮初級学校襲撃事件に関する民事訴訟の判決がでたことに対するコメントを求められた橋下市長（当時）が、大阪市として HS 抑止策を検討することを明らかにした。その後、抑止策として被害者による訴訟を大阪市が支援することなどが明らかにされた。ここで確認しておきたいことは、何が市長に HS 対策をとることを決断させたのかである。京都朝鮮初級学校襲撃事件の高裁判決はもちろん、きっかけの一つにはなったのだろうが、前記した大阪市内、生野区において地元自治会、商店会等から HS 対策を求める声が上がっていたことが、市長の決断を促したことは間違いない。

その後、14 年 9 月に、大阪市長が大阪市人権施策推進審議会（以下、審議会）に対して「憎悪表現（ヘイトスピーチ）に対する大阪市としてとるべき方策について」諮問をおこなった。この諮問を受けて、『憎悪表現（ヘイトスピーチ)』に対する大阪市としてとるべき方策検討部会」（以下、検討部会）が立ち上げられた。次に対策部会の会合の日程と、主な議論をまとめている。なお、計 6 回の検討部会とも、それぞれ 2 時間程度の時間枠でおこなわれた。

①第 1 回目（10 ／ 3）は検討スケジュールの確認と、大阪市内でおこなわれている HS の確認, 国連勧告、政府見解等の確認、当面の課題整理をおこなった。

②第 2 回目（10 ／ 31）は、次回部会で「被害にあったと主張している」団体からヒアリングをおこなうことを確認した上、方策検討の論点を討論している。論点として、定義をひとまずは「人種、民族」に限定することを確認している。次に地方自治体の役割について、国がおこなう人権救済手続きの補完的役割であるということを確認している。そして施設の利用制限について、表現の自由との関係から難しいとの意見が出されている。さらに最終的な大阪市 HS 対処条例案にも盛り込まれている「認識の公表」については、メンバーから「抑止効果は期待できないのではないか」という否定的な意見がだされ、事実関係だけでなく「望ましくない」という「価値判断」も併せて公表すべきだということを確認。そして訴訟支援、措置の手続きの枠組みとしての第三者委員会のあり方について議論をおこなっている。

③第 3 回目（11 ／ 14）は、冒頭に被害実態のヒアリングとして、コリア NGO センターと李信恵さん（ジャーナリスト、ヘイトスピーチ裁判原告）からの聞き取りをおこなっている。続いて「憎悪表現（ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について検討をおこなっている。この時点で、既に施設利用制限について「法の趣旨や最高裁判例を踏まえるとヘイトスピーチを行う団体だからという理由のみで規制するのは難しいとの意見が多数であり、現在、条例にある公序良俗違反とか管理上支障があるため規制するという条項に、新たにヘイトスピーチが行われるから利用できないという条項を設けてまで、規制することは難しいとの結論」を出してしまっている。

④第 4 回目（12 ／ 12）は、何と冒頭に「在特会」からのヒアリングをおこなっている。在日特権を許さない市民の会の前会長（当時）T と市長との「討論」はおこなわれたものの、委員会として「公正」な判断をするために、在特会側の主張も聞く必要があるとの判断であったようだ。このヒアリングをおこなう直前の 12 ／ 10、最高裁が大阪高裁判決に対する在特会による上告を却下したことで判決が確定している。人種差別に基づく犯罪行為に対する高額の損害賠償を命じる確定判決をうけた団体の主張をあらためて聞く

必要が果たして本当にあったのか、極めて疑問が残る対応である。案の定、このヒアリングでは在特会側は、京都朝鮮学校襲撃事件は公園の「不法利用」を止めさせるためだったという、裁判でも明確に否定された虚偽を主張し、さらには「日本人がヘイトスピーチを受けている」等という荒唐無稽な主張をおこなっている。時間の無駄だったとしかいいようがない。このヒアリングの後、引き続き「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について議論され、対象範囲、訴訟支援の対象を確認。措置の公表について、日時、場所を指定した上で市としてHSを認定、主催団体に対して発言の改善勧告をおこない、事実を法務局に人権侵害として通知し、市がプレス発表するという流れが確認された。また訴訟支援について「ヘイトスピーチに関して、大阪市として、どんな損害を受けたのかという理屈だてが難しい」ため、大阪市が原告となって直接訴訟を提起することは困難という意見が多数出されている。

⑤第5回目（12／26）では、答申案が提出され、微細な修正をおこなった。

⑥第6回目（1／16）でも、答申案の微細な修正をおこなった。

あらためて検討部会での議論を振り返ると、あまりにも性急であり、先に結論がありきの議論ではなかったのかという疑念を強くもたざるをえない。対策検討当部会の会長であり、途中から審議会の会長も兼務された弁護士の川﨑裕子氏とお話しする機会があったが、答申について「市長から1月までに結論を出すように指示された」と語っておられた。わずか6回の検討部会のうち、実質的な議論をおこなったのは僅か3回に過ぎない。しかも2回目の会合で、すでにHSを理由とした施設利用制限ができないという結論を下してしまっている。在日コリアンをはじめとする外国籍住民の人権を守り差別扇動に行政が加担しないための方策を真摯に汗をかきながら検討したとはどうしても思えない。

さらに、対策･方策を検討するにあたって前提となるはずの、HSによる被害と加害の実態確認を、わずか1回のヒアリングで済ませてしまっている。私たちは、被害者からのヒアリングがおこなわれた第3回の対策検討部会の前に、被害実態の詳細な調査をおこない、ヒアリングを重ねるべきだという要望を、センターによる被害実態調査の中間報告書と併せて提出した。しかし第4回の検討部会では、在特会を対象としたヒアリングがおこなわれてしまった。被害実態調査という、基本的かつ重要な議題であるにもかかわらず、会議時間が延長されたり、追加されることもなかった。スケジュールありきの議論である。更にいえば、たった1度とはいえ重要な機会であった筈の被害者側のヒアリングと、「大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点」が、同じ会議で提案されていることもおかしなことだ。被害実態の調査を対策検討部会としておこなう前に、「論点」では既に施設利用制限は難しいと結論づけてしまっているのだ。「結論ありき」の議論だったと批判をうけてもやむを得ない。

4　大阪市としてとるべき方策について（答申）と市長の条例制定表明

以上の検討部会の結果、答申案がとりまとめられ、2015年2月10日の大阪市人権施策推進審議会の第30回会議に提出され、議論された。この会議で、委員の一人から施設利用の制限が答申に盛り込まれていないことを、強く批判する発言がなされている。同委員は、門真市での市民会館の許可取り消し対応の内容について検討すべきと前回の委員会で提案したのに、それをおこなっていないことなどを指摘し、市長は、他の問題では負けると分かっている裁判でも続けているのに、この問題では「たたかう前に白旗」をあげている。「労働組合相手の場合は最高裁までたたかうがヘイトスピーチをする人達には裁判には訴えない、ということなのですね」と痛烈な批判を主張しておられる。

この批判を受けて、答申案は一部修正され、「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について（答申）」が15年2月19日、市長に手渡された。答申に記された、大阪市としてHSに対してとるべき措置とは、「認識等の公表」、「訴訟支援」、インターネット上のHS被害の訴えがあった場合、管理者に対して市として削除等の措置を要求することだった。前記した委員の批判をうけて、答申には施設利用制限について「ただし、ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高く、かつ、管理上支障が生じる等、現行条例の利用制限事由に該当することが客観的な事実により具体的に明らかに予見される場合は利用を制限することもあり得る」という一文が加えられている。

この答申を受けた市長は、その後のぶら下がり会見で「対処条例」を15年度中に成立させる考えを表明した。このことに私たちは非常に驚かされ、喜んだ。なぜならその瞬間まで、大阪市や市長は、「条例」という言葉をひとことも語っていなかったし、記していなかったからだ。答申を読んでも、どこにも「条例」という文字は書かれていない。

答申を受けての条例制定という流れは、多分に市長の判断によるところが大きかったのではないかと推察されるし、その判断を促したものとして、私たちが取り組んだHS規制条例制定を強く求める取り組みがあったと考えられるからである。

5　大阪市ヘイトスピーチ規制条例制定を求める取り組み

先に記したとおり、私たちは2014年7月まで、3度にわたり地域住民諸団体による嘆願書等の提出の動きを、困難な状況のなかとりまとめ、結果を出していった。しかし、そこまで住民が動いても、行政と警察は無策で、何の対策、規制もおこなおうとしなかった。そこで私たちはHS規制条例制定を求める取り組みを進める必要性を確認し、そのための運動を模索するようになった。8月7日、以前からセンターの取り組みに協力をいただいていた弁護士のみなさんと会議をもったのを皮切りに、その後幅広く弁護士、研究者等に呼びかけ人となっていただき、9月25日に、ワークショップ＆学習会「いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例」（以下、学習会）を立ち上げた。

この学習会の目的は、法規制について学び議論する場をつくること、弁護士を交えて具体の大阪市HS規制条例案を作成すること、規制条例制定を求める署名活動をおこなうことだった。11月、12月、1月の3度に渡り、学習会＆ワークショップを開催し、学習と討論を重ねていった。

11月19日に開催した第1回学習会＆ワークショップでは、8月に在特会とその元会長、インターネット上のまとめサイト「保守速報」の管理人を相手にヘイトスピーチ裁判を提訴した李信恵さん（ジャーナリスト）から「私が受け続けたヘイトスピーチ被害」と題した報告をおこなっていただき、次いでHSを記録した動画を視聴。そしてセンターが実施していた生野区在住・在勤の在日コリアン対象のHS被害の実態調査の中間報告をおこなった。その後、参加者の皆さんによるディスカッションをおこなったのだが、そのなかで最も心に残り、深刻に受けとめた意見がある。それは生野コリアタウン内で商店を経営している70歳代の在日コリアン男性による次のような発言だった。「日本で暮らし、今HSでいわれるようなことを、ずっと前からも言われてきた。それが近年韓流ブームなどもあって、ようやく我々が暮らしやすい社会になったと思ったら、またこれだ。これが放置されていることで、正直、他の日本人も、実は心のなかで同じように思っているのではないかと考えざるをえない。信用できない」というコメントであった。これは、学習会に参加しておられた地域の日本人住民の皆さんにとっては、極めて不本意な発言に映ったことだろう。実際、センターが参加を呼びかけるなかで話し込んだ多くの住民の皆さんは、HSの実態を見聞きし、それを許すことができないと考えておられたからだ。しかし、HSが放置されることで、残念ながら在日コリアン社会のなかに、先

述した高齢者のような日本社会に対する不信感が広がってしまっていることは事実であろう。

HSとは、困難な状況を乗りこえて多民族共生の歩みを続けてきた生野区住民のなかに楔を打ち込み、分断と対立を持ち込もうする行為であることをあらためて実感した。生野区、鶴橋駅周辺で繰り返されたHSは、すべての生野区民に対する挑戦であるし、許しがたい害悪なのだということを確認することができた集会だった。

次いで12月11日に開催した第2回学習会＆ワークショップでは、2013年2月24日に生野区・鶴橋周辺でおこなわれたHSデモと街頭宣伝のダイジェスト動画を視聴し、次いで青山学院大学の申惠丰教授より「ヘイトスピーチ規制に関する国際基準と国内法整備」と題した講演を聴講した。そして学習会の弁護士と呼びかけ人で議論してきた「大阪市ヘイトスピーチ規制条例」の概要と骨子（案）を報告し、参加者を交えたディスカッションをおこなった。

第3回学習会＆ワークショップは、2016年1月13日に開催。ジャーナリストの中村一成さんから「ヘイトスピーチ被害の実相－京都朝鮮初級学校襲撃事件の取材から」と題した講演をいただき、次いで弁護士の師岡康子さんから「国際人権基準から見た地方公共団体の人種差別撤廃対策」と題した講演をいただいた。その後、前回第2回学習会＆ワークショップでの意見を反映させた、独自の「ヘイト・スピーチの規制に関する条例」（案）を提案し、参加者の皆さんとのディスカッションをおこなった。

3回の学習会＆ワークショップには、生野区の地域住民の皆さんはもちろん、HS問題に関心を持つ人々、地方公共団体の担当職員の方々、そしてカウンターとして路上でHSへの抗議を重ねてこられた皆さんなど、実に幅広い層の参加者の皆さんに集まっていただくことができた。そこでHS被害の実態について認識を共有するとともに、あるべきHS規制条例について活発に意見交換をおこなったことが、弁護士、研究者、カウンター参加者などが集まってHS規制条例案を検討する会議へとフィードバックされていき、具体的に条例案をとりまとめていく議論に深みを与えてくた。

そして2015年1月29日、完成した「ヘイト・スピーチの規制に関する条例」（案）、18921筆のHS規制条例制定を求める署名（署名は、その後追加で到着した分をあわせて、最終的には22120筆になった）、センターが実施した生野区在住・在勤の在日コリアン100名対象の「HS被害の実態調査」の最終報告書を併せて、大阪市長と大阪市人権施策推進審議会会長宛に要望書を添えて提出し、規制条例制定を強く求めた。

なお、前後するが2014年の12月25日には、大阪市HS規制条例案が完成する前の段階だったものの、後記する大阪市のHS検討部会の答申案策定の動きが、私たちの予想を超えて（本来あってはならないほどの拙速さで）おこなわれていることを受けて、大阪市HS規制条例案の骨子を大阪市長と大阪市人権施策推進審議会会長宛に、要望書を添えて提出している。

約5ヶ月間という短期間に2万筆を超える署名を集めていただいたことに象徴される、HS規制条例を求める世論の高揚が、前記した、2015年2月25日の、答申手交後の市長による「突然」の対処条例制定宣言につながったのだと確信している。

6　ヘイトスピーチ被害の実態調査について

次に、前述したセンターによる生野区在住・在勤の在日コリアン100名を対象とした「ヘイトスピーチ被害の実態調査」について記す。HSによる被害を可視化、活字化することで、規制条例を制定する目的と必要性をはっきり示そうとする意図のもと、2014年9月から翌年の1月にかけて100名の在日コリアンの方々から回答をいただき、集約したものだ。

実は、この実態調査の必要性を痛感した一つの出来事があった。2014年7月に、生野区内の公立中学校で

私がおこなった出前授業での出来事である。その中学校は在日コリアン生徒が、全校生徒の3割前後を占めている。授業のなかではHS問題にも言及するつもりで準備をしていった。その学校で、授業中にHS問題について学ぶのは初めてだということだったのだが、私は漠然とこの生徒たちも多くが実際にHSを体験しているかもしれないと予想していた。授業にあたって、HSの実態については、中学生の発達段階を考慮して動画等の視聴や直接的な表現を伝えることは控え、口頭での婉曲的な説明にとどめた。一方で、HSに抗議して路上に集まるカウンターと呼ばれる市民がいて、そこには在日コリアンはもちろん多くの日本人がいることを、写真などを使いながら説明した。「差別する日本人と、差別される在日コリアン」という単純な対立構造で問題を理解してほしくなかったからだ。

授業が終わって数日後、その学校の先生から生徒の感想文が郵送で届けられた。確認のため電話をいただいたのだが、第一声が「私たちの想像以上に、生徒たちはHSを実際に体験していました。知らなかった。深刻に受けとめています」というものであった。

実際に感想文を確認してみると、授業を聞いた学年の在日コリアンの生徒の約半数が、実際にHSを見聞きしていた。生徒たちの感想の抜粋は次のようなものである。

○私は、ヘイトスピーチを聞いたことがあります。「韓国人の何がいけへんの？」て思いました。そのヘイトスピーチの人たちが、韓国人と逆になって言われたら、どんな気持ちになるか教えてほしい。考えてほしい。そのヘイトスピーチは、つるはしの所だけでなく、私の家にも来ました。とても、きずつきました。

○ヘイトスピーチとか何回も見たことはあるけど、同じ日本で生まれ育ったのに何でこんな暴言吐かれなあかんのって思います。

○ぼくは、今年に入って鶴橋駅でヘイトスピーチを聞きました。日本人は「死ね」とか「きえろ」、「帰れ」「けがれる」とか言ってました。なんでそこまで韓国人をきらうかがわかりません。ぼくは、その時、俺も韓国のルーツあるわぁと、思いました。その時、日本人さいていやと思いました。ほんまにたまたま通りかかっただけやのに「死ね」「きえろ」「帰れ」「けがれる」とか言われるとかまじでいやでした。

○ぼくも、つるはしじゃないけど、ヘイトスピーチをやっているところを見たことがあります。そのとき、聞こえたのが「かんこく帰れ。」とかいろいろ言ってました。そのときにいた、けいさつかんたちは、ヘイトスピーチをしている人を、ぼくも守っているように見えました。だから、ヘイトスピーチをしている人を守っているけいさつかんがバカらしくなるし、こんなことをしている人は、はやくやめてほしいと思いました。

○今も鶴橋などで、大きな声で韓国の方がいやがるようなことをしているけど私は在日韓国人としてやめてほしいと思っています。韓国人がどんだけ嫌な思いをするかも考えてほしいです。韓国の方やからといって、日本におったらあかん。それは違うと思います。どこの国の人でも関係なく、平和に暮らしていけたらいいな。と思います‼

○だけど、やっぱり外に出た時は韓国人ってゆーのをかくさないといけないのかなぁ。と、こわくなりました。自分がされていやなコトは、日本の人も韓国の人もしてほしくないです。

2013年以来、生野区、鶴橋周辺で繰り返されていたHSによって、子どもたちが取り返しのつかないような被害を受けている事実に気づかされる、衝撃的な感想文だった。同時に、本来であれば子どもたちの近くで寄り添い、傷ついた気持ちをケアすることができるはずの教師ですら、その被害実態を把握できていなかっ

たことに愕然とした。HS による被害について漠然と想像するだけでなく、実際の生の声、被害実態を集めて可視化して示していくことが社会を変えていく力になるに違いないと確信し、被害実態調査を行う必要性を強く感じた出来事だった。

そして集約を終えた実態調査の結果から浮かび上がったのは、生野区内の在日コリアンに広がっている、想像を絶する HS 被害だった。

生野区在住、在勤の在日コリアンの 49%が実際にデモや街宣による HS を体験していた。街頭以外でも、インターネット上での HS 被害を受けた人も 30%に及んでいる。そして被害を受けたとき、多くの人が怒り、悲しみ、恐怖、絶望などの否定的な感情を抱いている。それだけでなく、気分が悪くなった等、具体的な身体的変調を訴える人も少なくなかった。HS が単なる表現ではなく身体的暴力に等しい被害を与えうる行為であることがわかる結果である。また HS による被害が、その場、その時限りには留まらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）のように、その後も繰り返し継続して発生していることもうかがえる。HS によって、その後の生活が一変させられてしまったのだ。また、HS が規制されることなくおこなわれていることで、在日コリアンのなかで日本社会、日本人に対する信頼が揺らぎつつあることをうかがわせる感想も少なくなかった。最後に、何よりも HS を法律によって禁止することを強く望む被害者感情が明らかになっている。本来であれば、私たちのような民間団体ではなく、政府、行政が責任を持って HS 被害の実態調査をより広範囲かつ詳細におこない、それに基づく対策がとられるべきであるのはいうまでもない。2015 年末から法務省によって、ヘイトスピーチ被害の実態調査が、東京、川崎、そして大阪の在日コリアン多住地域を中心におこなわれている。センターも独自の実態調査の協力者を紹介し調査にも立ち会うことで、法務省による実態調査に協力した。2016 年 3 月末に調査結果が公表されたが、大阪市においても、もっと早い段階で同様の調査を行政主体でおこなっていてしかるべきだったといえるだろう。

7　大阪市 HS 対処条例の審議

審議会がとりまとめた答申と市長による HS 対処条例制定の意見表明を受けて、2015 年 3 月 13 日、大阪市は「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱」（案）を公表しパブリックコメントの募集をおこなった（4 月 12 日まで）。学習会でもパブリックコメントを作成して提出したが、その主旨は次の 7 点だった。

(1) HS が違法であり、禁止する旨を明記した条例を策定すべき
(2) 明白な人権侵害行為である HS を抑止するための、具体的かつ実効性ある措置を検討されること、
(3) 公然と脅迫的、侮辱的態様によって行われる HS を処罰する条文を設けるべき
(4) HS の定義を、実態に則して広く定めることを提案。具体的には「人種、皮膚の色、世系、民族、国籍若しくは社会的身分によって特徴づけられる集団又はこれに属する個人」とすべき
(5) HS の「拡散防止措置」として HS が行われる蓋然性が高い場合には，本市施設等，公の施設の利用を制限すべきことを含ませるべき
(6) 深刻な被害が発生しているデモや街宣活動の態様をとったヘイトスピーチへ対応できる条例とすべき
(7)「大阪市ヘイトスピーチ審査会」は被害者である在日コリアンをはじめとする被差別少数者も含めた構成とすべき

最終的に、大阪市が募集したパブリックコメントには、1569 通、3368 件の意見が寄せられた。その概略が大阪市のホームページで公開されているが（http://spwww.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000309374.html）、

最も多かった意見は「条例制定の趣旨や意義に関するもの」で 2267 件だった。そのなかには「外国人や特定の民族の利益となり、日本や日本人に不利な状況をもたらすものである。外国人の日本批判や犯罪行為を放置し、日本人の言論を弾圧し、権利や自由を制限するのはおかしい。外国人優遇施策を見直し、日本国籍に限るようにすべきである」、「日本批判や、日本人に対して行われている差別、拉致などの行為に対抗しており、ヘイトスピーチが発生した原因を考えるべきだ」、「日本においてヘイトスピーチは行われていない。反日志向の強い勢力に対する抗議にすぎない」、「本案の目的として、日本人の自由の制限や、外国人の優遇、特定の政治勢力の伸長、弁護士の優遇等の目的があるのではないか」等、まさに HS を街頭で繰り広げてきた人々と同様の意見が多くみられた。公然とおこなわれている HS 等の行為に親和性の高い人たちにとって、大阪市による条例制定の動きが「脅威」としてとらえらえていたことがうかがえるものだ。

パブリックコメントの募集を経て、2015 年 5 月 22 日の大阪市会に、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（以下、「対処条例案」）が提出され、市会の財政総務委員会で審議されることになった。6 月 5 日に開催された同委員会では、各会派所属委員によって次のような議論がおこなわれた。

（1）大阪維新の会・杉村幸太郎議員

条例制定の意義・必要性・内容、表現の自由への配慮について基本的に評価する。ただし表現の自由にかかわるので慎重には慎重を期すべき。訴訟支援の費用負担の線引きは難しい。

（2）自由民主党・川嶋広稔議員

まず国が法整備すべき問題。意見書等による国への働きかけが重要。審査会の人選と任命は表現の自由にかかわる重要問題。市長が一人で判断するのではなく、チェック機能として市会の同意が必要ではないか。訴訟支援について、ヘイトをしたとして訴えられた側の訴訟支援をおこなわないのは不公平であるという意見が私の元に寄せられた。パブコメにも「外国人や特定民族の利益になり日本人に不利な状況をもたらす」等の意見がある。条例の内容の理解が市民に進んでいない。十分に議論し理解をすすめるための時間が必要。

（3）公明党・八尾進議員

定義が非常にあいまい。判断難しいのではないか。ネット上でのヘイトの防止、現場での中止命令、事前規制や施設利用制限など、現行の法制度の中でできることの限界がある。また一自治体としてできることの限界がある。国に実効性のある法律の整備を視野に入れた対策を強く求めていくことが必要

（4）日本共産党・瀬戸一正議員

市の条例案の定義は、国会審議中の人種差別撤廃基本法案とくらべても大変焦点が定まっている。氏名の公表は、国がおこなうブラック企業の公表同様に一定の効果があると思われる。外国人に対する犯罪行為に対する態度に、党派も会派も、右も左もないはずだ。早急な採択をせずに全会一致をめざすべきだ。

（5）OSAKA みらい・森山よしひさ議員

人種・民族に定義を絞ったことは、実際のヘイトの現状から理解できるが、大阪市内で多発している部落差別文書の配布等の事象が過激化した場合には、対処すべき。条例の必要性は認めるが、十分な議論と市民の理解が必要だ。

どの会派の委員の発言にも共通しているのは、HS へ行政として対処すること、条例を制定することに反対を表明していないということだ。しかしながら、定義や、政府や国の法律との関係、市民の理解などの点から慎重な審議をおこなう必要性があるとの認識で、対処条例案は継続審議とすることが決定された。その後、大阪市会は 6 月 10 日の本会議で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣あての「ヘ

イトスピーチの根絶に向けた法整備を求める意見書」を全会一致で可決している。

8　市会各会派へのロビイング

6月の財政総務委員会で対処条例案が継続審議になったことをうけ、学習会では市会各会派の議員のもとを次の通り訪ね、条例制定に必要性を訴え、説明をおこなう活動をおこなった。順を追ってその内容を紹介する。

(1) 公明党

○日時　2015年9月9日（水）午後1時30分～午後3時

○出席

西崎照明議員（旭区選出、政調会長、党大阪府本部幹事・文化国際部長）
八尾進議員（都島区選出、党大阪府本部幹事・遊説局長、財政総務委員）
島田真理議員（阿倍野区選出、党府本部幹事・女性局次長、財政総務委員）
土岐恭生議員（鶴見区選出、党大阪府本部幹事、党市議団副幹事長、市会運営委員会副委員長）
山田正和議員（生野区選出、党大阪府本部青年局長代理）

○内容

・市条例案は提議が曖昧、抽象的ではないかという意見をいただいたが、当方より、既存の名誉毀損、侮辱罪等も定義は曖昧なものであり、むしろ曖昧で良いのではないか、セクシャルハラスメントのように、法や条例ができることで判例が重なり、認識が深まるのではないかと説明をおこなった。
・審査会を市長が任命することが問題であり、偏った考えの市長が出てくる可能性もある。議会の関与が必要であるとの考えを示され、当方より、必要な修正を加えた条例案が示されれば、合意の上条例制定をお願いしたいと要請した。
・また、ヘイトスピーチは人権問題であり、人権問題は表現の自由に優先するとの考えを示していただいたことをうけ、当方から、市条例案にヘイトスピーチ禁止条項を追加していただくことで、被害者が法的救済を求める根拠法となり得るという説明をおこなった。この提案について、出席された議員が納得し、賛成意見を表明していただいたことが印象的だった。

(2) 日本共産党

○日時　2015年9月10日（木）午前10時～午前11時

○場所　大阪市役所8階　市会面談室

○出席

瀬戸一正議員（此花区選出、財政総務委員）
井上ひろし議員（住吉区選出、政調会長）

○内容

・私たちの条例案が、市条例案に相当反映されていると聞いていたそうだが、ヘイトスピーチ禁止条項がないなど、私たちの要望と市条例案に相当開きがあることに認識を新たにしていただくことができた。
・今出ている条例案を制定することが重要だが、6月の財政総務委員会で自民、公明から出た修正意見（審査会の人選への市会の関与等）を受けて、修正があるはずだが、市の動きがみえないという現状を報告していただいた。

・基本的には、条例の制定後の運用をスムーズにすることを考えれば全会一致で制定すべきとの認識をご説明いただいた。

(3) 大阪維新の会

○日時　2015 年 9 月 15 日（火）午前 10 時～午前 11 時

○出席

杉村幸太郎議員（平野区選出、副幹事長、財政総務委員会）

宮脇　希議員（東淀川区選出、財政総務委員会）

○内容

・市の条例案のヘイトスピーチの定義は、人種差別撤廃条約などと較べても限定的で対象が定まったものであるとの考えを説明していただいた。
・表現の自由も大切だが、人間の表現が法を変えてきた。大阪は多文化共生なのだから（この条例が必要だ）という考えを説明していただいた。
・市の条例案による、ヘイトスピーチに対する「名前の公表」という措置は、国がおこなうブラック企業の名前公表などのように一定効果があるのではないかという認識を説明していただいた。
・大阪維新の会としては、市の条例案に必要な修正を加え、可決していただけるものと考えているとのことだった。
・あわせて、維新の会には、ヘイトスピーチ条例制定に反対する立場の人たちからの脅迫メールや脅迫状が届いているという現状も報告していただいた。

(4) 自由民主党

○日時　2015 年 10 月 2 日（金）午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分

○出席

川嶋広稔議員（東成区選出、政調会長、財政総務委員会）

○内容

・生野区選出の黒田まさとし議員と、東成区選出の川崎議員と共に、生野区・東成区はヘイトスピーチ問題の「当該区」であるという認識で、被害者の気持ちを分かってほしいと、制定にむけ党内を含めた説得に尽力している状況を報告していただいた。
・条例制定に反対の立場の方々が面会に来られた際に「当該区」の立場で、被害者の気持ちを分かってほしい、条例制定に反対するつもりはないと説明したというエピソードを紹介していただいた。
・自民党のなかには廃案にという意見を持つ人がいる。そのような党内を説得していくには、まずは皆が納得できる理念条例にすべきではないかと意見している。市の条例案にある訴訟支援などは、その先の話であり、まずは条例制定を優先すべきだという考えをご説明いただいた。
・修正案が市事務局から示されていない。しかし、私たちが提出した陳情書があるので、それに関連した質疑を 10 ／ 6 の財政総務委員会ではおこなうという見通しを説明していただいた。

このロビイング活動を通しても基本的には、どの党もヘイトスピーチ条例制定の必要性には合意していただいているということを確信した。また、私たちが、是非ともお願いしたいと説明した、「ヘイトスピーチ禁止条項」の追加についても、全ての会派の皆さんが一定の理解を示していただいたことも印象的だった。ま

た、大阪維新の会、自民党との懇談会で話題になったのだが、条例制定に反対の立場の方々が、市会議員との面談、FAX、メールなどによる働きかけを強めている状況も明らかになった。

ロビイングの結果を受けて、学習会は、市会での早急な対処条例案の審議と成立を促すことを目的として、9月17日付で大阪市会議長に宛てた「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案」の早期制定に関する陳情書を提出した。

9　再度の財政総務委員会での審議

一連のロビイングをおこなった後、10月6日の大阪市会財政総務委員会で対処条例案に関連した審議がおこなわれた。この日は、部落解放同盟大阪府連合会、部落解放大阪府民共闘会議、大阪同和・人権問題企業連絡会、そしてセンターなどが加入して組織した、今すぐつくろう！「大阪市ヘイトスピーチ条例」緊急集会実行委員会が主催した集会とパレード、そして各会派への要請行動がおこなわれた。平日の日中にもかかわらず、200名近い市民が集まり、市内をパレードし市役所周辺で対処条例の早期制定を求める声をあげるなかでの、審議となった。

大阪維新の会の杉村議員が「市の対処条例案は提議が明確で、審査会の仕組みなど国会で審議中の人種差別撤廃施策推進法案よりも進化している。早期制定をもとめる陳情書も提出されており、時期を見て全会一致で何らかの意思表示をすべきだ」という前向きの発言をおこなわれた。自民党の荒木肇議員は、「審査会の中立性、公正性の担保が重要である。対処条例案にはない審査会委員の任免に関して市会同意が必要であるということを検討すべきである」という具体的な提案がなされた。公明党の八尾議員はやはり私たちが提出した陳情書に触れながら「HS禁止条項追加の要望がなされている。市の対処条例案には一番肝心なところが抜け落ちている。HSはダメだという当たり前のことであっても条例で規定することが必要」という趣旨の発言をしていただいた。共産党の瀬戸議員も、やはり陳情書に触れ「HS禁止条項について、我が会派は当然入れたいと思っている」と発言された。それと関連して瀬戸議員が、法務省による啓発ポスター「ヘイトスピーチ、許さない」を紹介し「禁止条項と同じ意味ではないのか」と発言。それを受けて、大阪市の市民局長は「HSが許されない、抑止しなければならないというのは仰るとおり」と答弁している。最後にOSAKAみらいの森山よしひさ議員はパレードと集会、要請行動にも触れ、「市民の声に耳を傾けるべきだ。禁止条項が必要。大事な条例であるだけに慎重な議論をおこない、できる限り全会一致で成立すべき」などと発言した。

結果として、この財政総務委員会でも対処条例案は継続審議とすることが決定され、同様に12月11日に開催された委員会でも継続審議の扱いとなった。しかし、大阪市会をあげてHSに対処するための条例が必要である、HSは社会的に許される行為ではないという議論が積み重ねられていったことは重要な意味を持つだろう。市会内では水面下での各会派の調整と修正協議がすすめられていった。

10　大阪市ヘイトスピーチ対処条例の成立

そして年が変わった1月、事態は一気に動いた。1月8日、読売新聞が1月15日の市会本会議に先立って、財政総務委員会が開催され、そこで本会議への対処条例案の上程を、大阪維新の会、日本共産党、OSAKAみらいの財政総務委員による賛成多数で決すると報道したのだ。しかし、別のルートからも私たちのもとに情報を伝えていただいたのだが、実際には情報が錯綜しており、1月15日の本会議で対処条例が成立するかどうかは、直前まで揺れ動いていた。学習会では15年末から、新しく就任した市長、そして市会議長に宛てた対処条例の早期制定を求める要望書を提出することを決定していたのだが、1月12日におこなった要望書の提出と記者発表は、図らずも絶妙のタイミングで行われたこともあり、多くのメディアの皆さんの注目を

集めるところとなった。14 日には前記した、今すぐつくろう！「大阪市ヘイトスピーチ条例」緊急集会実行委員会による、市会全会派に対する対処条例早期制定を求める要請行動がおこなわれた。

1 月 15 日の夕刻、財政総務委員会が開かれた。冒頭で市民局長が、対処条例案について審査会委員の任免に市会の同意を必要とすること、措置から訴訟支援を削除すること、国による法整備がなされた後に条例を改正する旨記した附則を追加する修正案が提案された。

これを受けて大阪維新の会の杉村議員は「外国籍住民が数多く居住する大阪市において HS を許さない姿勢を明確に打ち出し、その抑止を図る条例を全国に先駆けて制定することに大きな意義がある」「HS には早急な対処が必要」「国際都市として飛躍を目指すなか、国連からの HS 法規制について勧告を受けているなか、今、一歩を踏み出すとき」だと賛成演説をおこなった。

一方、自由民主党の有本純子議員は「HS を許さないという条例案の理念には自民党も賛成」「修正案には我が党の意見が反映されており評価する」「表現の自由の観点から慎重にすべき。時間をかけて啓発をおこない、時間をかけて周知をはかり、市民理解を深めてから条例制定をすべき」「まだ条例制定の時期ではない」などの理由をのべて反対演説をおこなった。

次に日本共産党の瀬戸議員が「今可決しなければならない理由の第一は、現に大阪市民のなかで HS 被害者が生まれている。この事実を黙って見過ごすことは議会としてできない。市民の切実な願いに応えなければならない。第二の理由として、表現の自由を侵す懸念はきわめて低い、HS の定義が誤解のしようがないぐらいに、目的、態様ともに限定的になっている。審査会の仕組みも、これ以上の公平性を担保するものはない」との理由を挙げて賛成演説をおこなった。

OSAKA みらいの森山議員は「国連から HS 関連の勧告がでている」「国の多くの外国籍住民が居住する大阪市が全国に先駆けて HS の認識を公表する等の具体的な許さない姿勢を示すことは、人権擁護の視点から大きな意義がある。条例早期制定を求める多くの市民の声も聞いている」などの理由をあげて賛成演説をおこなった。

そして大阪維新の会、公明党、日本共産党、OSAKA みらいの財政総務委員による賛成多数で可決され、条例案が本会議の議題として審議されることになった。この時点で市会の会派構成から対処条例の成立は間違いないこととなった。

本会議では、自由民主党の荒木議員が、財政総務委員会で有本議員がおこなわれたのと同様の反対演説をおこなわれた。そして、大阪維新の会の藤田あきら議員が賛成演説をおこなっていたところ、傍聴人の一人が激高し議場にカラーボールを投げるという前代未聞の事態が発生した。カラーボールを投げつけた傍聴人は、以前から HS 街宣やデモに参加していることが知られていた人物だが、彼が激高し、ボールを投げたのは、藤田議員が次のような賛成演説を述べていた時だった。

文化的背景、国籍が違う人が多様な人が住み、観光客が訪れる大阪の街において人種、民族を理由に他人を憎悪するよう不特定多数に働きかける HS は、当人にとっては侮蔑の言葉を投げかけられ人格を深く傷つけられると同時に、それを見聞きする住民相互の間にも争いや、不法行為を生む火種をつくり住民生活に大きな損失をもたらす看過できない課題である。全国に先駆けて本条例を制定することで、今後 HS の被害に苦しむ人を一日も早く減らしていくとともに、将来に目指すべき誇り高き大阪の都市像を広く国内外に発信し、国際都市大阪の価値を高めることが住民利益に資することであると考える

この演説を聞いていた私は、在日コリアンをはじめとする人種的マイノリティの人権を守る条例の必要性を説く言葉に「あなたも同じ人間であり、差別されない権利を持つ、かけがえのない存在なのだ」と公的に宣言されたように感じたことを覚えている。当たり前のことではあるのだが、HS をはじめとする差別によっ

て、そのことを否定され続けてきた歴史を振り返ると、実に感慨深い、感動的な演説であると感じたのだ。それだけに、真逆の価値観を持つ人間にとって、藤田議員の演説は「許せない」言葉として響き、激高し、行為に及んだのだろう。

本会議はいったん中断し、午後 10 時過ぎになり再開。財政総務委員会同様、大阪維新の会、公明党、日本共産党、OSAKA みらいの賛成多数で、午後 10 時 45 分過ぎ、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（以下、対処条例）が成立した。戦後 70 年以上を経て、外国人の人権を守ることを目的とした日本初の法制度が成立した、歴史的かつ画期的な瞬間だった。

対処条例は、1 月 18 日に公布され、後述する通り、条例の目的から啓発までを記した第 1 条から第 3 条までは即日施行された。吉村市長は記者会見で、具体的な措置の内容や、審査会の仕組みを定めた 4 条以降は 7 月から 8 月頃の施行をめざす意向を表明している。

11　大阪市ヘイトスピーチ対処条例とその評価

今回成立した対処条例は、第 1 条において条例制定の目的を「個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがある」「ヘイトスピーチの抑止を図ること」であると謳っている。

第 2 条では HS の定義を、(1) その目的が「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する」者又は集団（以下「特定人等」）に対する「社会から排除」、「権利又は自由を制限」、「憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる」ことのいずれかにあたる表現活動であり、(2) 表現内容又は表現活動の態様が「相当程度侮蔑し又は誹謗中傷する」、特定人等の「相当数」が脅威を感じるものであること、(3) その表現が不特定多数の者が知りうる状態に置くような場所又は方法で行われるもの、以上 (1) から (3) のいずれの条件も満たすものであることと、相当程度、限定的に定義している。この条例によって正当な政治的言論や表現を弾圧するような濫用の心配は、ほとんどなくなったと思ってよいのではないか。条例制定を求めてロビイングをした際、大阪維新の会の杉村議員は「この条例は、在特会対策だ」と語っていたが、路上でおこなわれ続けた、暴力的かつ脅迫的な HS に対処することを想定して定められた文言ではないかと思われる。同時に、インターネット上で繰り返される HS のうち、同様に暴力的、脅迫的なものもこの条例による措置の対象となるものと考えられる。

第 3 条では、大阪市が HS による人権侵害に関する市民の関心と理解を深める啓発を行うことを定めている。ここで指摘しておきたいのは市民に向けた啓発も必要であるが、路上での HS に対峙して抗議するカウンターに対して過剰な警備をおこなう警察官に対する啓発、そして公共施設の利用申請に関わる公務員、指定管理者に対する啓発が重要であるということである。路上での警官の対応からは、HS を行う者と、カウンターを「どっちもどっち」であると考えていることが推察される。少なくとも、HS を行っている者たちが対処条例の趣旨と目的に反している「ダメな人たち」であり、それに抗議する人たちは対処条例の趣旨と目的に合致した行動をおこなう、大阪市政の協力者であるという認識をもって現場での警備にあたっていただきたいものだ。

この第 3 条までが、2016 年 1 月 16 日時点で即日施行されている。

続いて第 4 条と第 5 条では HS の「拡散防止の措置及び認識等の公表」について定めている。2015 年 5 月に大阪市会本会議に提出された対処条例案にはここに HS 被害を受けた個人が訴訟を起こした場合、訴訟費用を貸し付け、訴訟内容が条例の趣旨に照らして公益性が高いとみなされた場合は返還も求めないとする措置が盛り込まれていたが、前記したとおり、成立した対処条例から訴訟支援措置は削除されている。そのため、4 条以降に具体的に定められている措置は、「ヘイトスピーチに該当する旨」、当表現内容の概要、その

拡散防止のためにとった措置、HS を行った者の氏名または名称を公表することに絞られている（第 5 条 1 項）。ここでいう「必要な措置」とは何であるのかについて、行政の対応を注視していく必要があるだろう。

これら措置や公表については、「特定人等」である市民等の申し出により、又は市長の職権によっておこなうことと定められている（第 5 条 2 項）。条文上、大阪市は在日コリアンなどの「人種若しくは民族に係わる特定の属性を有する」者による申出しか受け取らないと読める文章だが、「市民等」には「団体」が含まれているので（第 2 条 4 項）、条例が定義する HS を見聞きしたのが日本人であっても、センターのような団体を通じて申出を行うこともできるのではないだろうか。

こうして手続きを踏んで HS 認定を行政がおこない、その名前や団体名を公表することで、どのような効果があるだろうか。おそらくは、現在路上での HS を公然と行い続けている人間たちの多くは、名前を公表されようが、HS 認定されようが、その行いを改めることは難しいかもしれない。それで HS を止める、正常な判断が可能な者たちは、2013 年以降、カウンターによる抗議が高揚した時点で、路上から撤退しているだろう。しかし恐らく彼らはネット上で同様の HS を繰り返しているものと考えられる。条例の措置をネット上の HS に対しても求めていくことで、次は彼らをネット上での HS からも撤退させることができるかもしれない。また、前記したとおり対処条例の措置では、今も路上での HS を続ける人間たちに対しては効果がないかもしれないが、それを見聞きする街の人たちへの効果が期待できるのではないだろうか。彼らが語る言葉の何が HS で、何が間違っているのか、一つひとつ説明するよりも、「あれは大阪市から HS 認定された人（団体）だ」と一言説明するだけで、「ダメな人たち（団体）」であるという「レッテル貼り」をすることができる。その効果は大きいものと期待する。

第 6 条から第 10 条では、「大阪市ヘイトスピーチ審査会」（以下、「審査会」）の設置、組織、委員の任命、手続きを定めている。学識経験者等 5 人以内の委員により構成される審査会を市長の付属機関として設置することになる。この審査会が、申出を行った市民等に対して、意見書又は資料の提出を求めたりヒヤリングをおこなうことで必要な調査をおこなう（第 9 条 1 項）。一方で、HS を行ったと訴えられた者に対しては、自身に有利な証拠を提出したり、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことが定められており（第 9 条 2 項から 4 項）、審査会の審査が公正、中立なものであるように配慮されている。このことは、審査会委員について「在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」（第 8 条 6 項）とする異例ともいえる中立要件を定めていることにもはっきりと現れている。

12　条例制定後の課題

対処条例第 11 条には、条例の運用にあたって、日本国憲法が保障する表現の自由その他の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならないことが明文化されている。ここでも、条例が表現や言論の自由に対する不当な萎縮や弾圧に利用されないようにするための配慮がうかがえる。

なお、市会での対処条例案の審議を経て、対処条例の附則には、案にはなかった国による HS に関する法整備が行われた場合、市長は必要な措置を講ずるとする一文が加わっている。この一文は、自民党の要望にそった文言であるという情報がある。ある自民党議員は「国の法律ができた時点で、この対処条例を廃止することも考えられる」と語った。しかし私たちは、この一文に積極的な意味を見いだして活動を続けていこうと考えている。対処条例に基づく措置だけでは抑止不可能な HS があるということがはっきりした時点で、では更に抑止効果の高い条例とするために、HS 禁止条項の新設、あるいは罰則規定の追加などの提案を行うことができるのではないかと考えている。

しかし残念ながら、現時点では対処条例には「HS を行ってはならない」とする禁止条項もなければ、もち

ろん罰則規定もない。だから、この条例ができたことですぐに大阪市でのHSがなくなったり、抑止されるようなことはないだろう。

事実、対処条例が成立した直後に、本稿冒頭で触れた元在特会副会長で、京都朝鮮初級学校襲撃事件の刑事事件で有罪判決を受け、民事裁判でも人種差別的動機に基づく行為に対して高額な損害賠償が命じられたKが、大阪市立の施設の利用申請をおこない、許可をうけている。そのうち一つの集会のタイトルは、講演会「在日特権条例に抗して日本人を守る」というもので、これ自身がデマに基づき在日コリアンに対する憎悪と敵意を煽るHSに他ならない。またこの人物は、2月21日に大阪市内で行われた「日韓断交」を題目としたデモ行進において「ゴミはゴミ箱に、チョンコは朝鮮半島に」というむき出しのHSを連呼しているところを目撃されている。

客観的事実に基づきHSが行われる可能性が高い人物が主催する集会であるにも関わらず、そのための会場を「ヘイトスピーチの抑止を図ること」を目的とした条例を制定、施行した大阪市が利用許可するという、何とも矛盾した事態が生じているのだ。

とはいえ、対処条例に意味がないわけではない。粘り強く行政に声を届け続ける取り組みを続け、対処条例の第4条以降が施行された後には、申出を繰り返していくことで、件の人物のような常習的、職業的な人種差別主義者に対して、大阪市が公的にHSを行った者であるという認定をおこなうことができるように促し、それによって行政が条例の目的に則した適切な判断と対応ができるよう、市民の立場から協力を続けていかなければならない。

第３部　在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート用紙及び集計結果

在日コリアンをめぐる社会問題に関するアンケート

【問1】　あなたの属性について教えて下さい。

(1)中学・高校の別と、学年（当てはまる番号に○をつけ、学年を記入して下さい）

1. 中学生（＿＿年生）　2. 高校生（＿＿年生）

(2)性別

1. 女性　2. 男性　3. どちらでもない

(3) 現在お住まいの都道府県　（　　）

【問２】あなたは、日本で生活していて、コリアンに対する差別を感じますか？（当てはまるもの１つに○をして下さい）

1. 強く感じる　2. やや感じる　3. それほど感じない　4. 感じない

【問 2-2】(前問で、「1. 感じる」「2. やや感じる」と答えた方におたずねします)
具体的にどのような時に、コリアンに対する差別を感じますか。具体的にお書き下さい。
（　　）

【問３】あなたは、日本では次のような人に対する差別が、どの程度あると思いますか？（当てはまるもの１つに○をして下さい）

① 女性に対して……1. 強い　2. やや強い　3. あまりない　4.ない
② コリアン以外の外国人‥‥1. 強い　2. やや強い　3. あまりない　4.ない
③ シングルマザー……1. 強い　2. やや強い　3. あまりない　4.ない
④ 障害者……1. 強い　2. やや強い　3. あまりない　4.ない
⑤ 被差別部落の人々……1. 強い　2. やや強い　3. あまりない　4.ない

【問４】あなたは 2009 年 12 月４日、京都朝鮮第一初級学校に在特会のメンバーらがお昼休み時間に押し寄せてデモ・街宣活動をしたのを知っていますか？
（※デモ・街宣活動とは、街頭や学校などの施設の前に押しかけて、コリアンに対する差別発言をマイクなど使って繰り返したり、またはひどい嫌がらせをすることをいう）

1. よく知っている　2. 少しは知っている　3. 知らない

1

（前問で、「1.よく知っている」「2.少しは知っている」と答えた方におたずねします）
【問 4-2】あなたはそのことを最初に誰から（何から）知りましたか？

1. 先生　2. 友人・知人　3. 家族　4. 新聞・テレビ　5. インターネット
6. その他（具体的に……）

【問 4-3】そのことを知って、あなたはどのように感じましたか（答えはいくつでも）。

1. 何も思わない　2. 恐怖を感じた
3. 怒りを感じた　4. 仕方がないと思った
5. 在特会らのデモ・街宣活動に共感した
6. その他（具体的に……）

【問 5】あなたは、京都朝鮮第一初級学校に対する在特会のメンバーによる街宣活動に対して、大阪高等裁判所で損害賠償が認められたことを知っていますか？（※最高裁判所の決定により判決確定）
（※この事件は、刑事裁判で有罪判決が下され、民事裁判で損害賠償命令が下されました）

1. よく知っている　2. 少しは知っている　3. あまり知らない　4. 知らない

【問 5-2】（前問で、「1.よく知っている」「2.少しは知っている」と答えた方におたずねします）
あなたはそのことを最初に何で知りましたか？

1. 先生　2. 友人・知人　3. 家族　4. 新聞・テレビ　5. インターネット
6. その他（具体的に……）

【問 6】あなたは、日本の各地で、コリアンをターゲットにして排外・攻撃しようとするデモ・街宣活動が行われていることを知っていますか？

1. よく知っている　2. 少しは知っている　3. あまり知らない　4. 知らない

【問 6-2】（前問で「よく知っている」「少しは知っている」と答え方にお聞きします）
あなたはそのことを何で知りましたか？（複数回答可）

1. 先生　2. 友人・知人　3. 家族　4. 新聞・テレビ　5. インターネット
6. 実際に見たことがある
7. その他（具体的に……）

※裏面に続く

【問 7】コリアンを攻撃するデモ・街宣活動について、あなたの気持ちはどれに当てはまりますか？（複数回答可）

1. 恐怖を感じた　　2. 怒りを感じた
3. 仕方がないと思った　　4. 在特会らのデモ・街宣活動に共感した
5. 何も思わない
6. その他（具体的に……）

【問 7-2】（前問で「1. 恐怖を感じた」「2. 怒りを感じた」と答えた方におたずねします）恐怖や怒りを感じた方、なぜ、そのように感じたのですか？（複数回答可）

1. 気持ちが悪かった
2. 関東大震災のように朝鮮人が迫害されるのではないかと思った
3. 人間として平等に扱われていない
4. 自分が差別された経験を思い出した
5. 父母、祖父母から聞いた話を思い出した
6. その他（具体的に……）

【問 8】知った後、あなたはどうしましたか？（答えはいくつでも）

1. 忘れようとした　　2. デモ・街宣活動の主張について調べた
3. 先生に相談した　　4. 友人と話した
5. 家族と話した
6. その他（　　）

【問 9】ヘイトスピーチ問題の解決に何が必要だと思いますか？

禁止する法律が、1. すごく必要　2. 必要　3. 多少必要　4. あまり必要でない　5. 不要

【問 10】「多文化共生」という言葉がしばしば聞かれるようになりました。あなたの住む地域で、コリアンと日本人の共生は進んでいると思いますか。それとも、進んでいないと思いますか。

1. 進んでいると思う　　2. まあ進んでいる　　3. あまり進んでいない　　4. 進んでいない

【問 11】あなたは学校で本名を使っていますか？

1. はい　　2. いいえ

【問 12①】あなたは学校以外で、本名を使っていますか？（学校以外とは、アルバイトや学習塾などその他の生活。なお、家族内など自宅を除く）

1. はい　　2. いいえ　　3. 使い分けている

【問 12②】朝鮮学校の高校生が就学支援金の適用から除外されていることを知っていますか？

1. 知っている　　2. 知らない

【問 13】朝鮮学校の高校生が就学支援金の制度から除外されていることについてどう思いますか？（答えは１つ）

1. 全ての高校生に適用すべきだ　　2. 朝鮮学校の生徒には適用すべきではない
3. どちらでもよい

【問 14】朝鮮学校の高校生が就学支援金の制度から除外されていることと、コリアンをターゲットにして排外・攻撃するデモ・街宣活動とは関係があると思いますか？

1. 関係がある　　2. 関係はない

【問 14-2】（前問で「関係がある」と答えられた方におたずねします。）
それは、どのように関係していると思いますか？

（　　）

【問 15】あなたは、排外・攻撃するデモ・街宣活動に参加する人たちをどう思いますか？

1. 許せない、絶対に理解しあえない　　2. 許せないけど、同じ社会に生きる人間だからいつか分かりあえる　3. 無視する・放っておくべき

【問 16】あなたは、共生社会を創るために、何がしたいですか？　自分がすべきことまたはしたいことを自由に書いて下さい。

回答者の属性

学校別	性別				合計
	女性	男性	どちらともいえない	回答なし	
朝鮮学校（全国）	680	695	1	3	1379
	49.3%	50.4%	.1%	.2%	100.0%
A校	24	9	0	0	33
	72.7%	27.3%	0.0%	0.0%	100.0%
B校	13	19	0	1	33
	39.4%	57.6%	0.0%	3.0%	100.0%
公、私立（全外教、府立外教）コリアルーツ	3	5	0	0	8
	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	100.0%
公、私立（全外教、府立外教）その他ルーツ	18	11	1	0	30
	60.0%	36.7%	3.3%	0.0%	100.0%
合計	738	739	2	4	1483
	49.8%	49.8%	.1%	.3%	100.0%

朝鮮学校のみ	性別				合計
	女性	男性	どちらともいえない	回答なし	
京都	31	41	1	0	73
	42.5%	56.2%	1.4%	0.0%	100.0%
東京	205	237	0	0	442
	46.4%	53.6%	0.0%	0.0%	100.0%
大阪	143	139	0	3	285
	50.2%	48.8%	0.0%	1.1%	100.0%
愛知	121	94	0	0	215
	56.3%	43.7%	0.0%	0.0%	100.0%
広島	32	32	0	0	64
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
九州	33	22	0	0	55
	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
神戸	71	71	0	0	142
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北海道	3	11	0	0	14
	21.4%	78.6%	0.0%	0.0%	100.0%
神奈川	41	48	0	0	89
	46.1%	53.9%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	680	695	1	3	1379
	49.3%	50.4%	.1%	.2%	100.0%

	度数	%
中学1年	29	2.1
中学3年	37	2.7
高校1年	422	30.6
高校2年	483	35.0
高校3年	400	29.0
中学学年不明	1	.1
高校学年不明	5	.4
学校・学年不明	2	.1
合計	1379	100.0

Q2日本で生活していてコリアンに対する差別を感じるか

		Q2日本で生活していてコリアンに対する差別を感じるか						強く+やや	それほど+ない
		強く感じる	やや感じる	それほど感じない	感じない	無回答	合計	（感じる）	（ない）
学校別	朝鮮学校(全国)	547	596	207	22	7	1379		
		39.7%	43.2%	15.0%	1.6%	.5%	100.0%	82.9%	16.6%
	A校	2	10	16	5	0	33		
		6.1%	30.3%	48.5%	15.2%	0.0%	100.0%	36.4%	63.6%
	B校	6	9	12	5	1	33		
		18.2%	27.3%	36.4%	15.2%	3.0%	100.0%	45.5%	51.5%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	4	1	2	0	8		
		12.5%	50.0%	12.5%	25.0%	0.0%	100.0%	62.5%	37.5%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	2	10	12	5	1	30		
		6.7%	33.3%	40.0%	16.7%	3.3%	100.0%	40.0%	56.7%
京都朝鮮・高級部		17	40	16	0	0	73		
		23.3%	54.8%	21.9%	0.0%	0.0%	100.0%	78.1%	21.9%
性別	女性	296	329	94	13	6	738		
		40.1%	44.6%	12.7%	1.8%	.8%	100.0%	84.7%	14.5%
	男性	261	298	152	25	3	739		
		35.3%	40.3%	20.6%	3.4%	.4%	100.0%	75.6%	24.0%
	どちらともいえない	0	1	0	1	0	2		
		0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%
	性別無回答	1	1	2	0	0	4		
		25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%
居住地ブロック	北海道	7	5	2	0	0	14		
		50.0%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	85.7%	14.3%
	関東	204	239	79	11	3	536		
		38.1%	44.6%	14.7%	2.1%	.6%	100.0%	82.6%	16.8%
	中部	68	108	39	3	1	219		
		31.1%	49.3%	17.8%	1.4%	.5%	100.0%	80.4%	19.2%
	関西	225	233	106	24	4	592		
		38.0%	39.4%	17.9%	4.1%	.7%	100.0%	77.4%	22.0%
	中国	28	33	12	0	1	74		
		37.8%	44.6%	16.2%	0.0%	1.4%	100.0%	82.4%	16.2%
	九州	24	11	8	0	0	43		
		55.8%	25.6%	18.6%	0.0%	0.0%	100.0%	81.4%	18.6%
	居住地不明	2	0	2	1	0	5		
		40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	100.0%	40.0%	60.0%
合計		558	629	248	39	9	1483		
		37.6%	42.4%	16.7%	2.6%	.6%	100.0%	80.0%	19.4%

		Q2日本で生活していてコリアンに対する差別を感じるか						強く+やや	それほど+ない
		強く感じる	やや感じる	それほど感じない	感じない	無回答	合計	（感じる）	（ない）
学校での本名の使用	はい	545	615	241	36	7	1444		
		37.7%	42.6%	16.7%	2.5%	.5%	100.0%	80.3%	19.2%
	いいえ	11	9	6	3	1	30		
		36.7%	30.0%	20.0%	10.0%	3.3%	100.0%	66.7%	30.0%
	無回答	2	5	1	0	1	9		
		22.2%	55.6%	11.1%	0.0%	11.1%	100.0%	77.8%	11.1%
学校以外での本名の使用	はい	314	352	126	25	4	821		
		38.2%	42.9%	15.3%	3.0%	.5%	100.0%	81.1%	18.4%
	いいえ	45	58	22	7	0	132		
		34.1%	43.9%	16.7%	5.3%	0.0%	100.0%	78.0%	22.0%
	使い分けている	197	211	98	6	4	516		
		38.2%	40.9%	19.0%	1.2%	.8%	100.0%	79.1%	20.2%
	無回答	2	8	2	1	1	14		
		14.3%	57.1%	14.3%	7.1%	7.1%	100.0%	71.4%	21.4%
合計		558	629	248	39	9	1483		
		37.6%	42.4%	16.7%	2.6%	.6%	100.0%	80.0%	19.4%

2

	強く感じる	やや感じる	それほど感じない	感じない	無回答
コリアン	37.6%	42.4%	16.7%	2.6%	.6%

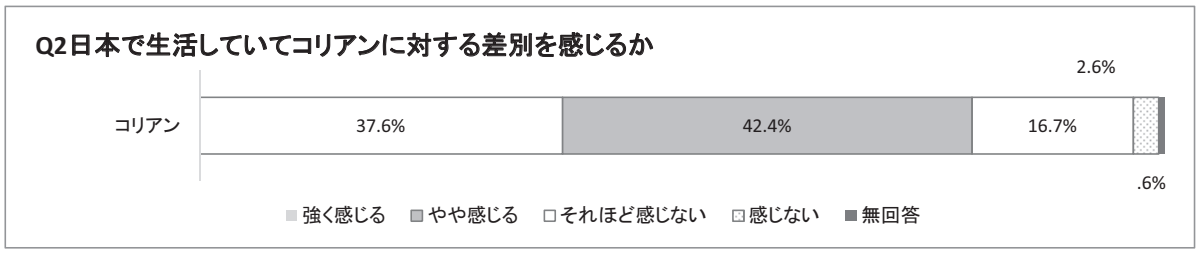

Q3　マイノリティに対する差別がどの程度あると思うか

	強い	やや強い	あまりない	ない	無回答
障害者	22.0%	44.4%	25.1%	5.9%	2.6%
被差別部落の人々	12.9%	38.7%	31.8%	8.6%	7.9%
コリアン以外の外国人	6.1%	28.0%	53.0%	10.4%	2.5%
シングルマザー	3.6%	28.4%	51.0%	12.6%	4.4%
女性	2.8%	24.0%	55.8%	14.4%	3.0%

強く+やや（感じる）	あまり+ない（ない）
66.4%	31.0%
51.7%	40.5%
34.1%	63.4%
32.0%	63.6%
26.8%	70.1%

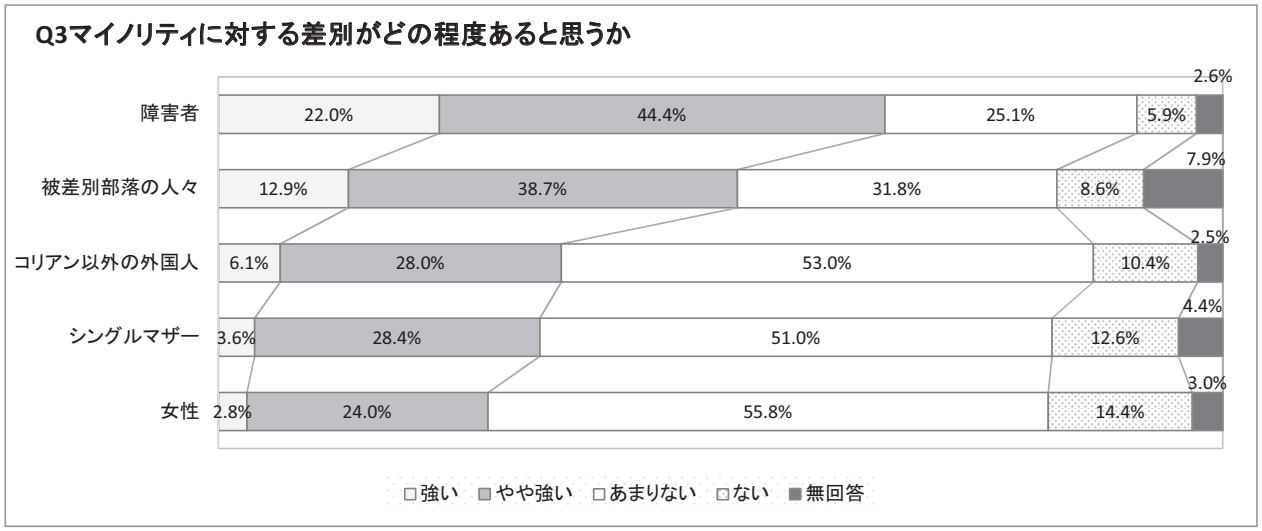

3

Q4在特会の第一初級学校への街宣(2009.12.4)の認知

		Q4				よく+少しは
		よく知っている	少しは知っている	知らない	合計	(認知率)
学校別	朝鮮学校(全国)	633	597	149	1379	
		45.9%	43.3%	10.8%	100.0%	89.2%
	A校	10	12	11	33	
		30.3%	36.4%	33.3%	100.0%	66.7%
	B校	9	16	8	33	
		27.3%	48.5%	24.2%	100.0%	75.8%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	2	2	4	8	
		25.0%	25.0%	50.0%	100.0%	50.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	0	9	21	30	
		0.0%	30.0%	70.0%	100.0%	30.0%
京都朝鮮・高級部		63	10	0	73	
		86.3%	13.7%	0.0%	100.0%	100.0%
性別	女性	304	340	94	738	
		41.2%	46.1%	12.7%	100.0%	87.3%
	男性	348	295	96	739	
		47.1%	39.9%	13.0%	100.0%	87.0%
	どちらともいえない	1	0	1	2	
		50.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%
	性別無回答	1	1	2	4	
		25.0%	25.0%	50.0%	100.0%	50.0%
合計		654	636	193	1483	
		44.1%	42.9%	13.0%	100.0%	87.0%

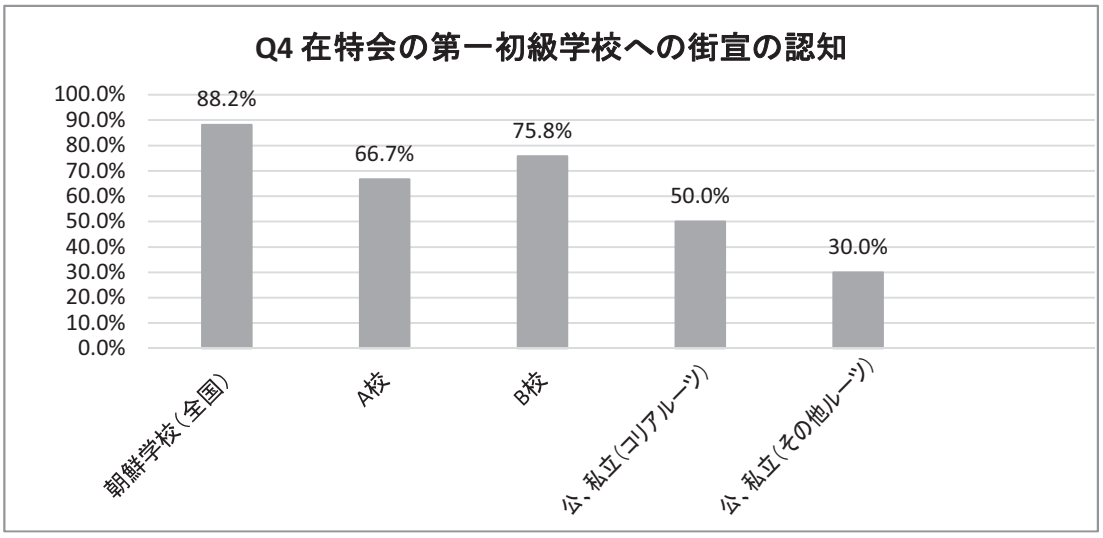

4

朝鮮学校(全国)	88.2%
A校	66.7%
B校	75.8%
公、私立(コリアルーツ)	50.0%
公、私立(その他ルーツ)	30.0%

Q4.2s第一初級学校への街宣を最初に知った経路（S.A）

		Q4.2s							
		先生	友人・知人	家族	新聞・テレビ	インターネット	その他	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	604	64	88	84	87	75	228	1230
		49.1%	5.2%	7.2%	6.8%	7.1%	6.1%	18.5%	100.0%
	A校	8	3	4	3	0	1	3	22
		36.4%	13.6%	18.2%	13.6%	0.0%	4.5%	13.6%	100.0%
	B校	9	3	1	2	0	4	6	25
		36.0%	12.0%	4.0%	8.0%	0.0%	16.0%	24.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	0	0	0	1	2	1	0	4
		0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	3	2	0	2	0	0	2	9
		33.3%	22.2%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	22.2%	100.0%
京都朝鮮・高級部		13	1	1	1	1	53	3	73
		17.8%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	72.6%	4.1%	100.0%
性別	女性	308	29	53	47	27	37	143	644
		47.8%	4.5%	8.2%	7.3%	4.2%	5.7%	22.2%	100.0%
	男性	315	43	40	45	62	43	95	643
		49.0%	6.7%	6.2%	7.0%	9.6%	6.7%	14.8%	100.0%
	どちらともいえない	0	0	0	0	0	1	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	1	0	0	0	0	0	1	2
		50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
合計		624	72	93	92	89	81	239	1290
		48.4%	5.6%	7.2%	7.1%	6.9%	6.3%	18.5%	100.0%

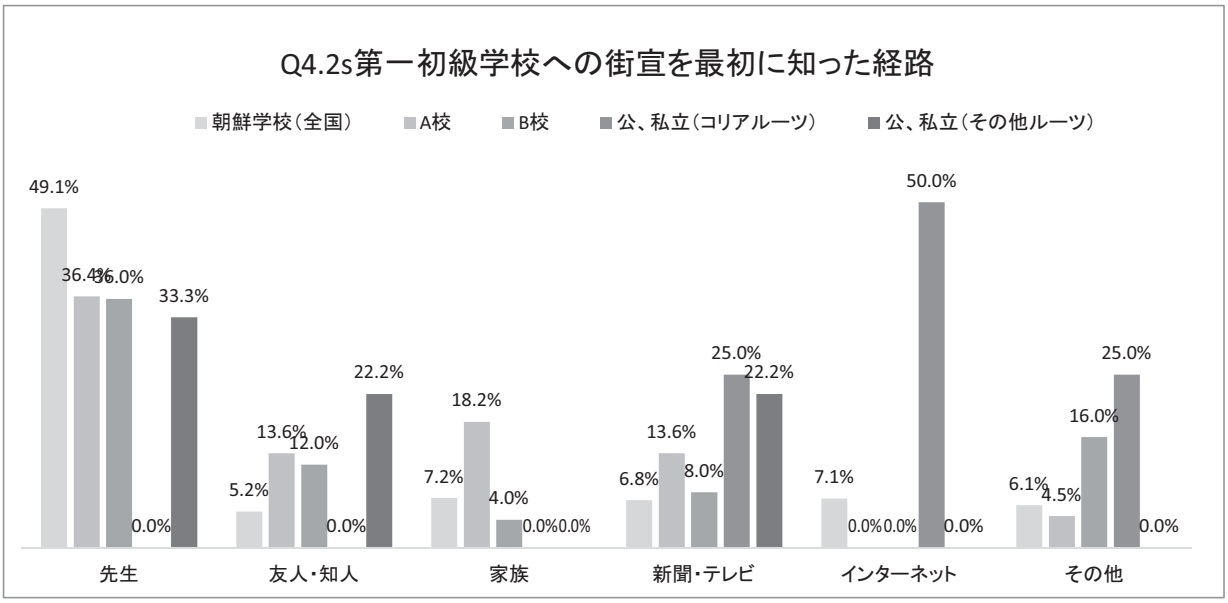

5

	先生	友人・知人	家族	新聞・テレビ	インターネット	その他	無回答
朝鮮学校(全国)	49.1%	5.2%	7.2%	6.8%	7.1%	6.1%	18.5%
A校	36.4%	13.6%	18.2%	13.6%	0.0%	4.5%	13.6%
B校	36.0%	12.0%	4.0%	8.0%	0.0%	16.0%	24.0%
公、私立(コリアルーツ)	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%
公、私立(その他ルーツ)	33.3%	22.2%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	22.2%

Q4.3maそのこと(第一初級学校への街宣)を知ってどう思ったか

		Q4.3第一初級学校への街宣を最初に知って[a]							
		何も思わない	恐怖を感じた	怒りを感じた	仕方がないと思った	在特会らのデモ・街宣活動に共感した	その他	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	14	636	927	47	9	124	9	1230
		1.1%	51.7%	75.4%	3.8%	.7%	10.1%	.7%	
	A校	0	9	15	1	1	2	0	22
		0.0%	40.9%	68.2%	4.5%	4.5%	9.1%	0.0%	
	B校	1	13	13	1	1	5	0	25
		4.0%	52.0%	52.0%	4.0%	4.0%	20.0%	0.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	0	1	3	0	1	2	0	4
		0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	0	2	6	1	0	3	1	9
		0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	33.3%	11.1%	
京都朝鮮・高級部		4	39	37	4	0	11	0	73
		5.5%	53.4%	50.7%	5.5%	0.0%	15.1%	0.0%	
性別	女性	6	428	485	19	7	61	6	644
		.9%	66.5%	75.3%	3.0%	1.1%	9.5%	.9%	
	男性	8	232	478	31	5	75	4	643
		1.2%	36.1%	74.3%	4.8%	.8%	11.7%	.6%	
	どちらともいえない	1	0	0	0	0	0	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	性別無回答	0	1	1	0	0	0	0	2
		0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計		15	661	964	50	12	136	10	1290
		1.2%	51.2%	74.7%	3.9%	0.9%	10.5%	0.8%	1290

本名の使用 × Q4.3maそのこと(第一初級学校への街宣)を知ってどう思ったか

		Q4.3第一初級学校への街宣を知ってどう感じたか (MA)[a]							
		何も思わない	恐怖を感じた	怒りを感じた	仕方がないと思った	在特会らのデモ・街宣活動に共感した	その他	無回答	合計
学校での本名の使用	はい	13	648	945	50	11	136	9	1260
		1.0%	51.4%	75.0%	4.0%	.9%	10.8%	.7%	
	いいえ	2	11	15	0	0	0	1	24
		8.3%	45.8%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	
	無回答	0	2	4	0	1	0	0	6
		0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	
学校以外での本名の使用	はい	9	358	561	22	6	81	6	732
		1.2%	48.9%	76.6%	3.0%	.8%	11.1%	.8%	
	いいえ	2	51	70	8	1	10	2	106
		1.9%	48.1%	66.0%	7.5%	.9%	9.4%	1.9%	
	使い分けている	4	246	326	20	4	45	2	441
		.9%	55.8%	73.9%	4.5%	.9%	10.2%	.5%	
	無回答	0	6	7	0	1	0	0	11
		0.0%	54.5%	63.6%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	
合計		15	661	964	50	12	136	10	1290
		1.2%	51.2%	74.7%	3.9%	0.9%	10.5%	0.8%	1290

Q5 大阪高裁判決により損害賠償が認められたことの認知

		在特会に対する大阪高裁判決の認知						よく+少しは（知っている）
		よく知っている	少しは知っている	あまり知らない	知らない	無回答	合計	
学校別	朝鮮学校(全国)	439	562	274	100	4	1379	
		31.8%	40.8%	19.9%	7.3%	.3%	100.0%	72.6%
	A校	5	5	13	10	0	33	
		15.2%	15.2%	39.4%	30.3%	0.0%	100.0%	30.3%
	B校	7	8	5	13	0	33	
		21.2%	24.2%	15.2%	39.4%	0.0%	100.0%	45.5%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	2	0	5	0	8	
		12.5%	25.0%	0.0%	62.5%	0.0%	100.0%	37.5%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	0	1	7	22	0	30	
		0.0%	3.3%	23.3%	73.3%	0.0%	100.0%	3.3%
京都朝鮮・高級部		42	27	4	0	0	73	
		57.5%	37.0%	5.5%	0.0%	0.0%	100.0%	94.5%
性別	女性	210	283	165	78	2	738	
		28.5%	38.3%	22.4%	10.6%	.3%	100.0%	66.8%
	男性	242	293	133	69	2	739	
		32.7%	39.6%	18.0%	9.3%	.3%	100.0%	72.4%
	どちらともいえない	0	1	0	1	0	2	
		0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%
	性別無回答	0	1	1	2	0	4	
		0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	100.0%	25.0%
合計		452	578	299	150	4	1483	
		30.5%	39.0%	20.2%	10.1%	.3%	100.0%	69.5%

7

	よく知っている	少しは知っている	あまり知らない	知らない	無回答
京都	57.5%	37.0%	5.5%	0.0%	0.0%
東京	30.5%	43.9%	20.6%	5.0%	0.0%
大阪	37.5%	42.5%	14.0%	6.0%	0.0%
愛知	18.6%	35.8%	30.7%	14.4%	.5%
広島	45.3%	26.6%	23.4%	4.7%	0.0%
九州	43.6%	49.1%	7.3%	0.0%	0.0%
神戸	16.9%	37.3%	28.2%	16.2%	1.4%
北海道	57.1%	21.4%	21.4%	0.0%	0.0%
神奈川	33.7%	48.3%	12.4%	4.5%	1.1%
Ａ校	15.2%	15.2%	39.4%	30.3%	0.0%
Ｂ校	21.2%	24.2%	15.2%	39.4%	0.0%
公、私立（コリアルーツ）	12.5%	25.0%	0.0%	62.5%	0.0%
公、私立（その他ルーツ）	0.0%	3.3%	23.3%	73.3%	0.0%

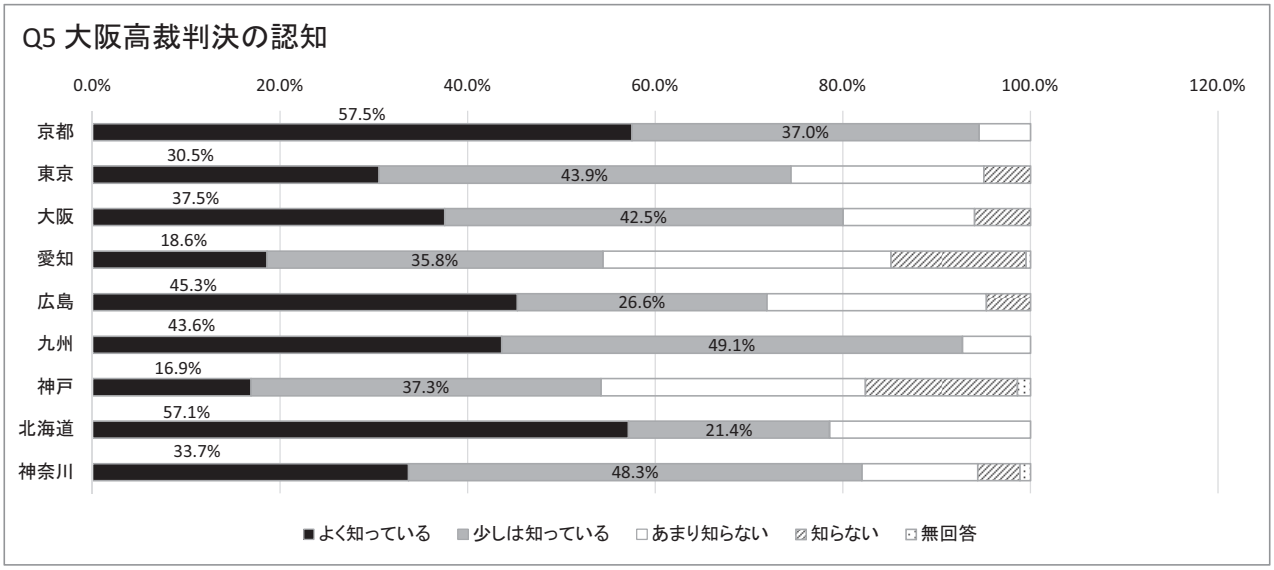

Q5.2s 高裁判決を「知っている」生徒の最初の認知経路(SA)

		最初に知ったルート							
		先生	友人・知人	家族	聞・テレビ	インターネット	その他	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	612	32	71	104	28	8	146	1001
		61.1%	3.2%	7.1%	10.4%	2.8%	.8%	14.6%	100.0%
	A校	2	0	2	4	0	0	2	10
		20.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
	B校	3	4	1	2	1	1	3	15
		20.0%	26.7%	6.7%	13.3%	6.7%	6.7%	20.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	0	0	0	1	1	0	1	3
		0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	0	0	0	0	1	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
京都朝鮮・高級部		49	1	7	4	0	1	7	69
		71.0%	1.4%	10.1%	5.8%	0.0%	1.4%	10.1%	100.0%
性別	女性	294	14	38	41	9	5	92	493
		59.6%	2.8%	7.7%	8.3%	1.8%	1.0%	18.7%	100.0%
	男性	323	21	35	70	22	4	60	535
		60.4%	3.9%	6.5%	13.1%	4.1%	.7%	11.2%	100.0%
	どちらともいえない	0	0	1	0	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	0	1	0	0	0	0	0	1
		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		617	36	74	111	31	9	152	1030
		59.9%	3.5%	7.2%	10.8%	3.0%	.9%	14.8%	100.0%

Q6 日本各地でのコリアンに対する排外・攻撃のデモ・街宣活動の認知

		日本各地でのコリアン対するデモ・街宣活動認知						よく+少しは（知っている）
		よく知っている	少しは知っている	あまり知らない	知らない	無回答	合計	
学校別	朝鮮学校(全国)	598	603	146	31	1	1379	
		43.4%	43.7%	10.6%	2.2%	.1%	100.0%	87.1%
	A校	12	7	3	11	0	33	
		36.4%	21.2%	9.1%	33.3%	0.0%	100.0%	57.6%
	B校	16	12	2	3	0	33	
		48.5%	36.4%	6.1%	9.1%	0.0%	100.0%	84.8%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	3	1	2	2	0	8	
		37.5%	12.5%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%	50.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	1	10	9	9	1	30	
		3.3%	33.3%	30.0%	30.0%	3.3%	100.0%	36.7%
京都朝鮮・高級部		29	38	5	1	0	73	
		39.7%	52.1%	6.8%	1.4%	0.0%	100.0%	91.8%
性別	女性	310	320	75	33	0	738	
		42.0%	43.4%	10.2%	4.5%	0.0%	100.0%	85.4%
	男性	318	310	86	23	2	739	
		43.0%	41.9%	11.6%	3.1%	.3%	100.0%	85.0%
	どちらともいえない	1	1	0	0	0	2	
		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	性別無回答	1	2	1	0	0	4	
		25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	75.0%
学校での本名の使用	はい	618	620	157	48	1	1444	
		42.8%	42.9%	10.9%	3.3%	.1%	100.0%	85.7%
	いいえ	8	11	5	6	0	30	
		26.7%	36.7%	16.7%	20.0%	0.0%	100.0%	63.3%
	無回答	4	2	0	2	1	9	
		44.4%	22.2%	0.0%	22.2%	11.1%	100.0%	66.7%
学校以外での本名の使用	はい	361	349	82	29	0	821	
		44.0%	42.5%	10.0%	3.5%	0.0%	100.0%	86.5%
	いいえ	50	51	18	12	1	132	
		37.9%	38.6%	13.6%	9.1%	.8%	100.0%	76.5%
	使い分けている	213	228	61	14	0	516	
		41.3%	44.2%	11.8%	2.7%	0.0%	100.0%	85.5%
	無回答	6	5	1	1	1	14	
		42.9%	35.7%	7.1%	7.1%	7.1%	100.0%	78.6%
合計		630	633	162	56	2	1483	
		42.5%	42.7%	10.9%	3.8%	.1%	100.0%	85.2%

9

Q6.2ma 日本各地でのコリアンに対する排外・攻撃のデモ・街宣の認知経路(複数回答)

		Q6[a]							
		先生	友人・知人	家族	聞・テレビ	インターネット	その他	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	810	183	223	390	335	441	28	1197
		67.7%	15.3%	18.6%	32.6%	28.0%	36.8%	2.3%	
	A校	8	1	3	7	5	5	1	19
		42.1%	5.3%	15.8%	36.8%	26.3%	26.3%	5.3%	
	B校	9	9	3	14	10	11	2	27
		33.3%	33.3%	11.1%	51.9%	37.0%	40.7%	7.4%	
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	0	1	2	3	2	0	4
		25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	1	3	0	6	3	3	1	11
		9.1%	27.3%	0.0%	54.5%	27.3%	27.3%	9.1%	
京都朝鮮・高級部		37	3	6	25	19	18	2	67
		55.2%	4.5%	9.0%	37.3%	28.4%	26.9%	3.0%	
性別	女性	448	91	132	209	172	246	19	627
		71.5%	14.5%	21.1%	33.3%	27.4%	39.2%	3.0%	
	男性	380	105	97	208	182	212	13	626
		60.7%	16.8%	15.5%	33.2%	29.1%	33.9%	2.1%	
	どちらともいえない	0	0	0	1	1	2	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	
	性別無回答	1	0	1	1	1	2	0	3
		33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	0.0%	
合計		829	196	230	419	356	462	32	1258
		65.9%	15.6%	18.3%	33.3%	28.3%	36.7%	2.5%	1258

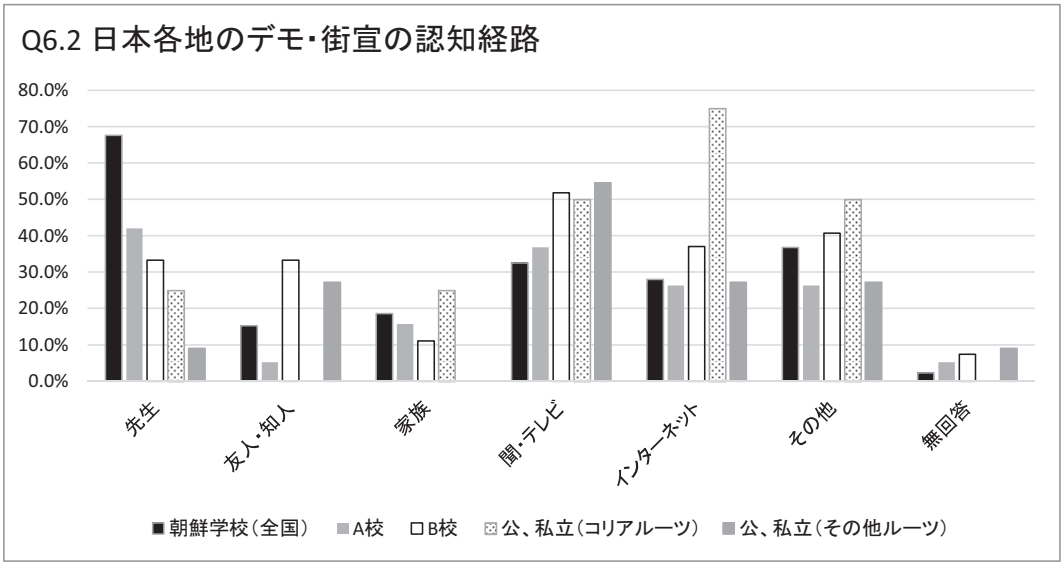

10

	先生	友人・知人	家族	新聞・テレビ	インターネット	その他	無回答
朝鮮学校（全国）	67.7%	15.3%	18.6%	32.6%	28.0%	36.8%	2.3%
A校	42.1%	5.3%	15.8%	36.8%	26.3%	26.3%	5.3%
B校	33.3%	33.3%	11.1%	51.9%	37.0%	40.7%	7.4%
公、私立（コリアルーツ）	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%
公、私立（その他ルーツ）	9.1%	27.3%	0.0%	54.5%	27.3%	27.3%	9.1%

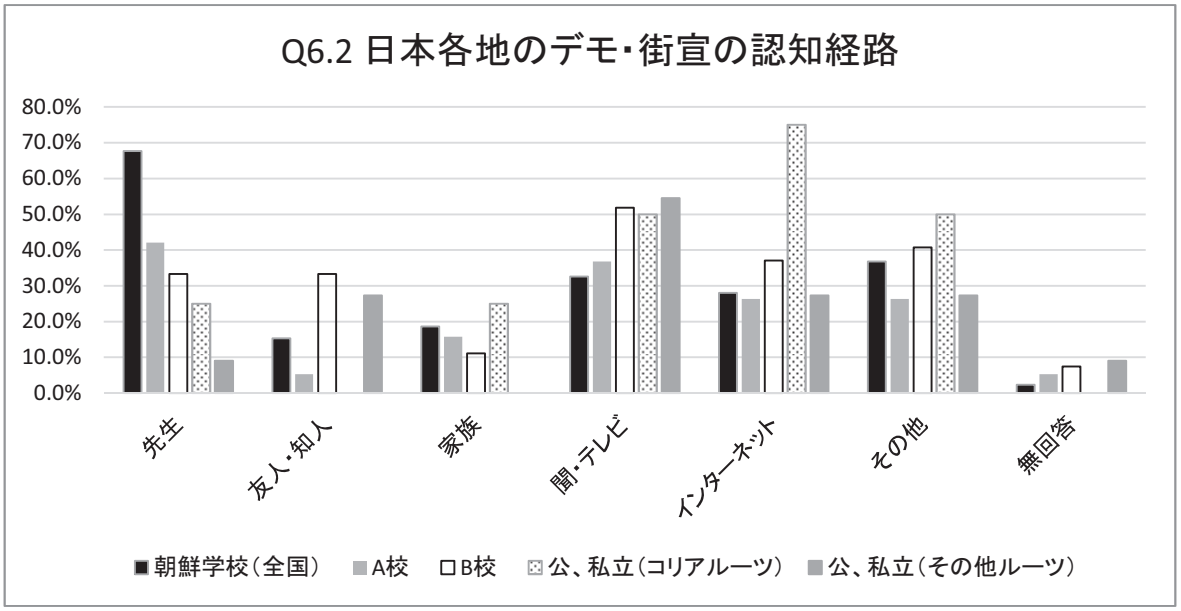

Q7ma コリアンを攻撃するデモ・街宣活動に対する気持ち(複数回答)

		Q7 コリアンを攻撃するデモ・街宣活動に対する気持ち							
		恐怖を感じた	怒りを感じた	仕方がないと思った	在特会らのデモ・街宣活動に共感した	何も思わない	その他	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	652	1065	65	6	29	109	10	1379
		47.3%	77.2%	4.7%	.4%	2.1%	7.9%	.7%	
	A校	13	21	1	2	5	2	2	33
		39.4%	63.6%	3.0%	6.1%	15.2%	6.1%	6.1%	
	B校	9	20	2	0	5	4	0	33
		27.3%	60.6%	6.1%	0.0%	15.2%	12.1%	0.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	4	2	1	2	1	1	8
		12.5%	50.0%	25.0%	12.5%	25.0%	12.5%	12.5%	
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	8	19	0	0	0	6	4	30
		26.7%	63.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	13.3%	
京都朝鮮・高級部		26	53	4	0	4	5	2	73
		35.6%	72.6%	5.5%	0.0%	5.5%	6.8%	2.7%	
性別	女性	451	562	22	6	12	65	7	738
		61.1%	76.2%	3.0%	.8%	1.6%	8.8%	.9%	
	男性	230	563	48	3	28	57	10	739
		31.1%	76.2%	6.5%	.4%	3.8%	7.7%	1.4%	
	どちらともいえない	1	2	0	0	0	0	0	2
		50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	性別無回答	1	2	0	0	1	0	0	4
		25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	
Q11学校での本名の使用	はい	673	1110	69	8	37	120	9	1444
		46.6%	76.9%	4.8%	.6%	2.6%	8.3%	.6%	
	いいえ	9	18	1	1	4	2	1	30
		30.0%	60.0%	3.3%	3.3%	13.3%	6.7%	3.3%	
	無回答	1	1	0	0	0	0	7	9
		11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	
Q12学校以外での本名の使用	はい	362	647	33	4	21	66	7	821
		44.1%	78.8%	4.0%	.5%	2.6%	8.0%	.9%	
	いいえ	62	87	11	1	9	9	2	132
		47.0%	65.9%	8.3%	.8%	6.8%	6.8%	1.5%	
	使い分けている	255	391	26	4	10	46	1	516
		49.4%	75.8%	5.0%	.8%	1.9%	8.9%	.2%	
	無回答	4	4	0	0	1	1	7	14
		28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	50.0%	
合計		683	1129	70	9	41	122	17	1483
		46.1%	76.1%	4.7%	0.6%	2.8%	8.2%	1.1%	100.0%

"

Q7.2ma「恐怖」「怒りを感じた」 →それはなぜか(複数回答, N=1329)

		気持ちが悪かった	関東大震災のように朝鮮人が迫害されるのではないかと思った	人間として平等に扱われていない	自分の被差別経験を思い出した	父母、祖父母から聞いた話を思い出した	その他	無回答	
学校別	朝鮮学校(全国)	521	183	925	94	151	133	12	1258
		41.4%	14.5%	73.5%	7.5%	12.0%	10.6%	1.0%	
	A校	7	3	15	0	4	1	0	21
		33.3%	14.3%	71.4%	0.0%	19.0%	4.8%	0.0%	
	B校	11	3	16	1	3	5	1	24
		45.8%	12.5%	66.7%	4.2%	12.5%	20.8%	4.2%	
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	3	0	2	0	1	0	0	4
		75.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	2	2	21	2	1	0	0	22
		9.1%	9.1%	95.5%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	
京都朝鮮・高級部		29	3	44	2	3	6	0	62
		46.8%	4.8%	71.0%	3.2%	4.8%	9.7%	0.0%	
性別	女性	243	115	540	51	82	78	9	677
		35.9%	17.0%	79.8%	7.5%	12.1%	11.5%	1.3%	
	男性	299	75	436	46	78	59	4	647
		46.2%	11.6%	67.4%	7.1%	12.1%	9.1%	.6%	
	どちらともいえない	1	1	1	0	0	1	0	2
		50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	
	性別無回答	1	0	2	0	0	1	0	3
		33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	
合計		544	191	979	97	160	139	13	1329
		40.9%	14.4%	73.7%	7.3%	12.0%	10.5%	1.0%	100.0%

Q8ma 知ったあとどうしたか(複数回答)

		忘れようとした	デモ・街宣活動の主張について調べた	先生に相談した	友人と話した	家族と話した	その他	無回答	
学校別	朝鮮学校(全国)	144	313	23	572	409	241	76	1379
		10.4%	22.7%	1.7%	41.5%	29.7%	17.5%	5.5%	
	A校	7	6	0	7	13	2	2	33
		21.2%	18.2%	0.0%	21.2%	39.4%	6.1%	6.1%	
	B校	1	11	0	6	4	11	3	33
		3.0%	33.3%	0.0%	18.2%	12.1%	33.3%	9.1%	
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	2	2	1	1	2	2	2	8
		25.0%	25.0%	12.5%	12.5%	25.0%	25.0%	25.0%	
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	2	9	3	12	2	3	5	30
		6.7%	30.0%	10.0%	40.0%	6.7%	10.0%	16.7%	
京都朝鮮・高級部		4	14	0	26	30	12	6	73
		5.5%	19.2%	0.0%	35.6%	41.1%	16.4%	8.2%	
性別	女性	59	170	10	334	265	120	49	738
		8.0%	23.0%	1.4%	45.3%	35.9%	16.3%	6.6%	
	男性	96	169	17	261	163	139	39	739
		13.0%	22.9%	2.3%	35.3%	22.1%	18.8%	5.3%	
	どちらともいえない	0	1	0	1	1	0	0	2
		0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	
	性別無回答	1	1	0	2	1	0	0	4
		25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	
合計		156	341	27	598	430	259	88	1483
		10.5%	23.0%	1.8%	40.3%	29.0%	17.5%	5.9%	100.0%

12

Q9 ヘイトスピーチ問題の解決に必要なこと

		ヘイト・スピーチ問題の解決に対する法律の必要性							すごく+必要+多少
		すごく必要	必要	多少必要	あまり必要でない	不要	無回答	合計	（必要）
学校別	朝鮮学校（全国）	810	399	122	9	12	27	1379	
		58.7%	28.9%	8.8%	.7%	.9%	2.0%	100.0%	96.5%
	A校	17	7	3	0	3	3	33	
		51.5%	21.2%	9.1%	0.0%	9.1%	9.1%	100.0%	81.8%
	B校	13	11	5	1	0	3	33	
		39.4%	33.3%	15.2%	3.0%	0.0%	9.1%	100.0%	87.9%
	公､私立(全外教､府立外教)コリアルーツ	4	0	3	1	0	0	8	
		50.0%	0.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	87.5%
	公､私立(全外教､府立外教)その他ルーツ	10	13	2	0	1	4	30	
		33.3%	43.3%	6.7%	0.0%	3.3%	13.3%	100.0%	83.3%
京都朝鮮・高級部		46	16	9	0	0	2	73	
		63.0%	21.9%	12.3%	0.0%	0.0%	2.7%	100.0%	97.3%
性別	女性	452	200	55	3	6	22	738	
		61.2%	27.1%	7.5%	.4%	.8%	3.0%	100.0%	95.8%
	男性	399	228	80	7	10	15	739	
		54.0%	30.9%	10.8%	.9%	1.4%	2.0%	100.0%	95.7%
	どちらともいえない	1	1	0	0	0	0	2	
		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	性別無回答	2	1	0	1	0	0	4	
		50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	75.0%
居住地ブロック	北海道	10	3	1	0	0	0	14	
		71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	関東	277	187	52	3	5	12	536	
		51.7%	34.9%	9.7%	.6%	.9%	2.2%	100.0%	96.3%
	中部	104	80	22	1	6	6	219	
		47.5%	36.5%	10.0%	.5%	2.7%	2.7%	100.0%	94.1%
	関西	397	117	50	6	5	17	592	
		67.1%	19.8%	8.4%	1.0%	.8%	2.9%	100.0%	95.3%
	中国	38	28	7	0	0	1	74	
		51.4%	37.8%	9.5%	0.0%	0.0%	1.4%	100.0%	98.6%
	九州	25	13	3	1	0	1	43	
		58.1%	30.2%	7.0%	2.3%	0.0%	2.3%	100.0%	95.3%
	回答なし	3	2	0	0	0	0	5	
		60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
Q11学校での本名の使用	はい	839	421	130	10	15	29	1444	
		58.1%	29.2%	9.0%	.7%	1.0%	2.0%	100.0%	96.3%
	いいえ	14	8	5	1	1	1	30	
		46.7%	26.7%	16.7%	3.3%	3.3%	3.3%	100.0%	90.0%
	無回答	1	1	0	0	0	7	9	
		11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	100.0%	22.2%
Q12学校以外での本名の使用	はい	497	223	69	3	9	20	821	
		60.5%	27.2%	8.4%	.4%	1.1%	2.4%	100.0%	96.1%
	いいえ	62	44	13	4	4	5	132	
		47.0%	33.3%	9.8%	3.0%	3.0%	3.8%	100.0%	90.2%
	使い分けている	293	159	52	4	3	5	516	
		56.8%	30.8%	10.1%	.8%	.6%	1.0%	100.0%	97.7%
	無回答	2	4	1	0	0	7	14	
		14.3%	28.6%	7.1%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%
合計		854	430	135	11	16	37	1483	
		57.6%	29.0%	9.1%	.7%	1.1%	2.5%	100.0%	95.7%

13

Q10 居住地における多文化共生は進んでいるか

		居住地域でのコリアンと日本人の共生の進捗度						進んでいる+まあ(進んでいる)
		進んでいると思う	まあ進んでいる	あまり進んでいない	進んでいない	無回答	合計	
学校別	朝鮮学校(全国)	142	601	517	77	41	1378	
		10.3%	43.6%	37.5%	5.6%	3.0%	100.0%	53.9%
	A校	8	9	12	3	1	33	
		24.2%	27.3%	36.4%	9.1%	3.0%	100.0%	51.5%
	B校	8	18	5	1	1	33	
		24.2%	54.5%	15.2%	3.0%	3.0%	100.0%	78.8%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	5	1	1	0	8	
		12.5%	62.5%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%	75.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	3	11	9	2	5	30	
		10.0%	36.7%	30.0%	6.7%	16.7%	100.0%	46.7%
京都朝鮮・高級部		6	29	30	2	6	73	
		8.2%	39.7%	41.1%	2.7%	8.2%	100.0%	47.9%
性別	女性	67	286	304	49	32	738	
		9.1%	38.8%	41.2%	6.6%	4.3%	100.0%	47.8%
	男性	95	355	237	35	16	738	
		12.9%	48.1%	32.1%	4.7%	2.2%	100.0%	61.0%
	どちらともいえない	0	0	2	0	0	2	
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	性別無回答	0	3	1	0	0	4	
		0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	75.0%
居住地ブロック	北海道	4	9	1	0	0	14	
		28.6%	64.3%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%	92.9%
	関東	65	223	198	32	17	535	
		12.1%	41.7%	37.0%	6.0%	3.2%	100.0%	53.8%
	中部	25	104	69	14	7	219	
		11.4%	47.5%	31.5%	6.4%	3.2%	100.0%	58.9%
	関西	62	252	224	33	21	592	
		10.5%	42.6%	37.8%	5.6%	3.5%	100.0%	53.0%
	中国	6	29	35	2	2	74	
		8.1%	39.2%	47.3%	2.7%	2.7%	100.0%	47.3%
	九州	0	24	15	3	1	43	
		0.0%	55.8%	34.9%	7.0%	2.3%	100.0%	55.8%
	回答なし	0	3	2	0	0	5	
		0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%
合計		162	644	544	84	48	1482	
		10.9%	43.5%	36.7%	5.7%	3.2%	100.0%	54.4%

Q12 就学支援金から朝鮮学校の高校生が除外されていることの認知

		就学支援金除外に対する認知			
		知っている	知らない	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	1264	106	8	1378
		91.7%	7.7%	.6%	100.0%
	A校	14	18	1	33
		42.4%	54.5%	3.0%	100.0%
	B校	22	10	1	33
		66.7%	30.3%	3.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	2	6	0	8
		25.0%	75.0%	0.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	12	17	1	30
		40.0%	56.7%	3.3%	100.0%
京都朝鮮・高級部		66	5	2	73
		90.4%	6.8%	2.7%	100.0%
性別	女性	646	86	5	737
		87.7%	11.7%	.7%	100.0%
	男性	663	70	6	739
		89.7%	9.5%	.8%	100.0%
	どちらともいえない	2	0	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	3	1	0	4
		75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計		1314	157	11	1482
		88.7%	10.6%	.7%	100.0%

Q13 就学支援金から除外されていることについて

		就学支援金除外に対する考え				
		全ての高校生に適用すべきだ	朝鮮学校の生徒には適用すべきではない	どちらでもよい	無回答	合計
学校別	朝鮮学校(全国)	1341	5	20	11	1377
		97.4%	.4%	1.5%	.8%	100.0%
	A校	26	0	5	2	33
		78.8%	0.0%	15.2%	6.1%	100.0%
	B校	26	0	6	1	33
		78.8%	0.0%	18.2%	3.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	4	0	3	1	8
		50.0%	0.0%	37.5%	12.5%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	26	0	0	4	30
		86.7%	0.0%	0.0%	13.3%	100.0%
京都朝鮮・高級部		70	0	1	2	73
		95.9%	0.0%	1.4%	2.7%	100.0%
性別	女性	713	2	13	9	737
		96.7%	.3%	1.8%	1.2%	100.0%
	男性	705	3	20	10	738
		95.5%	.4%	2.7%	1.4%	100.0%
	どちらともいえない	2	0	0	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	3	0	1	0	4
		75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計		1423	5	34	19	1481
		96.1%	.3%	2.3%	1.3%	100.0%

Q14 就学支援金からの除外とデモ・街宣には関係があると思うか

		関係がある	関係はない	無回答	
学校別	朝鮮学校(全国)	943	391	43	1377
		68.5%	28.4%	3.1%	100.0%
	A校	15	16	2	33
		45.5%	48.5%	6.1%	100.0%
	B校	14	16	3	33
		42.4%	48.5%	9.1%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	6	2	0	8
		75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	13	10	7	30
		43.3%	33.3%	23.3%	100.0%
京都朝鮮・高級部		41	26	6	73
		56.2%	35.6%	8.2%	100.0%
性別	女性	535	165	37	737
		72.6%	22.4%	5.0%	100.0%
	男性	452	268	18	738
		61.2%	36.3%	2.4%	100.0%
	どちらともいえない	2	0	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	2	2	0	4
		50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計		991	435	55	1481
		66.9%	29.4%	3.7%	100.0%

Q15 デモ・街宣に参加する人たちをどう思うか

		許せない、絶対に理解しあえない	許せないけど、同じ社会に生きる人間だからいつか分かり合える	無視する・放っておくべき	無回答	
学校別	朝鮮学校(全国)	534	546	231	68	1379
		38.7%	39.6%	16.8%	4.9%	100.0%
	A校	6	16	8	3	33
		18.2%	48.5%	24.2%	9.1%	100.0%
	B校	5	13	10	5	33
		15.2%	39.4%	30.3%	15.2%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)コリアルーツ	1	3	4	0	8
		12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	100.0%
	公、私立(全外教、府立外教)その他ルーツ	10	12	2	6	30
		33.3%	40.0%	6.7%	20.0%	100.0%
京都朝鮮・高級部		28	30	13	2	73
		38.4%	41.1%	17.8%	2.7%	100.0%
性別	女性	290	306	95	47	738
		39.3%	41.5%	12.9%	6.4%	100.0%
	男性	263	282	159	35	739
		35.6%	38.2%	21.5%	4.7%	100.0%
	どちらともいえない	1	1	0	0	2
		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	性別無回答	2	1	1	0	4
		50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計		556	590	255	82	1483
		37.5%	39.8%	17.2%	5.5%	100.0%

執筆メンバー

阿久澤　麻理子	大阪市立大学教授
遠　藤　比呂通	弁護士（元東北大学助教授）
金　　尚　均	龍谷大学法科大学院教授（研究代表者）
佐　藤　　大	京都大学工学部地球工学科卒
中　村　一　成	ジャーナリスト（元毎日新聞記者）
朴　　錦　淑	朝鮮大学校政治経済学部卒
朴　　熙　将	立命館大学大学院法学研究科修了
文　　公　輝	NPO 法人多民族共生人権教育センター
山　本　崇　記	静岡大学人文社会科学部准教授

ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障

2016 年 3 月発行

発　　行：龍谷大学人権問題研究委員会
研究代表者：金　尚均
印　　刷：株式会社　田中プリント